

目 次

◎会議録第1号（6月9日）議案説明

開 会	7
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	7
開 議	10
日程第2 会議録署名議員の指名	10
日程第3 会期の決定	10
日程第4 議選第 1号 議会広報常任委員の補欠選任	10
日程第5 議選第 2号 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員 の補欠選挙	11
日程第6 報告第 4号 令和元年度松前町一般会計繰越明許費繰 越計算書の報告について	12
日程第7 報告第 5号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会 計繰越明許費繰越計算書の報告について	13
日程第8 報告第 6号 令和元年度松前町水道事業会計予算繰越 計算書の報告について	14
日程第9 報告第 7号 令和元事業年度松前町土地開発公社収支 決算の報告について	15
日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて (松前町税条例等の一部を改正する条 例)	17
日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて (松前町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例)	19
日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度松前町一般会計補正予算 (第1号))	20
日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号))	24
日程第14 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて (松前町国民健康保険条例の一部を改正 する条例)	25

日程第15	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第1号)) ……………26
日程第16	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (松前町介護保険条例の一部を改正する 条例) ……………28
日程第17	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて (松前町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例) ……………29
日程第18	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて (松前町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例) ……………30
日程第19	議案第39号	松前町職員倫理条例……………31
日程第20	議案第40号	松前町税条例の一部を改正する条例……………32
日程第21	議案第41号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………34
日程第22	議案第42号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例及び松前町特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例……………35
日程第23	議案第43号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例……………37
日程第24	議案第44号	松前町介護保険条例の一部を改正する条 例……………38
日程第25	議案第45号	松前町総合福祉センター省エネ改修工事 請負契約の締結について……………39
日程第26	議案第46号	松前総合文化センター省エネ改修工事請 負契約の締結について……………40
日程第27	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命について……………41
日程第28	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命について……………41
日程第29	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命について……………41
日程第30	議案第50号	松前町農業委員会の委員の任命について……………41
日程第31	議案第51号	松前町農業委員会の委員の任命について……………41

日程第32	議案第52号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第33	議案第53号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第34	議案第54号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第35	議案第55号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第36	議案第56号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第37	議案第57号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	41
日程第38	議案第58号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	42
日程第39	議案第59号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	42
日程第40	議案第60号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	42
日程第41	議案第61号	財産の譲与について……………	48
日程第42	議案第62号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第2号）……………	49
日程第43	議案第63号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	49
日程第44	議案第64号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	49
日程第45	議案第65号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	49
日程第46	議案第66号	北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結について……………	53
散	会……………		63



◎会議録第2号（6月15日）一般質問

開	議……………		68
日程第1	会議録署名議員の指名……………		68
日程第2	一般質問		
	10番 藤岡 緑議員……………		68
	5番 影岡 俊範議員……………		82
	7番 住田 英次議員……………		86
	3番 渡部 恵美議員……………		91
	4番 曾我部秀司議員……………		94
	2番 西村 元一議員……………		101
散	会……………		125



◎会議録第3号（6月22日）委員長報告

開 議	130
日程第1	会議録署名議員の指名	130
日程第2	議案第39号 松前町職員倫理条例	130
日程第3	議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例	135
日程第4	議案第41号 松前町手数料条例の一部を改正する条例	136
日程第5	議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例及び松前町特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	137
日程第6	議案第43号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	138
日程第7	議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条 例	139
日程第8	議案第61号 財産の譲与について	140
日程第9	議案第62号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第 2号）	142
日程第10	議案第63号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第2号）	142
日程第11	議案第64号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第1号）	142
日程第12	議案第65号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第2号）	142
日程第13	再議の件（議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命 について）	147
日程第14	事件撤回の件（議案第45号 松前町総合福祉センター省 エネ改修工事請負契約の締結について及び議案第46号 松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結につ いて）	149
日程第15	議案第67号 松前町総合福祉センター省エネ改修工事 請負契約の締結について	151
日程第16	議案第68号 松前総合文化センター省エネ改修工事請	

	負契約の締結について.....	152
閉	議.....	154
町長挨拶	154
閉	会.....	155

6月9日（第1号）

令和2年松前町議会第2回定例会会議録

令和2年6月9日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	13番 三好勝利
14番 伊賀上明治		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	大川康久
財政課長	仙波晴樹
財政課技監	伊達圭亮
税務課長	米澤浩樹
町民課長	重松修平
保険課長	小池良治

産業課長	平村展章
上下水道課長	渡部博憲

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	柏原正
議会議務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.1

	令和2年6月9日(火)	午前9時30分	開議
	開会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議選第1号	議会広報常任委員の補欠選任	
上程	指名		
日程第5	議選第2号	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の補欠選挙	
上程	指名推選		
日程第6	報告第4号	令和元年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第7	報告第5号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第8	報告第6号	令和元年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第9	報告第7号	令和元事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第10	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例等の一部を改正する条例)	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第11	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第12	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松前町一般会計補正予算(第1号))	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	

日程第13	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第14	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第15	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号））
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第16	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて（松前町介護保険条例の一部を改正する条例）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第17	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第18	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて（松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第19	議案第39号	松前町職員倫理条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第20	議案第40号	松前町税条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第21	議案第41号	松前町手数料条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第22	議案第42号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第23	議案第43号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第24	議案第44号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）

日程第25	議案第45号	松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第26	議案第46号	松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第27	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第28	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第29	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第30	議案第50号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第31	議案第51号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第32	議案第52号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第33	議案第53号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第34	議案第54号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第35	議案第55号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第36	議案第56号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第37	議案第57号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第38	議案第58号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第39	議案第59号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第40	議案第60号	松前町農業委員会の委員の任命について			
	上程	提案理由説明	質疑	討論	採決

日程第41	議案第61号	財産の譲与について			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(文教厚生)	
日程第42	議案第62号	令和2年度松前町一般会計補正予算(第2号)			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)	
日程第43	議案第63号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)	
日程第44	議案第64号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)	
日程第45	議案第65号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託	(予算決算)	
日程第46	議案第66号	北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結について			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員から欠席届が提出されております。

なお、本日は、新型コロナウイルス対応のために各人、セーフティー距離とマスクの着用と議場のドアを開けたままにさせていただいております。ふなれで何かと御迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

本会議の後、予算決算常任委員会並びに現場確認の後、議会広報常任委員会を行います。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和2年松前町議会第2回定例会を開会します。

初めに、議会閉会中の去る4月19日、早瀬隆土議員から一身上の都合により議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において同日これを許可いたしましたので、御報告いたします。

これに伴い、総務産業建設常任委員及び予算決算常任委員は欠員とし、議会広報常任委員は補欠選任をすることを御報告いたします。

なお、辞職により議席番号1番は欠番とし、議席の変更は行いませんので、御了承ください。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

黄金色の麦畑が鮮やかな緑色の水田に変わり始め、町内は田植えにいそしむ農家の方々の活気で満ちています。今年も植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋が迎えられよう願っております。

本日、令和2年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和2年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しまして、松前町内では4月1日に町内初の感染が確認され、これまでに6人の感染が確認されています。4月1日に感染が確認されてからは、町内での感染拡大を防ぐため、3月4日から設置していた松前町新型コロナウイルス警戒本部を松前町新型コロナウイルス感染拡大防止対策本部に改め、町が主催するイベントの中止や公共施設の利用停止の措置をとったほか、町内の公立幼稚園、小・中学校を休校とするなど、感染拡大防止措置を講じてまいりました。

また、私自身も広報車を使って町内を3回巡回し、町民の皆様には不要不急の外出自粛などをお願いしたところがございます。皆様の御協力により、町内での大きな感染拡大が発生しなかったものと思います。皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

このほか、緊急経済対策として新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成事業、新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成事業、新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金補助事業など、新型コロナウイルスの感染拡大により経済的ダメージを受けた町内事業者の方への独自の支援メニューを整備いたしました。

議会におかれましては、4月24日開催の議員全員協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関し専決処分を認める旨の意向を示していただき、これを受けて補正予算案の外、条例4件、合計7件の専決処分をさせていただきました。おかげで新型コロナウイルス感染症対策にスピード感のある対応ができたと思っています。心から感謝を申し上げます。

なお、今議会には、その承認に係る議案を提出させていただいております。

愛媛県においては、先月14日に、4月7日に発令された緊急事態宣言が解除され、25日には1か月半ぶりに全国都道府県の緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の第2波が懸念されているところであり、緊急事態宣言は解除されたものの、北九州では小学校でクラスターが発生し、東京では東京アラートが発せられるなど、油断できない状況が続いています。皆様におかれましては、マスクの着用や手洗い、うがいなど、御自身でできる予防策を講じていただきますとともに、県が呼び掛けている、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、県外への外出注意と3密回避、この3つの感染拡大回避行動に努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

もうすぐ梅雨に入り、雨が多くなる時期を迎えます。先月27日に、国、県、県警、消防署とともに、水防パトロールを実施し、町内の施設等を巡回して水害危険箇所を確認を行いました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、水防工法訓練等が実施できませんでしたが、防災対策には、日頃の訓練の積み重ねが重要であることから、今後の状況に応じて中止した訓練の実施を検討し、町全体の防災意識、技術の向上に努めてまいりたいと考えています。

また現在、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営の在り方を検討しています。いつ発生するか分からない災害に備え、早期に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインを作成したいと考えています。

次に、予算について専決処分をさせていただいた特別定額給付金の給付状況について申

し上げます。

松前町では、先月1日からオンライン申請の受け付けを開始し、郵送申請については先月8日に申請書を発送し、11日から受け付けを開始しました。特に大きな混乱もなく、順調に給付が進んでおり、5月末時点で既に約9割の給付が完了しています。

なお、申請期限は8月11日までです。期限後は給付を受けられなくなりますので、まだ申請されていない方は期限までに申請をお願いいたします。

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年の秋から住民の皆様と協働で制作を進めていた2種類のオリジナル交通安全啓発看板が昨年度末に完成し、町内の交通事故危険箇所を設置を進めています。看板の制作に当たっては、町民の皆様に交通安全を啓発する言葉を考えていただいたほか、交通安全に関する各種会議で御意見をいただきました。

このように多くの町民の皆様の御協力をいただき完成した看板は、方言を使ったり、イラストを用いたり、他にはない松前町ならではの仕上がりとなりました。

町内の計40か所に2種類の看板を設置する予定で、1つは、左右確認、心のゆとり、もう一つは、急に飛び出すとたまげると書かれています。看板を見つけた際は、一度立ちどまって左右を確認し、心のゆとりを持って進行していただけたらと思っております。今後も町民の皆さんと一緒に交通事故の抑制を図り、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

令和2年4月から、妊娠、出産、子育てに関するワンストップ相談窓口として、松前町子育て世代包括支援センター、愛称はぐはぐがスタートしました。松前町で安心して子どもを生み、育て、住み続けたいと感じていただけるよう、寄り添い型の切れ目のない包括的な子育て支援を行います。その一環として、6月からは子育て支援アプリ「はぐナビ」で、子育てに関する松前町の情報の発信を始めました。子育て世代の方が利用しやすく、必要な情報をよりスムーズに受け取れるような運用に努めます。

また、岡田小学校放課後児童クラブが岡田小学校運動場の北側に完成し、今月1日から運営を開始しました。子どもたちが安全に、また楽しく過ごすことができるよう運営してまいります。

次に、下水道事業の公営企業化について申し上げます。

今年度4月から、下水道事業は地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行しました。町の下水道は、昭和62年に整備に着手し、市街地での整備率は、現在令和元年度末で約68%となっています。今後は管渠整備に加え、処理場施設の更新事業などを計画的に行っていくために民間企業と同様の公営企業会計により経営、資産等の状況の正確な把握に努め、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に努めてまいります。

次に、松前町夏祭りの中止について申し上げます。

誠に残念ながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の夏祭りを中止することが松前町夏祭り実行委員会において決定されました。すっかり松前町の夏の風物詩となったはんざり競漕やまさき音頭を実施できないのは大変寂しく、特にはんざり甲子園は知名度も次第に上がってきているだけに、断腸の思いであります。今年度実施できない分、来年はこれまでよりも盛り上がる夏祭り、より熱い夏になることを願っています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件4件、専決処分の承認9件、条例案件6件、予算案件4件、その他、議決を求めるもの4件、同意を求めるもの14件、合わせて41件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

12番岡井馨一郎議員、14番伊賀上明治議員、以上、両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月2日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月22日までの14日間と決定いたしました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの14日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議選第1号 議会広報常任委員の補欠選任（上程、指名）

○議長（加藤博徳） 日程第4、議選第1号議会広報常任委員の補欠選任を議題とします。

お諮りします。

議員辞職に伴い、議会広報常任委員に欠員が生じたので、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、6番田中周作議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議会広報常任委員の補欠選任は田中周作議員を指名することと決定しました。

なお、松前町議会委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中に議会広報常任委員会を開催して、副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前9時50分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開します。

御報告します。

休憩中に議会広報常任委員会を開催し、副委員長を互選していただきましたので、その結果を御報告いたします。

議会広報常任委員会の副委員長は、4番曾我部秀司議員でございます。

以上、報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 議選第2号 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の補欠選挙(上程、指名推選)

○議長(加藤博徳) 日程第5、議選第2号伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の補欠選挙を議題とします。

この補欠選挙は、議員辞職に伴い伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員が欠員になり、行うものです。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しま

した。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に8番稲田輝宏議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました稲田輝宏議員を伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました稲田輝宏議員が伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました稲田輝宏議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

~~~~~

日程第6 報告第4号 令和元年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(上程、報告、質疑)

○議長(加藤博徳) 日程第6、報告第4号令和元年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第4号令和元年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、仙波財政課長に説明をさせます。

○議長(加藤博徳) 仙波財政課長。

○財政課長(仙波晴樹) それでは、報告第4号について御説明いたします。

報告書の3ページをお開きください。

令和元年度一般会計繰越明許費につきましては、令和元年度補正予算において繰越限度額の議決をいただいておりますが、令和2年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額欄は、補正予算で承認された限度額となっております。

初めに、3款2項児童福祉費の放課後児童健全育成施設整備は、部材の調達、瓦れきの撤去などにより日数を要したため、年度内での完成が見込めず1億8,092万9,000円を繰越しました。

次の5款1項農業費の湛水防除施設改修は、施設の緊急修繕が必要となり、元年度で予算計上しましたが、年度内での完成が見込めず2,285万7,000円を繰越しました。

続いて、土地改良事業は、地元との設計協議や専門業者の確保に日数を要したため、年

年度内での完成が見込めず1,782万9,000円を繰越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の土地調査委託は、土地所有者との協議に日数を要したため、年度内での完成が見込めず220万円を繰越しました。

続いて、橋梁長寿命化修繕は、伊予鉄道との協議に日数を要したため、年度内での完成が見込めず638万円を繰越しました。

続いて、町道整備事業は、水道工事との調整に日数を要したため、年度内での完成が見込めず1億3,885万6,000円を繰越しました。

続いて、5項都市計画費の筒井地区雨水対策は、用地取得に時間を要したため、年度内での完成が見込めず1,940万円を繰越しました。

次の9款1項教育総務費の学校施設環境改善は、年度内の工期の不足が見込まれるため、年度内での完成が見込めず6,860万円を繰越しました。

続いて、情報通信ネットワーク環境施設整備は、年度内の工期の不足が見込まれるため、年度内での完成が見込めず1億395万円を繰越しました。

続いて、2項小学校費の小学校営繕は、年度内の工期の不足が見込まれるため、年度内での完成が見込めず1億1,849万7,000円を繰越しました。

続いて、3項中学校費の松前中学校解体は、年度内の工期の不足が見込まれるため、年度内での完成が見込めず9,894万5,000円を繰越しました。

この結果、繰越限度額7億8,749万3,000円に対し、翌年度繰越額は905万円減の7億7,844万3,000円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第5号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（加藤博徳） 日程第7、報告第5号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第5号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、渡部上下水道課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部博憲） 報告第5号について補足して説明いたします。

報告書の7ページをお開きください。

令和元年度の公共下水道事業特別会計繰越明許費については、令和元年度補正予算において繰越限度額の議決をいただいておりますが、令和2年度への繰越額が確定したことにより報告いたします。

なお、繰越計算書の金額欄は補正予算で承認された限度額となっています。

2款2項公共下水道建設費の管渠建設事業は、繰越限度額に比べ2,638万円減の2億194万7,000円を繰越しました。

内訳といたしまして、委託料は松前町ストックマネジメント実施方針策定業務管路施設、松前町公共下水道松前浄化センター再構築基本設計ストックマネジメント計画に係る技術的援助業務、下水道工事に伴う上水道管移設設計業務の3件でございます。

工事請負費は、汚水（準）筒井金平地区管渠工事、汚水北黒田堅田地区管渠工事第5工区、汚水北黒田粟津南地区管渠工事、南黒田中小路地区舗装工事第3工区、同地区上水道管移設工事第5工区の5件でございます。

繰越しの理由といたしまして、委託業務のうち、施設調査については対象施設の使用状況や劣化状況の確認に時間を要したもので、管路の設計についてはルート選考、工法選定の協議に不測の日数を要したため、年度内での完成が見込めず繰越ししました。

工事につきましては、資機材や交通整理員の確保に時間を要したことや、近接で施工していた工事の調整に時間を要したことにより、年度内での完成が見込めず繰越しました。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第6号 令和元年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第8、報告第6号令和元年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第6号令和元年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、渡部上下水道課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部博憲） 報告第6号について補足して説明いたします。

報告書の11ページをお開きください。

令和元年度水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和2年度への繰越額が確定したことにより報告いたします。

1款1項建設改良費、配水施設事業、予算計上額2億2,300万円、翌年度繰越額は2,500万円です。内訳といたしまして、筒井地区老朽管布設替工事の工事費になります。関係機関等との協議や調整に日数を要したため、年度内での完成が見込めず繰越しました。

次に、1款1項建設改良費、第6次拡張事業、予算計上額1億6,500万円、翌年度繰越額は1,310万円です。内訳といたしまして、（仮称）松前町浄水場整備事業の事業用地取得に係る用地費になります。土地所有者との協議や調整に日数を要したため、年度内での完成が見込めず繰越しました。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第7号 令和元事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について  
（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第9、報告第7号令和元事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第7号令和元事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、仙波財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 報告第7号について御説明いたします。

報告書の16ページをお開きください。

初めに、1、概要ですが、(1)土地造成事業において、令和元事業年度は事業を行いませんでした。

次に、2、理事会の議決事項、次のページの3、役員に関する事項及び4、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、次のページ、18ページからは公社の決算状況になります。

まず、収益的収入及び支出は、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。令和元事業年度の収入ですが、第1款第1項受取利息の決算額は6,060円で、収入合計も同額です。

次に、支出ですが、1款1項販売費及び一般管理費の決算額は3万3,090円で、理事会及び幹事会の開催経費になります。

次の2款1項予備費の支出についてはありませんでしたので、支出合計は3万3,090円でした。

次の19ページは、決算の収支明細書でございますので、御参照願います。

続いて次のページ、20ページを御覧ください。

これは、令和元事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、1、事業収益と2、事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3、販売費及び一般管理費は3万3,090円で、同額が事業損失になります。

次に、4、事業外収益は、受取利息で6,060円になり、5、事業外費用は該当がありませんでした。

この結果、2万7,030円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、21ページからは事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状況を明らかにするものです。

まず、表左側の資産の部では、1、流動資産のうち現金及び預金が1,181万2,162円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産の合計は6,721万9,028円となっております。

続いて、表右側の負債の部ですが、事業資金として借入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計となります。

次に、資本の部ですが、1、資本金は松前町からの出資金500万円が資本金合計となります。2、準備金は、前期繰越準備金の962万1,058円から当期純損失の2万7,030円を差し引いた959万4,028円となっております。

この結果、資本合計は1,459万4,028円に、また負債資本合計は6,721万9,028円となり、

表左側の資本合計の額と一致いたします。

次のページ、22ページからは、令和元事業年度中におけるキャッシュフロー計算書です。これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金については満期日が3か月以内のものを対象としているため、6、現金及び現金同等物期末残高と前ページの貸借対照表流動資産での現金及び預金の額とは一致していません。

このほか、次のページ、24ページの財産目録は、公社が保有する資産と負債を整理したもので、21ページの貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものでございますので、御参照願います。

次のページ、附属明細書ですが、26ページから29ページにかけて、ここまで説明した決算書類の参考資料となります。

最後の30ページには、決算審査意見書を添付しております。

なお、当決算につきましては、本年5月8日に土地開発公社理事会を開催し、決算認定を受けております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第30号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例等の一部を改正する条例を専決第4号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、米澤税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 米澤税務課長。

○税務課長（米澤浩樹） 専決第4号について補足して説明をいたします。

参考資料の方で説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年度税制改正によるものです。税目ごとに説明させていただきます。

個人住民税に関する主なものとして、第24条第1項は、今回の改正に伴い個人住民税の非課税措置について、男の寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加されました。

参考資料2ページをお開きください。

第34条の2は、所得控除について、男の寡夫控除額を削り、ひとり親控除額が追加されました。

次に、3ページをお願いいたします。

固定資産税に関する主なものとして、第54条第2項、同条第4項は、災害等の事由により固定資産の所有者の所在が不明の場合で、その使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録する場合には、事前の通知を要することが追加されました。

第54条第5項は、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない固定資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなす規定が新設されました。

4ページをお開きください。

たばこ税に関する主なものとして、第94条第2項は、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から段階的に見直すものです。

その他、説明を省略した箇所につきましては、地方税法等の一部改正に伴う語句、引用条文等の改正及び改元の対応を行ったものです。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第31号専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第31号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、米澤税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 米澤税務課長。

○税務課長(米澤浩樹) 専決第5号について補足して説明をいたします。

参考資料の方で説明いたしますので、参考資料の9ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年度税制改正によるものです。

第2条の改正は、基礎課税額、いわゆる医療給付費分保険税について、課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金分保険税を16万円から17万円に引き上げるものです。

第23条の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について算定方法の変更を行ったもので、5割軽減では軽減基準額を28万円から28万5,000円に、2割軽減では軽減基準額を51万円から52万円に引き上げるものです。

附則第4項、第5項は、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、国民健康保険税にも課税の特例を適用するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日より施行となり、令和2年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定については、令和3年1月1日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を行うための経費が早急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松前町一般会計補正予算第1号を専決第6号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めものです。

内容につきましては、仙波財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 議案第32号専決第6号について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

議案書の111ページをお開きください。

2款1項14目特別定額給付金給付事業費、補正額30億8,580万5,000円は、1人10万円の特別定額給付金のほか、給付事業に係る事務費や人件費を計上しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、補正額160万8,000円は、園児用マスクの購入配布費用や町内の私立保育園等へ感染予防となる消毒液等の購入や施設の消毒作業に必要な経費への補助金を計上しております。

次に、3款2項5目保育所費、補正額138万8,000円は、町内の公立保育所の感染予防となる消毒液等の購入費用や施設の消毒作業に必要な費用を計上しております。

次に、3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、補正額4,471万8,000円は、子育て世代への生活支援のため、児童手当が給付されている児童1人当たり1万円の臨時特別給付金のほか、給付事業に係る事務費や人件費を計上しております。

次のページ、6款1項3目緊急経済対策費、補正額1億599万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業等への各種支援施策に係る費用を計上しております。

次に、13款1項1目予備費、補正額1,000万円は、新型コロナウイルス感染症における今後の不測の事態や情勢の変化に機動的に対応できるよう予備費を計上しております。

続いて、歳入について御説明いたします。

前のページ、110ページをお開きください。

13款2項1目1節総務管理費国庫補助金、補正額30億8,580万5,000円は、特別定額給付金給付事業に係る国からの補助金となります。

次に、2目2節児童福祉費国庫補助金、補正額4,744万4,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び保育対策総合支援事業に係る国から補助金となります。

次に、17款2項1目1節財政調整基金繰入金、補正額1億1,600万円は、基金からの繰入れになります。

次に、18款1項1目1節繰越金、補正額26万8,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

田中周作議員。

○6番（田中周作議員） 6番田中、質問させてください。

まずもって、今回のコロナウイルスに関しまして、緊急経済対策、特に特別定額給付金の対応を迅速に対応いただきました。また、町長をはじめ幹部の皆様、そして職員の皆様、休日出勤また平日、大事なお仕事もあるかと思うんですけど、残業していただきまして、本当にスピード感を持った対応をしていただきまして、町民を代表して改めて感謝申

上げますとともに敬意を表したいと思います。

それでは、2点、質問させてください。

まず1点目が、予算書の112ページ、先ほど仙波課長からもあったんですけど、予備費です。予備費が1,000万円、今回専決処分の中で計上されているんですけど、先ほども説明の中で不測の事態に備えてというところで御紹介いただいたんですけど、現在、その予測というか、具体的にどのようなことを考えているのか、ちょっと御教示お願いいたします。これ1点目です。

2点目は、111ページを御参照ください。

14目の特別定額給付金事業の中の事務費、節で言うと2節から14節の中で、職員手当の例えば通勤手当、あと一般職級期末手当、あと管理職員特別勤務手当、社会保険料、ちょっとこの辺の内容がよく分からないので、時間外手当等々につきましては、当然計上するんですけど、先ほど言いました5項目につきまして分からなかったもので、内容をちょっと詳しく御教示ください。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） まず、予備費につきまして御説明いたします。

説明でもありましたように、当初予算を作成するときに当たりまして、まだどのようなものが出てくるか分からなかったというようなこともございますので、そのあたり緊急に対応するために1,000万円の予備費を計上しております。現在の段階で予算策定のときに分からなかって今後出てきた、それ以降出てきたものにつきまして、教育施設の感染対策に早急に対応するための費用など223万8,000円、予備費から流用しておりますし、その以前には特別給付の分を早急に対応するためにシステムの改修のためなんかの費用に予備の方を使っております。今後につきましては、やはりまだ分からないこともございますので、そのようなために使えるような分で対応したいというふうに考えております。

あと、14目の職員手当の方になりますけど、通勤手当等につきましては、いわゆる新たに雇う会計任用職員の人件費等の扱いになります。あと、管理職特別手当というのは、担当する課におきまして管理職も休日に出てきて作業等を手伝いますので、そのあたりの特別勤務手当というふうな形になります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 田中周作議員。

○6番（田中周作議員） ありがとうございます。

まずは、予備費につきましてはよく分かりました。

あと、例えば今後これから梅雨時期、梅雨にも入りまして、今週ぐらいからまた雨が降ると思うんですけど、出水期にかかると思うんですけど、その辺に対しての避難所対応ですか、コロナ対策と通常の災害対策の中のような、その辺の例えばパーティションであっ

たりもろもろ、その辺の補充かなと私は思ったんです。それは全然別ということによろしいですか。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 今後の分につきましては、この分に関しまして専決でうっている分に関しまして、4月の末に考えられることを全て挙げておりますので、今後の避難所とかという分に関しては、今後また国の2次補正等がございますので、それらを踏まえての予算計上なり、考えていくようなことになろうかとは思っています。

○議長（加藤博徳） 田中周作議員。

○6番（田中周作議員） ありがとうございます。

あと2点目は手当の関係です。管理職の手当につきましては、よく分かりました。

あと、一般職の期末手当もついているんですけど、この辺も例えば一般会計の方の期末手当ということですかね、これは。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） そのとおりです。

○議長（加藤博徳） 田中周作議員。

○6番（田中周作議員） 今回、このコロナ感染に関して、その一般会計の方が特別に補助したということなんですか、ちょっとそこら辺を。

○議長（加藤博徳） 田中議員、本会議での質問は3回まで。

○6番（田中周作議員） 3回ですね。すみません、失礼しました。これで最後にします。そこだけお願いします。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 期末手当の通常の職員の期末手当という考えですかね。でなくて、あくまでもこれは会計任用職員で、このように一般職というような形で括弧書きはしておりますけど、中身的にはあくまでも会計任用職員の期末手当という解釈になりますので。書き方ではこのような形になってはおりますけど、支払い分については会計任用職員になります。

（6番田中周作議員「ありがとうございます。質問は3回です。ちょっとまだ今の件、もう一度個別にまた教えてください。すみません、どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第33号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第33号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算第1号を専決第7号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、小池保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 小池保険課長。

○保険課長(小池良治) 議案第33号について補足して説明します。

議案書の129ページをお開きください。

歳出については、2款5項1目傷病手当金169万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するためのものです。

次に、歳入ですが、128ページを御覧ください。

3款1項1目保険給付費等交付金169万9,000円の増は、傷病手当金の財源となるものです。

説明は以上です。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第14 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第14、議案第34号専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第34号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決第8号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、小池保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 小池保険課長。

○保険課長(小池良治) 議案第34号について補足して説明します。

議案書の131ページをお開きください。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特別調整交付金により財政支援を行うことが決定されたことを受け、厚生労働省から市区町村等に対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされました。当町において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、国民健康保

険条例の一部を改正いたしました。傷病手当金の支給対象者及び支給金額等については、国が示した基準と同じ内容としております。

1、対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたことにより、療養のため労務に服することができない者です。

2、支給対象日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定した日です。

3、支給額は直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額掛ける3分の2掛ける日数です。

4、適用期間は、令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月までです。

その他、説明を省略した箇所につきましては、松前町国民健康保険条例について、語句の改正を行ったものです。

この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月29日以降に療養のため労務に服することができなくなった被保険者について適応します。

説明は以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（令和



2年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第35号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る保険料をさかのぼって減免することに伴い、減免に係る保険料を還付する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度介護保険特別会計補正予算第1号を専決第9号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、小池保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 小池保険課長。

○保険課長(小池良治) 議案第35号について補足して説明します。

議案書の155ページをお開きください。

歳出については、4款2項1目第1号被保険者還付金166万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響によりさかのぼって一定程度収入が下がった方々の保険料を還付するためのものです。

154ページを御覧ください。

歳入です。

3款2項1目調整交付金66万4,000円、5目介護保険事業費補助金99万7,000円は、還付金の財源です。

説明は以上です。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（松前町介護保険
条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質
疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（松前町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る介護保険料を減免するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町介護保険条例の一部を改正する条例を専決第10号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、小池保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 議案第36号について補足して説明します。

議案書の159ページをお開きください。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する保険料の減免を行うこととされ、減免を行った保険料の全額について国が財政支援を行うことが決定されました。当町において、感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の被保険者に係る保険料を減免するため、松前町介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の納期限または特別徴収対象年金給付の支払い日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されているものです。

対象者の要件は、第1号被保険者であって、感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、もしくは感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、その減少額が令和元年中の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下である場合です。

減免の申請期間は、令和3年5月31日までです。

この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第17 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第17、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税を減免するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第11号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、米澤税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 米澤税務課長。

○税務課長（米澤浩樹） 専決第11号について補足して説明をいたします。

参考資料の13ページをお開きください。

改正の概要ですが、納期が過ぎた国民健康保険税について、災害その他やむを得ない理由により申請ができなかったと認められる場合は、遡及して減免を行うことができるよ

う、第27条第3項にただし書きを加えるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
議案第37号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第18 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金支給申請書の受け付け事務を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決第12号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、小池保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 議案第38号について補足して説明します。

今回の改正は、町において行う事務の特例として傷病手当金の支給に係る申請書の提出

の受け付けの事務を行う規定を附則に追加したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。11時5分です。失礼いたしました。

失礼しました。11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第19 議案第39号 松前町職員倫理条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第39号松前町職員倫理条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

職員の法令遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講じ、町民の信頼を確保するため、松前町職員倫理条例を新たに制定するものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第39号について補足して説明をいたします。

資料は今回、議案第39号差しかえ部分、171から174として追加させていただいた別添議案書と参考資料となりますが、まず参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ペー

ジをお開きください。

この条例の目的は、職員の法令遵守及び倫理の保持のため必要な事項を明文化し、町民の疑惑や不信を招く行為を防止し、町民の信頼を確保することにあります。

このほか、条例では利害関係者の定義や職員の禁止行為、工事等発注担当者の倫理保持のための詳細事項は別に定めることやコンプライアンス審査会の設置について定めています。

なお、この条例の差しかえの中で、173ページに任命権者の責務等を追加させていただきました。これにつきましては、6月4日の全員協議会で意見をいただき、検討いたしまして、そもそも条例の目的達成のために任命権者が注意喚起や職員研修を行うなどのことは規定しなくても任命権者が行う責務であり、必要ないと考えていました。一方で、管理監督職員の責務については規定していました。他市町の事例、条例を確認しますと、任命権者の責務について記載しているところもあったため、追加させていただきました。

また、全員協議会で意見がありました公表というペナルティーについても、他市町の事例を見ますと、任命権者の責務として規定しているところがありましたので、これについても追加して上程させていただきました。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託されました。

~~~~~

日程第20 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第20、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により新築住宅への入居が遅れた場合について、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除期間を延長するなど、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第40号について補足して説明いたします。

参考資料で御説明いたしますので、参考資料17ページをお開きください。

令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、同日施行されたことに伴いまして、松前町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正するものです。

改正の概要ですが、附則第10条においては、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者について固定資産税を軽減するものです。

また、新設に設備投資を行う事業者を支援するため、適用対象資産に事業用家屋と構築物が追加され、適用期限も2年間に限り延長されるものです。

2段目の附則第10条の2については、その②の特例率を規定するもの及び法律の条ずれによる改正です。

次に、3段目の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するものです。

次に、18ページをお願いします。

附則第23条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納税することが困難な者等に対し、書類不備等を訂正する期間を規定したものです。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、文化芸術、スポーツイベント等の中止により生じた入場料金等の払い戻し請求権を放棄した場合に、個人住民税の寄付金控除を適用する特例を規定するものです。

また、附則第25条は、新型コロナウイルス感染症の影響により入居時期が遅延する場合で、一定の要件を満たして入所した場合には、個人住民税の所得割の控除の特例を適用する規定であります。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。ただし改正条例の第2条については、令和3年1月1日から施行することとしています。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第21 議案第41号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第21、議案第41号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第41号について提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第41号について内容を御説明いたします。

議案書179ページをお開きください。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号通知カードが廃止されたため、関係規定を削除し、愛媛県屋外広告物条例に係る規定について改めるものでございます。

表の右、改正前、第2条第10号の通知カードの再交付に係る規定を削除します。

その下、削除に伴う同条第11号から、181ページの第36条までの号ずれと、号ずれによる第5条第2項及び第3項の下線で示した部分を改正後のとおりに改め、181ページにあ



ります表左、改正後の第2条第31号の愛媛県屋外広告物条例の規定を下線で示した字句に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第22 議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第22、議案第42号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第42号について内容を御説明いたします。

議案書の183ページをお開きください。

第1条、松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことにより、省令に準じた改正を行うものでございます。

表の左、改正後、第6条第4項第1号の規定は、家庭的保育事業者等による保育等の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受け入れ先連携施設が町の調整等により対象児童が引き続き保育等の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

次に、184ページをお開きください。

表左、改正後、第6条第4項第2号は、改正前の第4項に新たに第1号が追加されたため、第2号に改めるものでございます。

改正後の第5項は、第4項が2号立てとなりましたので、改めるものでございます。

下、居宅訪問型保育事業、第37条の改正につきましては、下線で示したとおり、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明文化するために追加するものでございます。

次のページ、185ページ、第2条、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、内閣府令の一部が改正されたことにより、府令に準じた改正を行うものでございます。

表左、改正後、第42条第4項第1号の規定は、特定地域型保育事業者による保育等の提供の終了に際して、当該特定地域型保育事業者に確保することが求められている卒園後の受け入れ先連携施設が町の調整等により対象児童が引き続き保育等の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

下の第2号は、改正前の第4項に新たに第1号が追加されたため、第2号に改めるものでございます。

次、改正後の第5項は、第4項が2号立てとなったため、改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第23 議案第43号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第23、議案第43号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第43号について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格に中核市の長が行う研修を修了したことを加えるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第43号について内容を御説明いたします。

議案書187ページをお開きください。

今回の条例改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことにより、省令に準じた改正を行うものでございます。

表の左、改正後、第10条第3項は、放課後児童支援員の要件である認定資格研修について、改正前の研修に加え、下線のとおり地方自治法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員

会へ付託しました。

~~~~~

日程第24 議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第24、議案第44号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第44号について内容を御説明いたします。

議案書189ページをお開きください。

今回の条例改正は、低所得者の保険料軽減強化を図るため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、施行令に準じて改正するもので、介護保険料所得段階の第1段階から第3段階までの低所得者区分について、国が示す保険料率まで引き下げるものでございます。

表の左、改正後、保険料率、第2条第6項は、令和2年度における所得段階の第1段階の保険料額を下線で示す1万9,080円に改め、以下、第7項は、所得段階の第2段階の保険料額を下線で示す2万5,440円、第8項は、所得段階の第3段階の保険料額を下線で示す4万4,520円に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例第2条第6項から第8項の規定は、令和2年4月1日から適用することとしております。

また、経過措置としまして、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第25 議案第45号 松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結  
について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第25、議案第45号松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第45号について提案理由を申し上げます。

松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 重松町民課長。

○町民課長(重松修平) それでは、議案第45号について、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の25ページをお開きください。

工事名は、松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約です。省エネ改修を行う施設は、松前町総合福祉センターです。プレゼンテーション及び審査日は、令和元年8月29日に実施いたしました。改修工事の期限は、議会の承認を得られた日を着手日とし、完了日は令和3年1月15日としております。契約金額は、1億1,575万3,000円です。公募型プロポーザルの参加業者は、愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗、優先契約候補者は、同じく愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗です。

現在、仮契約を行っており、議会の承認を得られた日を契約日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第46号 松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第26、議案第46号松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第46号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 重松町民課長。

○町民課長(重松修平) それでは、議案第46号について、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の27ページをお開きください。

工事名は、松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約です。省エネ改修を行う施設は、松前総合文化センターです。プレゼンテーション及び審査日は、令和元年8月29日に実施いたしました。改修工事の期限は、議会の承認を得られた日を着手日とし、完了日は令和3年1月15日としております。契約金額は、5,449万4,000円です。公募型プロポーザル参加業者は、愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗、優先契約候補者は、同じく愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗です。

現在、仮契約を行っており、議会の承認を得られた日を契約日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第27 議案第47号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第28 議案第48号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第29 議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第30 議案第50号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第31 議案第51号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第32 議案第52号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第33 議案第53号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第34 議案第54号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第35 議案第55号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第36 議案第56号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第37 議案第57号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理

由説明、質疑、討論、採決)

日程第38 議案第58号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第39 議案第59号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第40 議案第60号 松前町農業委員会の委員の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第27、議案第47号松前町農業委員会の委員の任命について、ないし日程第40、議案第60号松前町農業委員会の委員の任命について、14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第47号から議案第60号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

松前町農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了になることに伴い、後任委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

内容につきましては、平村産業課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 平村産業課長。

○産業課長(平村展章) それでは、議案第47号から議案第60号まで、補足して説明いたします。

議案番号順に住所、氏名、生年月日について御説明いたします。

議案書の195ページをお開きください。

議案第47号、住所、伊予郡松前町大字南黒田214番地、氏名、濱田淳司、生年月日、昭和36年3月14日。

議案書の197ページをお開きください。

議案第48号、住所、伊予郡松前町大字浜891番地、氏名、鳥越英子、生年月日、昭和17年1月9日。

議案書の199ページをお開きください。

議案第49号、住所、伊予郡松前町大字徳丸660番地、氏名、渡部禎純、生年月日、昭和30年2月16日。

議案書の201ページをお開きください。

議案第50号、住所、伊予郡松前町大字中川原285番地3、氏名、本田啓三、生年月日、



昭和27年3月7日。

議案書の203ページをお開きください。

議案第51号、住所、伊予郡松前町大字出作757番地1、氏名、秋山和恵、生年月日、昭和39年6月4日。

議案書の205ページをお開きください。

議案第52号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉1017番地1、氏名、池内直人、生年月日、昭和35年4月10日。

議案書の207ページをお開きください。

議案第53号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉355番地3、氏名、久津那良一、生年月日、昭和28年9月19日。

議案書の209ページをお開きください。

議案第54号、住所、伊予郡松前町大字横田67番地5、氏名、篠崎保、生年月日、昭和27年12月9日。

議案書の211ページをお開きください。

議案第55号、住所、伊予郡松前町大字永田476番地1、氏名、渡部幸俊、生年月日、昭和33年6月17日。

議案書の213ページをお開きください。

議案第56号、住所、伊予郡松前町大字大間216番地、氏名、伊賀上典久、生年月日、昭和27年3月5日。

議案書の215ページをお開きください。

議案第57号、住所、伊予郡松前町大字恵久美253番地5、氏名、大政浩史、生年月日、昭和35年8月2日。

議案書の217ページをお開きください。

議案第58号、住所、伊予郡松前町大字昌農内484番地3、氏名、喜安英男、生年月日、昭和24年8月13日。

議案書の219ページをお開きください。

議案第59号、住所、伊予郡松前町大字北川原1496番地、氏名、戎森基晴、生年月日、昭和30年9月21日。

議案書の221ページをお開きください。

議案第60号、住所、伊予郡松前町大字北川原70番地1、氏名、喜安眞造、生年月日、昭和29年2月5日。

なお、参考資料29ページから33ページまでに本人の経歴等を添付しておりますので、御一読ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第47号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第48号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第49号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

た。

議案第50号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第51号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第52号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第53号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第54号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第55号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第56号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第57号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第58号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第59号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第60号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第41 議案第61号 財産の譲与について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第41、議案第61号財産の譲与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

松前町が所有している中川原公民館の土地を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、議案第61号について、補足して御説明いたします。

議案書223ページをお開きください。

1、譲与財産の内容です。

表の上段、種目、土地、所在、松前町大字中川原573番1、地目・構造は宅地です。面積は202.05平方メートル。

表の中段です。種目、土地、所在、松前町大字中川原574番3、地目・構造は宅地です。面積は153.67平方メートルです。

表の下の段です。種目、土地、所在、松前町大字中川原574番6、地目・構造は宅地です。面積は18.78平方メートルです。

譲与の相手方は、松前町大字中川原地区です。

参考資料の35ページには、譲与財産の位置図、中央の黒枠で囲んでおります。

36ページは、譲与財産の公図で、中央の黒い枠で囲んでいます3筆となっております。

なお、現在仮契約を行っており、議会の承認を得られた日を契約日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託されました。

~~~~~

日程第42 議案第62号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第43 議案第63号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第44 議案第64号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第45 議案第65号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第42、議案第62号令和2年度松前町一般会計補正予算第2号、

日程第43、議案第63号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第44、議案第64号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第45、議案第65号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第62号から議案第65号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和2年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億9,272万2,000円を追加し、総額を145億7,102万3,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の37ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、コミュニティの育成のため、地域のコミュニティ施設の整備などに対して助成を行うことにより、地域住民が便利で快適に過ごせる場所づくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農水産業の振興のため、老朽化した揚水施設など、土地改良施設の改修を行うことにより、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路交通網の充実に努め、町道の改修や通学路の拡幅整備等を行うことにより道路環境を改善するほか、老朽化が進む橋梁や舗装について予防保全型の維持管理を行うことによりトータルコストの縮減を図るなど、安全・安心・快適に通行できる道づくりを推進します。

このほか、新型コロナウイルス感染症による小・中学校の臨時休業に伴い、学校給食が停止になったことにより損失が生じた納入業者に対して、助成を行います。

また、人事異動に伴う人件費の調整及び確定している不用額の減額補正等を行っています。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億8,154万円、一般財源が1,118万2,000円となっています。

予算の議案書37ページをお開きください。予算の議案書37ページです。

議案第63号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、総額を33億7,143万1,000円とするものです。

予算の議案書55ページをお開きください。



議案第64号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、総額を4億7,125万7,000円とするものです。

予算の議案書71ページをお開きください。

議案第65号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定の予算から歳入歳出それぞれ225万3,000円を減額し、総額を27億4,793万8,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、総額を1,099万1,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今説明にあったんですが、2番の活力あふれるにぎわいづくり、これに農水産業とありますが、農業だけ力を入れて、水産業は力を入れるんですか。水産業にも何のことも書いてないが。農業だけですか、これ。農水産業でしょう。

○議長（加藤博徳） 議案第62号。

（2番西村元一議員「37ページ、2番、活力あふれるにぎわいづくり。水産業はのけもんですか」の声あり）

しばらくお待ちください。

（2番西村元一議員「書いとるやないの」の声あり）

いやいやいや。お座りください。理事者の方、ちょっと調べますので。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おっしゃるように今回は水産業についての補正予算が組まれておりませんので、案として上がっておりませんので、水産業についての事項の説明はありませんでしたけれども、決して水産業に何もしていないということではありませんので、新規就労者についての支援とか、そういった措置も行っておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この前、環境問題もあって、産業課の方が港に廃船があるんで、揚げてくれたんですが、自分の船は自分で処置せえという回答はいただきました。これは誰が回答したんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 廃船処理についての補助金をどうするかという課題はあるということとは存じておりますけれども、基本的には廃船、使わなくなった船を放置しておるとい

状況があるわけでありましてけれども、その使わなくなった船を処理するのは基本的にはその船の所有者の方が処理をするというのが当たり前の姿でありますので、それに対して補助をするかどうかの必要性は慎重に検討していかなければならないということで、とりあえずその廃船の所有者の方々をまず見つけること、その所有者の方々にその処理をするように働きかけること、そういった作業をしていく中で、その廃船の処理が困難であるという事態が明らかになり、それを放置することが公共的な必要性がある、つまり港の環境を保持するために必要性があるということが必要になってくるということが分かって初めて補助すべきものでありますので、そういう検討を踏まえた上に最終的な結論を出したいというふうに考えているところです。私が指示いたしました。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それだったら、初めからそういう説明をせなんだらいかないかな。自分の船は自分で処置せえ、死んだ人もおります。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちくださいね。

○2番（西村元一議員） 言いよんですよ、私が。それが普通やないんですかというんですよ。死んだ人もおります。その人の廃船もあります。名前の分からん人の廃船もあります。組合としてこの白石町長のときに、何年か前に組合から予算を上げたとき、その処置をしてくれております、役場も。それは所有者がおってもしてくれとるのに、今回は何でせんのですか、おかしいんじゃないんですか。

環境問題もあるんでしょう。何の力、安心・安全なまちづくり、西の方に何の力も入れんですが。この間の遊水池のこともそうでしょうが。何の安心・安全なまちづくりですか。名前だけなら誰でも言えますよ。もうちょっと住民、平等にせないかんと思いますよ。西の方なんか投げやりで、もう何もせんでしょうが。おかしいやないんですか。漁師をわしがこうやって一般質問するんで嫌になっとんんですか。余計せんようにしよんですか。おかしい町長ですね。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 廃船処理の対応に関しましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。ただ、西村議員に対してどのような説明をされたか私は承知しておりませんが、言葉が足りなかって誤解を生じておるならば、私からおわびを申し上げます。

○議長（加藤博徳） 西村議員、質問は3回までなんで、あとは予算決算常任委員会の方でお願いしたらと思います。

（2番西村元一議員「分かりました。ありがとうございました」の声あり）

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第63号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第64号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第65号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第46 議案第66号 北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第46、議案第66号北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第66号について提案理由を申し上げます。

北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第66号北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結について、参考資料により御説明させていただきます。

参考資料No.2の方でございます。参考資料の1ページを御覧ください。

施工場所は伊予郡松前町大字神崎、入札日は令和2年5月14日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和2年10月30日の予定としております。

入札参加者は、株式会社三洋建設及び松前土建株式会社の2社です。入札の結果、株式会社三洋建設が低入札調査基準価格を下回りましたので、令和2年5月21日に調査班員による聞き取り調査を実施し、同年5月29日に低入札価格調査委員会を開催し、審査を行いました。その結果、施工可能と判断されましたので、株式会社三洋建設を落札者とし、4,950万円で仮契約を行っております。

次に、工事の概要について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

北伊予小学校校舎及び体育館の配置図になります。網かけで表示している箇所、校舎1階から3階まで、体育館のトイレが対象となります。

3ページから8ページを御覧ください。

図面左側が改修前、右側が改修後となっております。

3ページ、南校舎1階児童用及び4ページには職員用トイレ、5ページ及び6ページ、2階から3階に児童用トイレ各2か所、7ページ及び8ページ、北校舎1階から3階まで各1か所の児童トイレとなっており、新たに各階に多目的トイレを設けております。9ページ、体育館におきましても多目的トイレを設けております。各トイレとも改修前の床仕上げはタイル張りで段差がありましたが、改修にて段差をなくし、防火性ビニール床シート張りとなっております。

10ページを御覧ください。

入札執行表となっております。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格5,318万6,400円に対して、落札金額は4,500万円ですので、落札率は84.6%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。前でお願いできますか。

（11番村井慶太郎議員「質問はございますが、ちょっとトイレへ先にかまんですか行かせていただければ」の声あり）

暫時休憩します。

午後0時6分 休憩

午後0時8分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 大変失礼しました。

まず、質問の前に、先般の特別定額給付金や緊急経済対策などをゴールデンウィークを返上して職員皆さんの力で作業で早急な対応をしていただきまして、町民に成りかわりお礼を言わせていただきます。ありがとうございました。

さて、質問ですが、3月議会で、議会承認の要る契約案件は委員会付託しましょうということで、3月は暫時休憩をとって委員会を開いて、委員長報告に対して反対かどうかということで3月にやったもんですよ。今回、それを主張したら、ちょっと僕の記憶違いかも分かりませんが、そういうような感じで、ほかの議員さんもちょうと忘れとんか知らんけど、その日の即決案件になりまして、質問させてもらうんですが。

まず最初に、この入札執行表、今さらではありますが、ここは空白になっておりますよね。最低制限価格とは何ぞやと。それと調査基準価格とは何ぞやと。それと適正価格、ここは幾らから幾らを言うのか。ちょっと質問をそこらに当てて、この空白の部分も含めて質問させていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） 最低制限価格及び調査基準価格についてですが、最低制限価格は指名競争入札の場合に採用しております。そして、調査基準価格につきましては、低入札を採用した場合、設計金額5,000万円以上のものに対して適用しております。今回は5,000万円以上の工事ということで、調査基準価格というところに表示されておりますが、基本計算方法は最低制限価格並びに調査基準価格は同じとなっております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今回5,000万円を超えるんで、最低制限価格と調査基準価格は同等やということで、この最低制限価格というんは、指名のみということで、それは平均値をとって上位と下位をのけた平均値をとってこういうもんを出すというようなことで松前町でも決まっています。これは5000万円以上やけん、それはなくてということなんやけど、今回は2社の入札ということで、この調査基準価格、最低制限価格、同じですよと言いましたよね。ここ、言うたら予定価格を上回った人と、その適正基準価格を下回った2社しかおらんもんで、これこんなことを言うたら失礼なんやけど、この間の事件と申しますか、報道にのったようなことを踏まえて、今回から新しくスタートするのかなと思いましたが、これはまた本町で、これ安値競争しても構いませんよと。これ今回84.6%、なかなかの低価格なんやけど、これを通してしまうと、一回やりますと、もう今後、1回だけでもこれ前例つくったら、もう業者はここを狙ってくるんですよ。適正価格という答弁はありませんでしたが、適正価格というんは、予定価格と調査基準価格の間でとってくださいと。これが適正な価格ですよという適正価格ですよ。

働き方改革も進んで、業者に利潤も生んでもらいたいということで、そういう適正価格というところでとってくださいということなんですよ。でも、これ本町は、この適正基準価格を大幅に下回ってもオーケーですよとなると、今後、町外業者もこれ一般競争入札は入れるんですよ。じゃあ、町外で仕事をとれん人も、松前やったら、これは85%ぐらいだったらとれるがやと。委員会さえ通ったら何でもとれるんやというようなことで、町内業者が守れんなる。よそではほぼほぼこれ失格ですよ、この最低制限価格を切ったら。これ一回前例、今回その報道に出た事件から初めての入札で、こういう前例を一回だけつくったら、もう後は後戻りはできん。これをみすみす通してしまうとですね。ですから、僕は委員会に付託してもうちょっと議論したかったんやけど、今回はこんなことで即決という形になって、残念でならないんですが、一回これをやると、もう今後後戻りはできん。ここで質問ですが、今後もこういう体制でずっと行くのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいですが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） いろいろ答えないかんことがたくさんありますが、まず入札制度というのは、競争の原理を働かせて、最少の経費で最大の効果を上げると。基本的には安く発注ができるというのは基本ではあるんですけども、ただそうすることで安かろうばろかろうと。品質の悪い工事が行われてはいけないということと、もう一つは余り安い競争、安いところで競争し過ぎると、業者が疲弊してしまっって建設業が成り立ちにくくなる。そんな中でダンピングを防止して適正な価格で入札が実施されるようなことを担保するために、最低制限価格制度というのが設けられています。

最低制限価格から、ちょっと計算の方法、昔の方法をおっしゃっておられましたが、今は少し変えてまして、昔は平均をとったり、入れた入札の結果によって最低制限価格が変動して決まるというような制度をしておったんですけど、それを改善をしました。公契連という公の契約について協議をする連絡協議会みたいなのがガイドラインを決めているんですけども、その公契連のやり方に沿った形で計算をして、町が計算したものを最低制限価格にするように今制度改正をしております。

それに変わったときに少し最低制限価格が引き上がるんです。引き上がったら、今までより高いところで入札、発注をしないといけない。つまりそれまでの低い、今までのでオーケーやったやつが失格になるという可能性も出てきます。実はその変える前にもかなり失格が多くなって、最低制限価格より2万円ぐらい下の価格で入札が入る。そうしたら、それは最低制限価格より2万円ぐらい下だったら、2万円であろうが1万円だろうが1円であろうが、最低制限価格より下やったら失格になるんです。それで、それを失格にすると、次の順番のやつが500万円ぐらい高いやつやとか、そういう入札がずっと続いたんです。非常にこの2万円、本当にこの2万円でペケにするのが正解なのかというような議論がありまして、そんな中で、じゃあその制度を見直そうとしたときに、最低制限価格の決め方を変えましょうと。それはみんながやっているガイドラインに沿った、公契連のガイドラインに沿った最低制限価格にすると。そうすると、更に最低制限価格が前のより上がってくるわけです。そうすると、更にちょっと下のやつが失格になって、町としては安く発注したいのに、高いのをあえてとらないといけないことになりかねないと。そうすると、ちょっと下のやつは、工事がきちっと品質を確保してできるならば、それに発注するようにしようじゃないかと。それはその方法として低価格入札をした場合に、その内容を調査をして、その価格で本当にできるのか、品質のいい工事がきちんと確保できるのか、それを調査した上で、できると判断された場合は、セーフにしましょうと。それを調査価格に設定して、いわゆる低入札の調査制度というのを導入したんです。それが今やっているところなんです。

これを入れたら低くなるというふうにおっしゃるんですけども、実は小・中学校のエアコンを入れましたよね。このときも低入札でした。これはセーフにして通しました。それはどういうことかという、これもそうですしエアコンのときもそうなんですけれども、いわゆるエアコンなんかはエアコンという、その機械を業者が購入をして、それを取りつけるという工事なんです。トイレもそうです。トイレという部品を購入して、それを取りつけるという工事なんです。その購入するエアコンが、エアコンのときは物すごく安く仕入れることができる特約契約を結んでいる業者が落とした。ほたら、定価の額の3割5分で入ると。たしか3割5分だった。3割5分でエアコンを調達できるんだと、その業者が。その3割5分でできるから、どんと低い、ほかの業者よりも低い価格で入札するこ

とができるという説明があって、ああ、それだったらきちんとしたその型番のエアコンが適正に入るのであれば、工事としてはきちっと品質のいい、品質が悪くならない工事が確保できますよね。そういうことで認めたわけです。

今回の場合も、トイレなんで、中身が相当に資材を買ってつけるという部分が大きくて、その部分が随分安く手に入ると。手に入るよというか、調達する先の業者にも本当にこれで、その請負業者にそれで売って、あんたどこ大丈夫なのということも確認した上で、この額でちゃんとこちらも利益も出てやれるんですという確認をとって、その低い額で資材が入荷をできる。その資材を使った工事で計算をしておるということが確認できたので、落札業者に決定したと。こういう状況の中で認めております。

ですから、全ての工事を全部オーケーにするとかということではなくて、県のOBの方の愛媛県建設技術支援センターの職員の方にも委員さんに入っていて、専門的な見地から審査委員会で見えていただいた上で、正しい工事が品質が落ちない、きちんとした品質ができる工事ができるかどうかを確認した上で採用しておりますので、御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 3回目になりますが、町長も事細かく説明していただきましたけれども、僕も建設業を以前やっておりまして、そういうところは分かるんですけど、僕らの時代とは大分世の中も違って制度も違ってきとんやけど、僕が言いたいのは、これ今回は予定価格を上回る入札と、調査基準価格を下回る業者がおるんじゃないけん、適正価格の業者はおらんかったんよね。両方からいうたら、無効と失格、失格というたら失格なんやけど、そういう入札なもんで、もう一回再入札するというような検討はなかったんかと。

それと、町長おっしゃいましたが、材料のどうじゃというんやけど、今回説明を受けた中で、サッシやパーティションが安くなったんやというようなことで、便器のことは今初めて聞きました。そんなところで、ちょっとこれパソコンで引いたんやけど、最低基準価格とは、ここ書いてますよね、こういうふうな。だから、全国的にもこういうふうになってきよんやけど、松前町では適材適所でやっていきますよと。

じゃあ最後に聞きますが、この調査基準価格、これは85%を切ってますよね、今回。何%まで調査基準になるんか、ここらを明らかにしてもらわんと、ケース・バイ・ケースやろうけどね。ほんなら、もしこれ80%でもそれにかかるんかどうか。ほしたら、何のためにこの調査基準価格というんを線を引いとんか。線より下でいいですよというんやったら、もう一本、線を引き直さないかん。

ほやけん、この調査基準価格は今4,800万円ですよということになっとんやけど、それ

より下回っても調査できますよ、委員会を通ったらいいんですよというんは、それは何%までなんですか。そこらも適材適所、業者を見て、それじゃあなかなか行政としてプロセスがない。適材適所で、あんたそこはこれでええけど、よそやったらいかんよみたいな、そんなんじゃやっぱり、そういう議論も今後なってくるんで、そこらをきちっと線を引いてもらうて、ええか悪いか。

それと、町長が言うのも分かるんやけど、今回事件を受けて、職員である程度の金額、0.何%ぐらいはいろえますよ、最低価格というような気がしたけどね。これ5%から違うて、0.1%や0.2%いらったって、これ5%ということもいいですよということでしょう。ほんなら、この間の3月に出てきたんかな、調整できますみたいなんは。そんな0.1%から0.2%は職員がいろえますよというんやけど、これ5%違うても全然大丈夫なんやね。ほんなら、何のためにそういうふうな基準をこしらえたかと。

ちょっと最後の質問になるんで、何か質問せないかんので、その調査委員会にかかるんは何%までやったらいいんですか、ほたら。何%以下はいかんので、何%以上ならいいんですか。そういう線を設けてもらわんと、これはあやふやで右の人はいいけど、左の人はいかんと言われかねませんよね、今後ね。これ前例を一回つくりますと、後戻りはできん。これが大きな前例になってしまう。ちょっとそこをお答え願いたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） いわゆる調査基準価格というのは、基本的には最低制限価格と同じ計算で出します。ですから、最低制限価格と、それが調査基準価格の調査対象、低価格入札の調査制度に適用されないものであったならば、最低制限価格になるであろう額が調査基準額です。同じものです。それより下回った場合に調査にかけます。

調査にかけて、おっしゃるように、ですから額の線は最低制限価格と同じ同レベルなんです、さっき言った公契連のモデルに従ってつくっている。その額を今回若干調整するようにしましたが。だから、公契連の算式に当てはめて出てきた額を数%、0.1%上下調整するようにしているんで、最低制限の方は。予定価格は2%動かすんですけど。そういう調整はしておりますが、とにかくそれで出てきた額が基準になります。それを下回るといわれる調査対象になるということになります。調査をした結果、さっき言ったように様々な工事内訳書も出さずし、なぜその価格で入札したのか、その価格で本当にちゃんと工事ができるのかということの説明をさせます。その上で、本当にこれでやれるというふうな判断がこちらができた場合に、それを落札者として決定すると。ですから、その場合は額が低いところでも、今回の場合のように低かってもセーフにする場合もありますし、もうちょっと高くても理由が見つからないような内容であれば、その額よりちょっと下だけであったとしても、これは無理だろうという判断がつけば、はねます、失格にします。だから、そ

このその下に入った部分については、調査委員会にお任せをいただくという制度になっています。

(11番村井慶太郎議員「パーセントは関係なく」の声あり)

関係なく。その線より下であれば。そういうことです。

ただ、それが本当にいいのかどうかというのは、特によその市町村や県では、予定価格を公表してますよね。そうすると、予定価格を公表している結果、その下のレベルが推測しやすくなっているんです。何%かというて大体分かりますから。公契連のモデルが公表されているから、この辺が線になるというのは分かりやすくなっているから、それより下に来るやつは厳しく対応してます。ペナルティーを厳しくしたり、県においては聞き及んでいるところでは、県では基準価格を下回ったら辞退させると。失格にはできないんですけども、業者に言って、もうおまえ引けやというような話をして辞退をさせるというような取扱いがされておるといようなことは聞いておりますが、我が方は予定価格を出しておりませんので、そこまで厳しくすると業者の負担が大きくなるということで、他市町と比べて少しペナルティーは緩やかではありますけれども、やっぱりそれより下がったやつについて落札しても、その技術者の人数を増やしたり、前払いの入札保証金を増やしたり、そういったペナルティーはかけておりますので。

それでもやれるんだということで取りに来るところがやっぱりあるのはあるんです。おっしゃるように、余りそれを認めていくと、低いところでの競争になって、業者がそれぞれ疲弊していくというような事態も懸念されるころではありますので、今後そのあたりのさじかげんというんですか、その辺をどうするかというのは、また業者の方々の意見も伺いながら、継続して入札制度の見直しをかけておりますので、そんな議論の中で意見を踏まえながら、改正すべきところはすべきというふうに考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員、3回までですが。

○11番（村井慶太郎議員） もうこれで終わりなんですけど、町長がそうおっしゃられるんなら、本町も低価格競争やと、安けりゃあええんじやと、うそついででも委員会通ったらそれでいいんやと、そういうような考えで私はとらせてもらいますが、それで結構ですかね、もうこれで質問を終わらせてもらいます。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） どのように理解されるかはそれぞれの御判断でしょうけども、我々としては先ほども言いましたように、適正な工事がきちっとできるかどうかを踏まえて、ちょっとだけ安いのも落札をしないこともあるでしょうし、大きな価格差があっても落札する場合もあると。それはさっき言ったように、中身を見させていただいて、なる

ほどこれやったら安くできるなと理解ができれば、それを落札とすると。そのことが町にとって利益でもありますしということで判断をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 議案第66号北伊予小学校トイレ改修建築主体工事請負契約の締結についての反対の立場で討論いたしますが、まるっきり反対ではありません。私が言いたいのは、再入札すべきではないかと討論をします。

まず初めに、私が言っておきたいのは、今回の私の討論は、特定の企業の落札を妨げるものではありません。あくまで松前町の建設行政発展を目的としたものであります。この点大きく強調しておきたいと思えます。

さて、建設業においては、就労者数の減少や高齢化が大変深刻な状態になっております。近年、自然災害が多発しているほか、高度経済成長期に新設した建物や道路は一斉に改修、建替え時期を迎えております。こうした中、建設業は我が国に必要不可欠な産業であり、建設業の担い手確保に努めることは行政の使命です。そして、建設業の担い手を確保するためには、過度な価格競争の防止により就労者の福利厚生を改善していく必要があります。最低制限価格や調査基準価格は、こうした理由で設けられたものだと思います。

今回の入札よりも少しさかのぼると、松前中学校改築工事の入札がありました。入札工事には最低基準価格が適用される旨が記載されていたと思います。すなわち基準を下回れば即失格ということです。私はこれを見たときに、本町でも時代の流れに沿って大きくかじを切ってもらったなど、いいことだなど、改革が始まったのだと、建設業者は適正な利潤を確保して自社の福利厚生を充実させ、担い手の確保も進むだろうと喜ばしく思っております。

ところが、今回の入札を見ますと、最低基準価格は予定価格の90.2%である中、84.6%という低い水準での落札となりました。国や県では、先ほど申し上げた担い手確保といった観点から、たとえ1%でも調査基準価格を下回れば、低入札価格調査をパスすることは非常に困難であると聞いております。また、複数回、低価格で入札を実施した事業者には、指名停止や低価格による入札をホームページで公表するといったペナルティーもあるそうです。つまり低価格による入札は悪いことだと態度を明らかにしているわけです。安ければよいという時代はとっくに終わっております。

今回、低入札価格調査を実施したとのことですが、調査には限界があるのではないです

か。すなわち労働基準法に応じた賃金の支払い、下請を含めた社会保険加入の有無、労働安全衛生法に準じた安全な作業体制、建設業の担い手が充実した福利厚生を受けるのに十分な利潤、これらが担保されていることは確認できましたか。現実的にはそこまで細やかな調査の実態は難しいと思います。だからこそ、どこかで線引きをする必要があるのではないですか。それが最低制限価格や調査基準価格ではないのですか。これらを軽視し、安易に安い価格での落札を認めることは今後の入札において過度な価格競争を助長し、松前町内の建設業者の発展を妨げます。今後、町内の建設事業者は、今回の落札を意識した入札をしなくてはなりません。松前町は底なしの価格競争入札を建設業者にやらせるつもりですか。

松前町では先般の事件を受け、入札制度改革を進めています。予定価格の事後公表継続は一度決まったものなので蒸し返すつもりはありませんが、しかし以前議員に配付された資料には、予定価格の事後公表のメリットとして、業者の積算による入札のため、低価格入札の多発の可能性は低いと記載されています。今日議論しているのと全く逆です。本当に改革はうまくいくのでしょうか、心配です。改革を進めるのは大賛成ですが、その場しのぎの御都合主義ではないですか。時代の流れに合わせ、最低制限価格や調査基準価格は厳格に運用する一方、福利厚生の実や工場の品質向上を建設業者に促すべきではないですか。方向性の一貫した改革をお願いします。

今回の入札につきましては、先ほども言いましたが、予定価格を大きく上回った入札と、調査基準価格を下回った入札しかありません。でしたので、再入札を実施すべきだと考えます。本町において小さな判断ミスが取り返しのつかない大きな事故にもなりかねません。安値競争に向かうのをやめ、品質向上を含め、業者の利益確保へ向け、今回が行政プロセスとしてかじを切る大きなチャンスでもあり、ベストなタイミングだと考え、行政として公平公正な姿勢を示すとともに、改革の一步として今後の松前町発展のため、町内業者のため再入札にすべきと主張します。議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（加藤博徳） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議がありますので、議案第66号を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤博徳） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会いたします。

午後0時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

6月15日（第2号）

令和2年松前町議会第2回定例会会議録

令和2年6月15日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	13番 三好勝利
14番 伊賀上明治		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	大川康久
財政課長	仙波晴樹
財政課技監	伊達圭亮
福祉課長	山田運
町民課長	重松修平
まちづくり課長	横山眞史

産業課長	平村展章
学校教育課長	住田民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

	令和2年6月15日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑です。

最初に、この質問は、件名が、先ほど議長も言われましたように全てコロナの件でございますので、1、2、3については政府の方からの補助金関係になりますので、この3つを一緒に御質問させていただいて、その後からは項目別をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

発言するときに、すみませんが、マスクを外させていただいてよろしいでしょうか。失礼いたします。

最近の新型コロナウイルスの感染拡大に対する町の考えということで、1、2、3で問わせていただきます。

まず、松前町新型コロナウイルス対策本部設置後の状況と取り組んできた実際の試みについてお尋ねしたいと思います。

本格的な新型コロナウイルス感染拡大とともに、全国的な広がりから、3月初めに町内に初めての感染者が出て、小・中学校の休校や不要不急の外出自粛、手洗い、アルコール消毒、うがい、マスク着用、3密を避けることなど、今までにはない基本的な生活様式などが提唱されてきました。ゴールデンウィーク前には緊急事態宣言が出され、国民全体が諸外国のような悲惨な拡大結果を招かないように、自主的な自粛生活を徹底したことで、

特に感染者に対する死亡者の数は非常に抑えられ、何とか医療現場の崩壊も免れ、1日の感染者数もぐっと抑えられてきました。

ただ、その間に経済活動は日に日に縮小され、その影響は広範囲、あらゆる業種に影響を及ぼし、特に飲食業界や旅行観光業界への打撃は大きいようです。当然それらを支える生産者側にも大きな影響があり、町内の関係業界の皆さんの生活への影響を行政側としてどのくらい把握しているのでしょうか。より具体的な支援に取り組む必要がありますが、その効果は出ているのでしょうか、町の考えをお尋ねいたします。

続いて、2番目、5月8日から始まった特別定額給付金の申請の状況についてお聞きします。

特に、郵送申請とオンライン申請において、それぞれスムーズに事務手続は進んでいますか。議会は、よりスピーディーな給付ができるようにと、臨時議会を開かず、専決でお願いし、5月8日頃から郵送申請用紙が届くような状況で、県下でもかなり早い給付ができたように聞きますが、今現在、どのくらいの割合で進んでいるのでしょうか。

未給付になっている原因は何でしょうか。

また、事情により窓口対応になっている人などの給付も完了の見込みはいつ頃判明できますか。

オンライン申請において、書類不備などトラブルも多く、かえって遅い給付になったとも聞きます。町のお考えをお尋ねします。

3番目、国や県が打ち出している雇用調整助成金に上乘せする、もしくは町独自の助成支援金は予定していますか。

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く人の生活の安定を図るために、緊急対応期間中に限り特例措置を拡充するというものです。自治体の要請により休業または営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等で労働者を一時的に休ませたりする事業主などに支払われるものです。

ただ、この手続は複雑で、提出書類が非常に多く、5月末時点でも申請件数の半分にも満たない給付決定など、現場では大変苦慮しているとの声もよく聞きます。実際には、社会保険労務士など専門家への依頼が早道のように、そこにもまた経費がかかります。一つの例ですが、このような経費に助成があると、少しでも町民負担が緩和されるのでしょうか。

また、それ以外にも、町独自の支援などありますか。町のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、最初の3つの質問にお答えをお願いします。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 松前町新型コロナウイルス対策本部設置後の町内企業の状況と町の取組についてお答えします。

町では、新型コロナウイルス感染症拡大による町内企業への影響を把握するため、4月下旬に町内中小企業56社を対象に緊急アンケート調査を実施しました。

調査の結果、飲食サービス業をはじめ運輸業や美容室等の生活関連サービス業の売上減少率が特に大きく、前年度同月比で45%を超えていました。また、これらの業種以外にも、卸売業や小売業で売上減少率が23%を超えているなど、多くの事業者の経営が逼迫している状況を把握しました。

また、このアンケート調査で、状況把握とあわせて、町にどのような支援策を求めるか確認したところ、運転資金等の融資に係る金利負担や国の持続化給付金が申請できない事業者への助成制度の創設などの要望がありました。

このアンケート調査の結果を踏まえ、町内事業者の皆様を少しでも早く支援できるよう、町の緊急経済対策事業として1億599万8,000円の補正予算を専決処分させていただき、先月13日から順次6つの支援事業を開始しています。

支援事業の内容は、1点目に、新型コロナウイルス中小企業者事業継続支援対策助成金で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少し、事業の継続が困難となっている経営基盤が脆弱な中小企業等に対して、助成金を交付することにより事業の継続を支援するもので、新型コロナウイルス関連の融資制度を受けた事業者で、国の持続化給付金の対象とならないもののうち、売上減少率が15%から50%までの事業者に対して、売上減少率に応じて助成金を交付します。

なお、個人事業主25万円、法人50万円を上限としています。

2点目に、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金で、中小企業者が国の雇用調整助成金等の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合に要した経費の2分の1の額、上限10万円で補助金を交付します。

3点目に、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金で、県の融資制度を活用して融資を受けた中小企業者等の金利負担を軽減するため、融資を受けてから3年間、その利子を県と連携して補給します。これにより実質的に無利子化とします。

4点目に、新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用調整助成金で、国の雇用調整助成金の交付決定を受けた中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員の解雇をしていない中小企業者に対して、県と連携して雇用調整助成金を上乗せ助成します。これにより企業負担をゼロとします。

5点目に、新型コロナウイルス感染症対策ビジネス展開協力金で、事業収入の減少に伴い、テイクアウト、デリバリー等の新たなビジネス展開に挑んでいる事業者を支援するもので、県が実施する新ビジネス展開協力金の支給決定を受けた町内事業者に対して協力金

10万円を支給します。

6点目に、地元商工会等との連携による支援事業として、新型コロナウイルス対策緊急応援「お家で松前ごはん」を企画し、テイクアウト・デリバリー情報の掲載を希望する飲食店を募集し、応募のあった町内10店舗の情報を町のホームページ、SNS、広報紙で紹介しています。

支援制度の利用状況については、融資制度の認定件数は、支援事業開始前の4月に比べ、5月、6月は約2倍の認定件数になっており、今月12日現在で、認定件数は89件、また新型コロナウイルス感染症対策ビジネス展開協力金の交付件数は、同日現在22件で、多くの中小企業者等の皆様に御利用いただいております。

また、支援事業に関する問い合わせ件数も日々増えており、町内事業者の関心は高く、これまでのところ効果があったと判断しています。

続いて、特別定額給付金についてお答えします。

松前町においては、基準日である令和2年4月27日現在で1万3,591世帯、3万705の方が対象となっています。

申請手続については、給付までの時間を少しでも早めるため、庁舎内で横断的にチームを設置して取り組み、オンライン申請は5月1日から受け付けを開始、郵送申請については5月8日に申請書を発送、5月11日から受け付けを開始、給付については、オンライン、郵送ともに5月14日から開始しています。

松前町の5月29日現在の状況は、オンライン申請が323件、8,810万円、郵送申請が1万1,388件、26億2,470万円であり、合計で1万1,711件、27億1,280万円で、金額ベースでの進捗率は88.3%となっています。

現在まで、オンライン申請、郵送申請ともに特に大きな問題はなく、申請の締め切りとなる8月11日まで引き続き受け付け、給付事務を行います。

続いて、雇用調整助成金の上乗せ、もしくは町独自の助成についてお答えします。

雇用調整助成金の上乗せについては、雇用維持を図る県内中小企業を支援するため、県、市、町連携によるオール愛媛で助成金の上乗せ制度を構築しようと県から呼び掛けがありました。町としましてもその趣旨に賛同し、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員を解雇をしていない中小企業者に対して上乗せ助成する新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用調整助成金を創設し、これにより事業者の負担をゼロにしました。

また、4月に実施した緊急アンケートで、町内の事業者から、雇用調整助成金の申請書類の作成が複雑で難しいといった声が寄せられたほか、雇用調整助成金の手続に係る社会保険労務士手数料の支援を望む声がありました。

そこで、町独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請

事務委任手数料補助金を創設し、これにより、雇用調整助成金の申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合、10万円を限度として、依頼した手数料の2分の1を助成するようにしました。

これらの支援制度により事業者の負担が軽減されるとともに、雇用調整助成金制度の活用につながり、雇用の安定や事業活動の継続を図ることができると考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それぞれについてお答えをいただきまして、まず社会保険労務士の先ほどの件なんですけれども、上限10万円で2分の1は町独自として補助していくということで、これは大変助かる事例ではないかと思えます。

それからまた、いろいろな中で新しくビジネス展開をされていく新しいやり方、テイクアウトとか、デリバリーとか、そういったものに対してまた協力金という形で支給していくということで、ただ私が懸念しますことは、これから季節的にテイクアウトに関しましては、コロナのときとは違って、ノロウイルスとかいろいろ食中毒の問題とかがございしますので、そこら新規でされた場合は、そういったところの衛生面とか、そういったものが起こらないように、せっかくそれでやってたことが、逆に町民に対してそういったことになって不評が起こってもいけませんので、そのあたりの新しく参入されたりとかされる方については十分そういったところの処置をしていただいた方が、指導していただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、2番目の特別定額給付金のことなんですけど、町としては非常に早くからかわっていただいたこともありまして、進捗率も88.3%、もう約9割を占めているということなんですけど、残り10%ぐらい、8月11日の期限までそれはずっと続けていかれるということなんですけど、大方の方についてはそれが十分給付されているということで非常にいいことではないかなと思います。まだ自治体によっては来てないとか、そういうこともよく聞きますので、それから考えますと非常にスピーディーだったのではないかなと思います。

ただ、今度国の方も第2次補正でまた大型の補正が入って、これは全体ではないかも分からないんですけど、またいろんな給付の形が出てくるのではないかなと思いますので、それについても相応のスピーディーな対応で、少しでもそういった国の決定が早く住民の皆さんに渡るようにできたらなというふうに思っております。

そしてまた、残った10%ぐらいの方々に町として、いろんな理由があるとは思いますが、もちろん辞退された方は別として、その前にDVのこととかいろんなことで窓口に来れなかったりとか諸事情があると思うんですが、町としてそのあたりの分析、今の時点で考えておられる原因というか、もちろん書類不備もあるとは思いますが、そういったところが何かありましたら教えていただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 特別定額給付金に関しましては、まず申請者からの申請を待つて給付をする、そういう手続になっております。ですので、申請が上がってきてない状態で、今のところ、その申請が上がってきてない理由というのが、本人さんの様々な理由があると思われませんが、今後、8月11日までまだ期間がございます。これから少しずつ申請されてない方に関しては勸奨ができれば勸奨して、可能な範囲ではございますけども、そういった勸奨を行いまして、給付につなげていきたいというふうには考えております。

DVの方に関しましても、給付できるような制度も構えておりますので、そちらについては特に問題はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今できれば勸奨いただけるということなので、そういった、個人の申請でございますから、本来はもう自己申請ということではあると思うんですけども、人によっては書類のそういったことが苦手な方とかいろんな方がいて、欲しいんだけども、どうしていいのかなというふうなことで困ってらっしゃる方もいらっしゃるかも分かりませんので、もうほぼほぼそういった方がおられたら勸奨していただいて、あるいはDVの方なんか大丈夫だということなんですけれども、デリケートに対応していただければと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

防災のときに避難全般についてということでお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染の脅威のもと、これから梅雨などで災害が起きやすい季節になるこの時期、今までの防災知識、特に避難行動、訓練、避難所運営などについて大きく見直しをしていかなければならないと考えます。人が集まれば3密になりやすく、従来の1人当たり2平方メートルの範囲であった避難スペースも、例えば4平方メートルなどとなれば、収容可能人数が大幅に減少いたします。当然避難所に適した施設を増加させることは容易ではなく、避難する側の避難先の検討も必要です。

ソーシャルディスタンスを保持しつつ、床からも一定の距離を置く空間の中で、小まめな消毒やマスク着用の生活をするやり方は、従来の避難所運営ではなかったことなので、備蓄品や避難する際の持ち出し袋の中身についても感染対策が追加されます。

このように、早急に町としてのコロナ対策を視野に入れた防災の取組、避難の在り方について指針を出していただきたく、また住民への周知につなげてほしいと思います。町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染が終息していない現状で風水害による被害により避難が必要となった際には、新型コロナウイルスと向き合った避難でなければならないと考えています。従来どおりの避難所への避難では、感染リスク軽減対策のため、避難所の収容人数が想定より減ることやクラスター発生リスクを回避することを考慮すると、避難所が不足することが予想され、これまでの避難の在り方を見直さなければならないと思っています。

そのため、これからの避難は、自宅の2階、親戚や友人などの家、自家用車の中、ホテル等宿泊施設へ避難するなどの分散避難を多くの方に実行していただくことで、避難所への避難者数を抑え、避難所内の3密を回避したいと考えています。また、この避難方法が定着すれば、重信川氾濫時の避難にも有効であると考えます。

町では、こうした考え方をまとめた避難の手引を作成し、ホームページ、公式SNS、広報まさきに掲載し、周知することとしています。

分散避難に対応できない方や逃げ遅れた方については、従前の指定避難所に避難していただくこととなりますけれども、限られた避難スペースの中で感染症に対応した避難所運営を行うため、町では、国や県のガイドラインを参考に、避難所の3密防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理、感染が疑われる避難者への適切な対応などについてまとめた避難所開設運営ガイドラインの策定に取り組んでいます。現在策定中のこのガイドラインが完成した際には、できる限り早急に各自主防災組織に配布するほか、避難の手引と同様に周知したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） これはもう皆さんニュース等でいろいろと聞いておられるとは思いますが、クラスター発生とかという3密を起こす、避難所というのは従来から人が密集するところという観念がございますので、それを分散させていこうと思うと、少ない人数の方に入っていただくというような形にならざるを得ないと思います。

そのためには、個人個人が、今町長が言われたように、自宅の2階とか、友人、親戚の家とか、ホテル等と言われましたですけど、松前町にはホテル、宿泊所がございませんけれども、近い松山市の方なんかで協定していただけるような場所とか、そういったところがあるのであれば、そのあたりも連携していただいて、そういったところもあり得るのかなと思うのですが、その辺は行政あたりで考えていただけたらなというふうに思います。

まずは近いところで分散した避難という形なんですけど、その避難所にどちらにしてもそ

こに行けない方、近くの避難所ということで、そうなってくると、当然コロナのリスクの高いお年寄とか、それから子どもさんはコロナの場合はどうか分からないんですが、遠方の方に、あるいはそういったところに避難できない、認知機能とか、それから障がいを持ってらっしゃる方とか、そういった方はなかなか難しい部分もあると思うのですが、そういったことに対して学校の中でも個別に多様な対応ができるように、私はその中でも濃厚接触しないようにするためには、どういった部屋の扱いとか、少人数グループに分けての動線とか、トイレ、こういったものも含めて、もう完全に分離していく配慮とか、今までと言われていたんですが、それ以上に神経をもって細やかに準備をしていかなければならないのではないかと思います。

当然避難所は床のところ、地べたに座るような形になりますが、そこを歩いたんびに感染のウイルスをまくという形になりますので、できれば段ボールベッドとか、そういったものを配備してほしいとかそういうことで、日本防災士会なんかはそういったところを推奨しておりますし、そういったものの備蓄などもやはり考えてほしいということで、数が減れば当然備蓄数も減ってくると思うんですけども、そういったものがあえて要ということで、そういった考え方も中に十分入れていただけたらなというふうに思います。

その避難所運営について、ホームページ、SNSとか、あらゆる手段で広報していかれるということでガイドライン、あるいは町独自の避難はどういうふうなやり方をしていくかということについて、早急につくっておられるようなんですが、まずは自主防とか、あるいは住民の皆さんに実際にそういったものを見てもらったり、あるいは考えていただいたりとか、大勢の人数にはなかなか難しいと思うんですが、少しずつの人数でも結構ですので、そういった方々に実際に見てもらい、また考えてもらい、そういうような講習を実践していただけたらいいのではないかと。余り時間はないと思います、もう梅雨時期に入っておりますので、このあたりを更に深めていただけたらと思います。

それでは、分散避難ということも言うていただきましたので、次に進みたいと思います。

今までにない変則的な新学期開始から、今後の小・中学校の学校教育についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染拡大により、県下でも、また町内においても感染者が出て、学校についても始業式が始まった途端に休校になったり、一度解除になるも、また5月後半まで休校が続き、解除後も分散登校や時短授業など、平常の学校生活に戻るまで多くの時間を費やし、その間の学力の遅れや生活リズムの乱れなど、不安の声が保護者や子どもたちからも聞こえてきました。

また、通常授業に戻ってからも、今までとは違うソーシャルディスタンス保持や感染予防のためのマスク着用、小まめな手洗い、消毒など、いろいろな今までにない生活スタイ

ルで、子どもたちの安全・安心の確保に努めていくことになるでしょう。

今後、夏休みに向けて、また秋の行事やイベントに向けて、学校生活全体の道筋、ロードマップ的なものがあればお示しいただければと思います。

また、第2波、第3波の感染拡大が来たとき、休校措置がとられる可能性が高いと思われます。今のような紙ベースの宿題形式や個々のネット利用学習に委ねていく考えであるのでしょうか。やはりオンライン授業に向けての準備や支援要請を国、県に向けてすべきではないのでしょうか。町の考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 今後の小・中学校の学校教育についてお答えします。

議員御指摘の子どもたちの学習の遅れや生活リズムの乱れなどについては、教育委員会としても認識しています。そのため、分散登校日をはじめとして、学校が再開された現在も子どもたちの健康状態の把握や心のケア、学習状況の把握と学習状況に応じた個別指導、家庭や学校生活のリズムの立て直しと子ども同士の仲間づくりなどに取り組んでいます。

また、各学校においては、学校再開までに、マスク着用や手指消毒、換気などの徹底、飛沫を防ぐためのフェースシールドやスクリーンの設置、教室内の座席の適切な配置、子どもの安全を確保するための給食指導のマニュアルの作成、校舎や教室内の消毒の徹底など様々な準備を行い、5月25日の完全再開を迎えました。

学校の再開後も、学校における感染症対策について毎日点検を行っています。

今後のロードマップ的なものは特にありませんが、徹底した感染症対策を継続して行うとともに、学校での日常を無理のないように少しずつ取り戻し、子どもの負担が過重にならないよう十分注意しながら、学習の遅れを取り戻していきたいと考えています。

また、臨時休業により生じた授業時間不足を解消するため、夏休み中に13日間授業を実施することとし、給食も実施します。このことについては、6月9日に保護者に連絡いたしました。

2学期に予定している運動会や文化祭、既に延期している自然の家や修学旅行の実施についても、校長会や教育委員会で検討を始めています。

次に、オンライン授業について申し上げます。

4月の文部科学省の調査では、全国で臨時休業中に同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を実施している自治体は5%、5月下旬に町が小・中学校約2,200名を対象に実施した家庭のICT環境についてのアンケート調査では、家庭で子どもだけが学習に使用できるパソコンやタブレット端末のない家庭が全体の約4割、インターネット回線を

設置していない家庭が約6%、Wi-Fi環境がない家庭が約16%でした。

オンライン授業は、全ての家庭でのICT環境の整備が必要で、現在の家庭のICT環境では実施することは不可能です。また、学校においても、ICT環境の整備やその内容や手法の検討、教職員の専門的な研修の実施など、様々な課題の解決や準備のための時間が必要です。

そのため、再度休校措置になった場合においても、これまでのように学校からの紙ベースによる課題や学校ホームページに掲載した学習資料を活用し、家庭での学習をしていただくこととなります。

なお、紙ベースによる課題については、今までの課題の与え方を反省し、質や量について適切なものにしたいと考えています。

また、国では、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想を加速させており、教育委員会としては、町の財政状況を考慮しながら、ICT環境の整備を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） この間、子どもたちの生活への影響というのもありまして、また一番御心配が多かったのは生活の乱れというか、そういったものをどういうふうにしていくかということで、今は普通どおりの授業形態になりましたけれども、さあその間の期間が長かったので、そこへ戻すのに非常に御苦労があるというようなことで、またその間の学習の遅れとか、そういったことについて非常に親御さんたちからもいろんな御意見とか、あるいは今度また第2波、第3波、また休校というようなことになったときに、このままでいいのだろうかという不安の声をお聞きいたしましたので、私もこの場をかりて、その点憂慮いたしましたので、お聞きしたんですが。

ロードマップ的なものは特になんていうことなんですが、道筋的に今後、いつもならば行っていくだろう秋の行事だとか、イベントとかについては、今後、子どもたちのことを考えながら、またいろんな情勢を考えながら決めていかれることだとは思いますが、甲子園の野球ではないですけども、なるべく子どもたちの思い出のところになりますが、命が一番大事ではあるんですけども、何らか形を変えたり、やり方を考えながら、できれば実施してあげられる方法をひとつ模索、考えていただけたらなというふうに思います。

それから、そのときにオンラインのことについて、金額的にも経済的にも厳しいということで、また全国的にも双方向授業はまだ自治体で行っているのは5%ぐらいということで、松前町が特に遅れているとかということではないということは分かったんですけども、親御さんによっては非常に遅れているのではないかなというように誤解もございませ

て、とても焦っておられる方々も結構おられましたので、その辺に対しての改善ということで今お答えもありましたが、今度またそういったときに家庭学習でいろいろな紙ベースの宿題形式とかそういったものも、今回、学校によってやったりやらなかったり、中身が違ったり、いろんな不備がありましたので、統一して、中身も精査していただいて、きちっとしたものを、親御さんの不安を払拭していただけるようなものを出していただけるように、教育委員会としても頑張っていたらなあというふうに私は思っております。

また、子どもさんたちのことで、当初から準備しておりましたタブレット端末のGIGAスクール構想も3年間かけてということで長いんですけども、今後、国なんかの流れによったら少し前倒しで早目になるのかなということで期待はしているんですけども、前の段階のそのままの状態でもこれからも突き進んでいかれるということでよろしいのでしょうか。そのあたりだけお聞きします。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 感染の第2波が訪れた場合につきましては、今教育長も答弁しましたが、タブレット端末等の整備は財政状況を見ながら検討しておりますので、今年度中にまた第2波が起こった場合には、これまでと同様に紙ベースの課題等を中心に学習を行っていただくようになるというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ちょっと回答が、私はGIGAスクール構想を今の予算化された分のままでいかれるのかどうかということでお聞きしたんですけども、このあたりについては後半でまた違う角度から御質問があると思いますので、そちらに委ねたいと思いますので、これについてはここまでにしたいと思います。

それから、4番目、町からの補助とか支援を予定されていた事業とかイベントで、感染拡大防止のために中止とか延期した場合の補助金の処理についてお伺いしたいと思います。

2月後半から、特に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた事業やイベントの中止や延期が相次いでおります。そのような場合で、町からの補助金や支援を予定されていた事業やイベントの主催者の負担はどのように考えていけばいいのでしょうか。主催者側には、事前に事業やイベントの実施の準備として、会場の借り上げ料、中止になればキャンセル料、その他事務経費が既に生じている場合、補助金の支給はどのように処理されているのでしょうか。年度末までに実施予定されていた事業やイベントが今年度に延期された場合、費用を支出する会計年度も変わりますが、補助金の処理について、町の考えをお伺いしたいと思います。

応分の負担は仕方ないのかもしれませんが、感染症拡大という初めてのケースなんで、

できる限り主催者側はボランティア団体のような非常に脆弱な財源のところが多いので、負担軽減の方向でお願いしたいんですが、このあたりについての町の考えをお願いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事の答弁を求めます。

仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 感染拡大防止のためイベント等を中止、延期した場合の補助金の処理についてお答えいたします。

令和元年度については、町が補助金の予算を計上していたイベント等で新型コロナウイルスの影響により中止となったものはありません。

今年度については、これまでに愛媛県聴覚障害者大会 in まつやま、松前港祭り及びまさき町夏祭りの3件が中止となりました。この3件については、主催者側が準備のための支出をしておらず、今年度を実施される予定もないことから、6月補正で補助金予算の全額を減額しています。

今後、町が補助金の交付決定を行っているイベントが新型コロナウイルスの影響に伴い中止となった場合で、中止までに主催者が準備のための経費を負担しているときは、補助対象であるものについては要した経費に対して補助金を交付する考えです。

なお、交付決定を行っていないものについては、主催者が準備経費を負担していたとしても、補助金を交付する考えはありません。

また、補助金の予算を計上していたイベントで、令和元年度中に開催ができず、今年度に延期されたものはありません。

なお、今後、町が補助することを予定しているイベントが新型コロナウイルスの影響により延期を余儀なくされ、年度を越えて実施されることになった場合は、交付決定を行っているときは、予算を繰越しできる措置をした後に、イベントの実施日の変更手続きをしてもらうこととなります。補助金の交付決定を行っていないときは、改めて実施年度の予算に計上して対応することとなります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 特に余り影響は出てないような感じなんですけれども、今後、当然第2波、第3波ということで引き続きこういったことは起こってくる可能性はあると思います。特に、このことによってルー尔的なものとか、こういう場合はこうだっというふうなものはあるわけではないんですかね。もう従前の様式をそのまま踏襲していくような形でやっていくということによろしいのでしょうか、そこだけちょっと。

○議長（加藤博徳） 仙波財政課長。

○財政課長（仙波晴樹） 答弁でもありましたように、交付決定をしていて、その後、経

費がかかって中止とかとなった分に関しましては、そのまま補助金を交付いたしますし、交付決定前であれば、かかった費用については主催者側の負担という形にはなるかとは思いますが、そのあたりは従来どおりと変わりません。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 分かりました。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

シトラスリボン運動についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染が拡大するにつれて、町内でも感染者が出たと報道があると、その人の住所や個人情報などを詮索したり、誹謗中傷する動きなどを見聞きします。また、医療や介護現場で感染の脅威と日々闘っておられる関係者の方々への差別や偏見で傷つけてしまう状況が起こっているということは悲しいことです。このような事例は、人の心理としてコロナウイルスという目に見えない病原菌への恐怖から来るものかもしれませんが、とても残念なことです。

ただ、この闘いはまだまだ続く可能性もあり、このまま人権問題が深刻化する中、私たちは当然手をこまねいているだけではなく、新薬の開発や感染拡大させないための新生活様式や共存できる経済活動などで、終息へ向け、みんなの力を結集しようと努めています。たまたま感染した人が病気との闘いから生還したなら、ただいま、お帰りなさいと温かく迎えたい。コロナと直接的にかかわる医療や介護、病院関係者、間接的に運搬や配送にかかわる運送関係者、清掃、ごみ収集の関係者など、多くの方々の献身的な支えがあってこそ成り立っている私たちの社会生活であることを再確認したいと思います。

そこで、このような方々への差別や偏見をなくし、感謝とエールを送る気持ちをシトラス色のリボンに託して、このコロナとの闘いをみんなで乗り越えていこうという運動を県下でも展開しています。この運動の中心的な活動をされている方には、町内の大学の先生もおられます。私も今胸にシトラスリボンをつけておりますけれども、お隣の伊予市さんなんかはホームページに掲載し、呼び掛けているようです。

また、松前町はユーチューブで医療従事者向けの応援メッセージの発信などを行っていることは知っております。これも大事なことです。もう少し視野を広げて、シトラスリボンに展開していきませんか。

ちなみに、私はこのリボンをつけたり、このマーク入りマスクなどをして、今外しておりますが、こういったマスクもございます、静かなアピールを続けていきたいと思っております。

また、ほかにも私の知っている限り、四国中央市さんとか、先日は西予市さんが西予市野村シルク博物館においてそういったイベントをしまして、皆さんに呼び掛けをいたしまして、私も行ってまいりましたけれども、松前町もそういった運動を展開、また参加して

いただけたらなというふうに思っておりますので、その辺の町の考えをお聞きしたいと思
います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、シトラスリボン運動についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、シトラスリボン運動は、新型コロナウイルスに感染した方、
濃厚接触者のほか、医療従事者等、私たちの生活を営む上で欠かせない仕事に従事してい
る方々が地域に帰ってきたときに、不当な扱いや差別を受けないふだんどおりの生活が送
れるような優しいまちづくりを目指していく市民運動で、少しずつ賛同の輪が広がってお
り、町としてもこの市民運動が地域で盛り上がっていくことを期待しております。

なお、松前町では、この運動とは別に、5月1日から医療従事者、介護従事者の方に対
し、庁舎窓へ感謝のメッセージを掲げるほか、公式ユーチューブチャンネルで感謝の気持
ちを表明するなど、独自の支援活動を展開しています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 町としてもこういった人権問題にかかわることではあります
けれども、コロナはここで終息するかどうか分かりません、また第2波、第3波、そうい
ったことでかなりこれは長期戦になると思います。そういったときに、町の方々が、コロ
ナに対するおそれから、恐怖心から余りよくないようなことが起こったりとか、あるいは
そういう言葉が出てきたりとかするところを、私たちがそういった方々に、喜んで感染す
る人なんか一人もいないわけですから、感染されて生還された方については普通どおりの
生活ができるように、またそれにいつも闘いの中で頑張っておられる方々については感謝
とエールを送りたいというこの気持ち、これは今松前町が行っている医療従事者とか、介
護関係者へのエールと同じだと思いますが、更にそれも一緒になって、全体でそういった
人権の町松前ということで進めていっていただけたらと思いますので、こういったポスタ
ーなんかもありますので、よかったら公的なところでも貼らせていただけたらなと思いま
すが、それについてはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） この代表の方も松前町も大変お世話になっている方ではありま
すし、これはできれば町民の皆様がこの市民運動に賛同していただけたらとは思いま
す。町としては、そういった運動を押しつけるということではなく、町民の皆さんがこの運動
を広めていっていただきたいというようなことはあります。

自治体としては、近隣の動向を見ながら、何かできることがあればまたそれについて支

援していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今自治体の話が出ましたけれども、今私の知ってる限りでは、伊予市さんはホームページに掲載されてます、シトラスリボン運動をずばり。それからまた、四国中央市、今の西予市、西条市、新居浜市、そのあたりは全部これにかかわっておられますので、松山市の方もかなり広がりを見せておりますので、また研究していただいて、よければ進めていただけたらと思います。決して押しつけとかというものでなくて、私たちの意識の問題でございますので、以上でございます。

それでは、終わりにしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

質問席の整備をいたしますので、これより10分間、10時40分まで休憩させていただきます。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、地方創生臨時交付金についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対応のための地方創生臨時交付金の活用について。

新型コロナウイルス感染症に対応する地方創生臨時交付金が1兆円予算化されており、2次補正では2兆円増額となっております。その活用事例が、内閣府地方創生推進室から自治体に配布されております。内容的に、実施計画の立案内容は2つの段階となっております。緊急時対応段階と継続・回復段階となっております。緊急時対応段階、感染拡大防止、そして雇用の維持と事業の継続、第2段階、回復段階におきましては、経済活動の回復、強靱な経済行動の構築というふうになっております。内容的には幅広い視点からの地域の実情に沿った取組を実施するための事例として、109項目が上げられております。その中で、当町で活用できるもの、また検討しているものは何かということでお尋ねいたします。

私の方からは、下記の項目に絞って、当町の見解をお尋ねいたします。

1つ、防災活動支援事業。

これについては事例内容としましては、近年頻発、激甚化する自然災害等に備えるため、地域で組織されている自主防災組織の活動費等の一部を支援、また地方公共団体が避

難所の衛生環境を保つため、消毒薬等の資材を避難所に備蓄するための経費に充当ということ、これが防災活動支援事業の事例であります。

次、手づくりマスク製作事業。

地方公共団体が、全国的に入手が難しい子ども向けマスク等の製作を障がい者施設に委託し、休校中の学校の備品のミシンの貸し出し等を行いながら、できた製品を買い上げ、保育所や幼稚園、児童養護施設等に配布するのに必要な経費に充当という事例。

次、在宅勤務サービス支援事業。

在宅勤務時の育児・見守りを支援するため、他の支援施策の対象とならない、または超える部分について、感染拡大のステージを踏まえた上で取り組むファミリー・サポート・センター事業者等に対し、その活動や感染症拡大防止活動の強化のために必要な経費の一部を支援する。

次、マイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業。

接触機会が減少するキャッシュレス社会の構築を一気に推進するとともに、落ち込んだ消費の回復を図るため、地方公共団体がマイナポイント事業にあわせ、決済事業者と提携して独自に行うプレミアム（上乘せ）分等に充当する。

最後に、健康支援事業。

外出自粛等の影響を踏まえた健康づくりや、地域全体の健康なまちづくりを推進するため、3密に十分配慮した上でのウォーキングやランニング等の活動に対して、地方公共団体等がアプリ等を活用した健康ポイント制度等のインセンティブを付与するために必要な経費に充当。

この5点について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、地方創生臨時交付金についてお答えします。

地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かな事業が実施できるように創設されました。

松前町では、現在、9,845万円を申請しており、交付決定を受けた場合は、中小企業者等に対する支援である新型コロナウイルス緊急経済対策事業へ全額充てることを予定しています。

今後は、国の2次補正による追加の交付が見込まれています。現在、新型コロナウイルスに対する対応は、感染拡大防止から経済の回復へと変わりつつあるため、この追加分については、今後の松前町の経済回復に向けて、第一弾として実施した新型コロナウイルス緊急経済対策事業の効果を見ながら、御指摘の国の事例も参考にしつつ、効果的な活用を

検討したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） それでは、私が上げました5点について、具体的な検討について御返答はいただけませんか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 先ほど答弁しましたように、国の2次補正による追加の交付を見込まれているのは承知しております。

ただ、この金額であるとか、時期であるとか、そういった詳しいことが示されておられません。その内容が今判明しておりませんので、その段階でどのような事業ができるかということがなかなか決定しづらいという状況になります。ですので、そのあたりが示された後に、金額にもよりますが、どのような事業が活用できるかということを検討したいというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 109ほど事例がございますので、このあたりを綿密に、松前町において何が活用できるかということで、この予算、交付金をしっかりと取り入れていただきたいというふうに思います。

それでは、2問目、新型コロナウイルスと避難所について。

避難所の感染防止対策と避難所設置・備蓄品等の見直しについてということで質問させていただきます。

藤岡議員、あるいは私の後のお二人の方と質問が大分かぶるところがございますが、あえて私の方からの観点で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症で懸念されるのが、災害時の対応であります。最も感染リスクの高い3密の状態になるのは避難所ということになります。いつ起きるか分からない地震や今後の台風、豪雨などに備え、災害時の対処法に関して現時点での議論も深めておく必要があります。新型コロナウイルスの場合は、感染リスクの低い少人数、個別空間での避難を優先し、避難所への避難者を減らすことが必要となっておりまいます。避難所へ避難しなければならない場合でも、できる限り少人数、個別空間が確保される必要があります。従来の指定避難所だけでは対応し切れない事態も想定しなければならないのではないかと考えます。

そこで、避難所の対象拡大、そしてゾーニング、間仕切り段ボールベッド等の対策についての町の考えをお伺いいたします。

また、備蓄品の内容の見直しを検討しているのかもお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 新型コロナウイルスと避難所についてお答えします。

先ほど藤岡議員の質問にお答えしたとおり、今後、風水害時における新たな避難の在り方を示すため、避難の手引や新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営ガイドラインを作成し、周知していくこととしています。

指定避難所内での感染リスク対策としては、3密回避のための避難所用テントや衛生物品の備蓄を検討していくこととしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 避難所の件で1つ、教室の活用ということについては検討はされておられるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 指定避難所となる小・中学校においては、教室の活用も検討しております。その際、重信川の氾濫を想定した場合、どの階数の教室が使えるかということも踏まえて想定はしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） それで、具体的に備蓄品につきまして、ここにも書いておりますが、段ボールベッド、それと消毒液、マスク、更に今回は体温計、あるいはテントと、こういったものについての検討はどうされておりますか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 現在作成中の避難所開設運営ガイドラインでは、マスク、消毒液、体温計等については、御家庭の方から避難する際に可能であれば持ってきていただきたい。

ただ、消毒液等につきましては、避難所内の消毒のために必要ですので、こちらについては備蓄するように考えております。

マスクにつきましても、全員の分というのはなかなか数がそろいにくいところもありますので、ある一定の数は備蓄していこうというふうに考えております。

段ボールベッドにおきましては、避難所運営訓練でも、段ボールベッドの作成については訓練をしております。それは、段ボールベッドという製品ではなくて、一般の段ボールを切って活用したりという訓練は町の防災訓練でも実際に行っております。ですので、そういったものを活用しながら、今回避難所用のテントというのを考えておりますが、これを購入することによって、避難所のパーティションがわりにそれが活用できるんじゃない

かというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ということは、段ボールベッドは、基本的にはベッドというものについては準備しないということですか。準備は想定してないということでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 段ボールベッドという商品として備蓄するかどうかということに関しては、今のところ予定はございませんが、同じような効果がある、結局段ボールの箱を敷き詰めるとベッドにはなるというような想定で訓練はしております。

段ボールベッドにつきましても、若干備蓄がございますが、数はかなり少ないですので、そういう段ボールを活用したいというふうには考えております。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） じゃあ、その場で段ボールを集めてというふうな形になるかと思いますが、それでは緊急事態においてはなかなかゾーニングから、いわゆる間仕切りからというものは緊急対応で即避難所を設置するというのは非常に難しい、混乱するのではないかと私は思いますので、その点はまた更に御一考いただけたらと。そのために、最初に質問させていただいたこの地方創生臨時交付金というのが、段ボールとかそういったものも交付金としてなされるはずですので、それを活用して、そういった資材、備蓄品というものも整備していただきたいと私は思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 回答は要りませんか、備蓄の回答は。

○5番（影岡俊範議員） いや、もうお聞きしても答えは出てこないと、今後のことになろうかと思えますから、是非とも活用、研究していただきたいということで。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

質問席を整備しますので、その場で暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

それでは、通告書に従いまして、3件の質問のうち、最初の1件目の質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルスの町の財政への影響についてお尋ねします。

予算の編成時には想像もつかなかった今回の新型コロナウイルスによる影響で、町の財政状況も一変すると考えます。今回の新型コロナウイルス感染症により、国民生活や経済活動に対する影響は大きな危機的状況を招いています。税収の落ち込み、交流人口の激減による飲食などのサービス業への影響、小売業の売上減少など、リーマン・ショック時を超える事態が予想されています。

今後、経済活動の停滞の長期化が続いた場合、当初予算の大きな見直しも必要になると考えますが、特に今回は以下の3点について町の考えをお伺いいたします。

1つ目として、歳入の約4割を占める自主財源である町税が大きく落ち込んだ場合の対応について。

2つ目として、中小企業・小規模事業者にとっては事業存続にかかわる重大な事態となっております。次の質問にも関連しますが、今回の新型コロナウイルスへの対策事業としてどれぐらいの費用を考えておられますか。

3つ目として、今年度当初予定していた各イベントのほとんどは中止になっていますが、不要となった補助金の活用をどのように考えているか、お尋ねします。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 歳入の約4割を占める自主財源である町税が大きく落ち込んだ場合の対応についてお答えします。

町税が減収した場合は、その減収分は地方交付税と臨時財政対策債及び減収補填債という起債で補う制度となっています。ただし、その補われる額は、町税の減収額のおおむね75%で、残りの25%は減収ということにならざるを得ません。

現在も財政状況が厳しい中で、この減収は更に厳しさが増すこととなります。そのため、不急の事業を中心に執行を見合わせたり、規模を縮小するなど、歳出の抑制を図り、引き締めた財政運営を行っていかねばならないと考えています。

次に、今回の新型コロナウイルスへの対策事業費としてどれぐらいの費用を考えているかについてお答えします。

当面の措置として、5月1日の補正予算の専決処分において、新型コロナウイルスへの対策事業費として、一般会計では32億4,951万7,000円、国民健康保険特別会計では169万9,000円、介護保険特別会計では166万1,000円の予算措置を行いました。

事業内容としましては、特別定額給付金給付事業費に30億8,580万5,000円、緊急経済対策事業費に1億599万8,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費に4,471万8,000円、保育所等感染症対策費に299万6,000円、今後の不測の事態や情勢の変化に機動

的に対応できるよう、予備費に1,000万円、傷病手当金支給費に169万9,000円、介護保険料減免に166万1,000円の合計32億5,287万7,000円です。

しかしながら、対策事業費としてこれで十分に足りるのか、今後もっと必要になるのかは、新型コロナウイルスの影響の予測がつかず、全体額の想定は困難な状況です。

次に、イベントの中止により不要となった補助金等の活用についてお答えします。

これまでに新型コロナウイルスの影響により中止とされたイベント等については、主催者から代替イベントの実施等による補助金の要望などがないため、今議会に提案しているように、そのイベント等に係る補助金予算の減額補正を行い、留保財源として、今後、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ各種事業に活用することとしています。

また、今後、実施が中止となるイベント等についても、主催者が代替イベント等を実施することがない限りは、同様に減額補正を行い、留保財源とし、各種事業に活用いたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

私も最初の町税が落ち込んだ場合の対応について、起債で75%、残り25%は減収ということで対応していかなければならないというようなことは今回初めての案件と申しますか、事例などで分からなかったところですが、この通告書の2番目のコロナ対策事業の費用ということですが、対策支援事業としては約1億599万円という予算金額が示されております。これは、国の持続化資金などは約50%を下回ったときに支給されるというようなものがありますが、ここらと比べると、まだまだ大きな支援内容には差があるのかなというのを感じるところであります。もちろんもともとこの町の独自の支援対策ということで始まっているということで、一緒に考えることはまた難しいところもあるとは思いますが、地元事業者の存続のために、速やかに現状を把握していただき、手遅れにならないような施策を期待していきます。

補助金については、藤岡議員の質問ともダブりますので、次の質問に移りたいと思います。

次に、2件目の質問として、町内事業者の新型コロナウイルスによる事業悪化への町独自の支援策についてお尋ねします。

町独自の新型コロナウイルス緊急経済対策事業が、この通告書を作成している時点で検討されると聞いていました。そして、町として町内事業者への新型コロナウイルス対策事業費として約1億599万円の補正予算が専決されました。今回の新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への支援策の中身には、自治体間での差が出ていると聞いています。財政力の違いが背景にあると聞きますが、各自治体は国から配られる臨時交付金を元手にし

たり、貯金として積立ててきた財政調整基金などを取り崩したりしながら、独自の支援を模索しています。

当町においても、今後、このウイルスによる町内事業者への影響が長期化した場合、引き続き第2、第3の町独自の支援事業を検討していくかどうか、お伺いいたします。

以上、2件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 町内事業者の新型コロナウイルスによる事業悪化への町独自の支援策についてお答えいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内多くの事業者の方が困難に直面する中、少しでも早く支援できるよう、緊急経済対策事業に取り組み、先月13日から順次6つの支援事業を開始しているところで、その内容は、先ほど藤岡議員の御質問にお答えしたとおりです。

本町の緊急経済対策制度は、事業継続のための支援策を実施する真に支援を必要とする事業者への緊急支援、支援を必要とする事業者に対して、県と連携した支援策を実施する県と町の連携によるすき間ない支援、新型コロナウイルスにより苦境に立つ事業者に対して、地元商工会等と連携した支援策を実施する地元商工会等との連携による支援の3つの支援項目で構成しており、4月下旬に実施した緊急アンケート結果や事業者の声を踏まえた町独自の支援策となっています。

町としては、当面、現在取り組んでいる支援策を実施しながら、事業の継続が困難となっている経営基盤が脆弱な中小企業等を積極的に支援してまいります。

また、今後、新型コロナウイルスの影響が長期化した場合は、国や県の補助金、追加の地方創生臨時交付金などを活用して、財政的に可能な範囲で支援事業を検討してまいります。

しかしながら、先ほどの御質問とも関連いたしますけれども、本町では、今年度、来年度は税収が下がることが予想され、下がった分全ては国から補填されません。また、第1号補正予算において既に財政調整基金約1億2,000万円を取り崩し、残高が約3億4,000万円まで減っています。このように財政的に非常に厳しく、予断を許さない状況であり、慎重に財政運営していかなければなりません。

そのため、将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、今後、安定した財政運営を維持するための計画を作成し、計画的に財政運営を行ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 先ほどの答弁で町内の56社のアンケートの実施などという細や

かな対応もされているようなので、また1つ安心したところであります。

今、財政調整基金の取り崩しの大変なかじ取りを任されているようなこともお聞きしました。この新型コロナウイルスの地域経済へのダメージは、事業者や個人の活動がとまることによる打撃であります。これまでの自然災害のように復興する施設があるというようなことではなく、公共事業などにより地域経済を立て直していくという性質のものでもありません。この影響により、地元事業者は大幅な減収を余儀なくされ、業績の悪化により納める税の減少、そして解雇や減給になれば、そこで働く従業員の納める住民税も減少します。地方経済の担い手である事業者においては、人件費や家賃、社会保険料などの支払いはなくなりません。地方自治体が何らかの手だてを講じなければ地域経済は成り立たず、地方税の落ち込みは更に長期化していくと考えます。これからも事業の継続を考えている事業者に対しては、何とか今を乗り切っていただくための引き続き行政としての前向きな支援を期待して、次の質問に移りたいと思います。

次に、3件目の質問として、私で3人目の同じような内容にはなるとは思いますが、一応通告書に従って質問させていただきます。そしてまた、ちょっと違う点とか、もう少し聞いてみたい点などがあれば、再質問してみたいと思います。よろしくをお願いします。

町内の避難所の3密への対応についてお尋ねします。

梅雨や台風などによる災害が起きる出水期をこれから迎えようとしています。今後、自然災害が発生したときに、町の指定避難所において今問題となっている新型コロナウイルスの感染防止をどのように考えているか、お聞きいたします。3密を避け、避難所でクラスターを発生させないための対策をどのように考えているか、お聞きします。

以上、3件目の質問といたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、町内の避難所の3密への対策についてお答えします。

先ほどの藤岡、影岡両議員の質問にお答えしたとおり、今後、風水害時における新たな避難の在り方を示すため、避難の手引や新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営ガイドラインを作成し、周知していきます。

今後は、このガイドラインにより避難所を運営することで、3密を回避し、感染予防を行い、クラスター発生の抑止につなげたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 答弁ありがとうございます。

松山市は避難所の運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）とか、皆

さん御存じだと思いますが、八幡浜市なんかは以前の西日本豪雨の経験をもとに、テントを準備し、そのときにプライバシーに大変役立ったということで、引き続き今回密を防ぐために利用できるということで追加購入を決めているなどというようなニュースも出ておりました。

この5月末には、国が自治体の避難所における感染症対策への一部負担を決定したというニュースも目にしました。いろいろと調べてみますと、各自治体の避難所の3密を防ぐための方法は、もうある程度出てきているのかなと感じるところであります。あとはどこまで事前の準備態勢ができるかと考えております。

1点だけお聞きします。

その周知活動として、町は広報等で新型コロナウイルスの感染防止への啓発をする予定などが決まっていれば教えてください。

また、その時期、内容について、分かるようでしたらお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 避難所内のコロナウイルス感染症を踏まえた運営につきましては、国、県ともにガイドラインが示されております。

その内容につきましては、町のホームページにも今掲載しております、それをもとに、もう少し詳細な松前町での避難所運営に関するガイドラインを現在、策定しているというところがございます。その中で、3密のことですとか、あと必要な物資、そういったものについても触れていくこととしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） いずれにしても、避難所という性格上、出水期に備え、感染対策、避難の両立を目指して、速やかな対応を期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

質問席を整備しますので、その場で暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

3番渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 議席番号3番渡部恵美が、議長の許可をいただきまして、一般質問を行います。

まず1番目、避難計画の見直しについて。

先ほどからお話にたくさん出ておりますが、近年、自然災害が多く発生する中、今年は

新型コロナウイルスとの戦いが長期化しております。災害が発生した場合、従来のような避難場所では、多くの方が密集し、感染症のリスクが高まると考えられます。感染症対策を踏まえた避難計画についてお尋ねしようと思いましたが、先ほどから同じ質問が出ており、御答弁をいただきましたので、重複していない部分についてお伺いいたします。

毎年各地域で避難訓練が行われておりますが、今年はどのように計画されていますか。もし計画されているのであれば、内容をどのように住民の皆さんに周知されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、避難計画の見直しについてお答えします。

先ほどの藤岡、影岡、住田各議員の質問にお答えしたとおり、今後、風水害時における新たな避難の在り方を示すため、避難の手引や新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営ガイドラインを作成し、周知していくこととしています。

今後、町や各地域で実施する避難訓練では、現在作成中のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設運営訓練を取り入れたいと考えています。

また、新たな避難方法に関する訓練については、どのように実施すれば効果的であるか、検討したいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。

避難訓練は、いざというときのために落ちついて行動できるため、とても大切なことだと思います。住民の皆様には、積極的に感染症対策のこともあわせた避難訓練に参加していただき、災害時には慌てず、命を守る行動がとれるような訓練になることを期待しています。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

介護予防事業についてお尋ねします。

今年2月、文教厚生常任委員会主催による議会報告会及び意見交換会において、分野ごとにワークショップを行いました。私は、介護支援について話し合うグループでしたが、その中で、松前町は地域力が高く、地区ごとに住民運営のサロンや体操教室があり、高齢者の通いの場になっているとか、保健師さんたちが定期的に体操の出前講座を実施してくれ、介護予防につながっているといった意見がたくさん出ました。

松前町では、平成27年度より、地域における介護予防事業の取組が行われています。立ち上げは、地域包括支援センターの保健師や専門家の方によるもので、松前町オリジナルのまっさき！元気体操、ゴムバンドを使ったコロバード体操などの指導がなされており

ます。現在では、地域の方が主体となり運営され、皆さん楽しく通っていらっしゃいます。

そこで、昨年度における通いの場の数、参加者数、講座が開かれる頻度など、事業の概要と実施状況について伺います。

また、身近な通いの場は介護予防にどのような効果をもたらしているか、要介護認定率の推移とあわせて伺います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 通いの場の効果をどう考えているかについてお答えをいたします。

介護予防事業における通いの場は、高齢者の介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に効果があるほか、地域でのコミュニケーションが盛んになり、今後の地域づくりにおいても重要な役割を果たすものと考えております。

町では、自主的に地域で活動したい意向のあるグループに対し、平成27年度から介護予防出前講座を開始し、町オリジナルの介護予防体操まっさき！元気体操とコロバード体操の指導や健康情報の提供、助言等を通して、グループの活動を継続的に支援しています。令和元年度には、この出前講座をきっかけに、自主的に体操に取り組んでいる39グループ、789人が、週1回から月1回の活動を継続しております。

町としましては、これらのグループに対し、引き続き新規グループには上限10回、既存のグループには健康教育を含め上限3回として、介護予防出前講座を開催して活動を支援しており、昨年度は63回開催し、延べ883人の参加がありました。

要介護認定率の推移については、平成27年度末17.2%から平成28年度末17.1%、平成29年度末に16.9%と低下し、平成30年度末17.3%、令和元年度末には17.6%と緩やかに上昇しています。一方、令和元年度末の県の要介護認定率は20.8%、全国は18.4%となっており、これらと比べ町が低い介護認定率となっているのは、体操グループの地域での活動が一定の効果を上げていると考えております。

今後、高齢化率の上昇に伴い、認定率の上昇も予測されるため、引き続きサロンを含めた高齢者の通いの場の支援を行うとともに、町民一人一人の健康寿命の延伸と予防を重視した健康づくりを進め、健やかで笑顔あふれる町松前を目指します。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 御説明いただいた介護予防事業は、先ほどからの公民館、それから集会所といった公の場所だけでなく、個人宅でも5名以上参加の方がいらっしゃったら御支援いただくことを保健師さんから伺いました。それとあわせて、あと年齢もで

すが、私はまだ50代なんですけれども、私でも参加していいっていうお話をいただいたので、若いときから地域の皆さんと交わったり、それから自分自身の体力の低下を少しでも抑えていくように、是非参加させていただきたいと思っております。

このように、身近な場所で行っていただければ、先ほど部長がおっしゃったように、地域のつながり、生きがいがづくり、それから健康寿命を延ばすことになると思います。そして、今年度発行いたしました第5次松前町総合計画の中にある、笑顔で暮らせる健康づくり、生涯にわたって自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりが実現できるのではないのでしょうか。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

質問席の整備を行いますので、その場で暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

4 番曾我部秀司議員。

○4 番（曾我部秀司議員） 4 番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、一言お礼を申し上げます。

特別定額給付金をはじめ様々な対策事業等に対して迅速な対応をしていただき、誠にありがとうございます。これからも手続等の対応に追われることと思いますが、よろしくお願いたします。

さて、私は、新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育について、大きく2点質問させていただきます。

ただ、一般質問通告書提出後に、6月5日、文部科学省から新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインという通知が出ましたので、その中に私が質問として考えていたことと重なる部分もありますので、その内容も入れながら質問させていただきます。

まず、臨時休業について3点質問させていただきます。

1つ目です。

学校から、5月22日にメール送信された松前町教育委員会からのお知らせの中に、今後、町内で新たな感染者が発生した場合には、幼稚園、小・中学校は臨時休業としますとありました。この臨時休業にする判断基準等規模は、少し厳しいものではないでしょうか。

というのは、文部科学省から4月17日に出された新型コロナウイルス感染症に対応した

臨時休業の実施に関するガイドラインの変更について、これには次のことが書かれています。

1の(1)のウ、地域における感染拡大の状況、ここには、地域において感染者が出ていない場合や、地域における感染経路が全て判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えますとあります。

また、(2)の2)臨時休業する場合の考え方について、こちらには、4月1日に示された専門家会議の提言では、感染拡大警戒地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきであるとされています。このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられますとありました。

また、県から4月7日に出された、県における県立学校の再開等に関する考え方には、一定地域での感染拡大のおそれがあると判断した場合には、当該地域での一斉臨時休業とありました。

これらから考えると、町内で新たな感染者が発生した場合には、町内一斉の臨時休業というのは厳しい判断基準だと私は思います。決定するまでの経緯をお聞かせください。

2つ目です。

秋頃には第2波が来るだろうと言われていますが、そのときには学校関係者から感染者が出た場合や同居人から感染者が出た場合など、いろいろなケースが考えられます。

そこで、臨時休業を実施する場合の判断基準や規模、町内一斉とか、当該校、当該校区の小・中学校、こういった規模ごとのケースを考えるのはどうでしょうか。場合によっては、学級閉鎖や出席停止も考えられると思います。

先ほど上げた文部科学省のガイドライン、1の(1)のオ、その他には、感染者が発生した場合には、上記の点に留意して、個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してくださいとあります。

また、6月5日付けのガイドラインには、臨時休業を実施する場合の考え方が書かれています。これらも参考にし、関係機関とも連携しながら、ケースごとに考えてほしいと思います。

3つ目です。

臨時休業を実施する場合の判断基準や規模等を保護者に発信してはどうでしょうか。また、出席停止に関しても発信してはどうでしょうか。

例えば、学校保健安全法第19条、出席停止には、校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができるとあります。

6月5日付けのガイドラインには、この第19条の規定により、児童・生徒等の感染が判明した場合、または児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には出席停止の措置をとるとあります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した、省きますが、QアンドAには、学校で児童・生徒の発熱を確認した場合にはどうすればよいかに対し、当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください、指導要録上は欠席日数とせず、出席停止、忌引等の日数として記録してくださいとあります。これは6月5日付けのガイドラインにもあります。

さらに、同ガイドラインには、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときにも出席停止の措置をとるとあります。

そういったある程度の基準、こういったものが保護者に分かっていたらよいと思います。これはあくまでも基準であって、そのときの状況によって変わることはあると思いますが、そういった基準を年度初めに配布される「非常変災時（警報等）における登下校について」のように発信してはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 学校の臨時休業等についてお答えします。

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、国の方針を受け、愛媛県では、一定地域での感染拡大のおそれがあると判断した場合は、当該地域で一斉臨時休業することとしています。町内で感染者が発生した場合は、保健所からの連絡がありますが、個人が特定されないように配慮して、感染者が町内の在住であること、性別、年代しか情報がなく、それ以外の濃厚接触者の状況、感染経路、学校関係者が含まれるかどうかなどの情報もないため、町内で感染者が発生した場合は、町内で感染拡大のおそれがあると判断せざるを得ないことから、全ての幼稚園、小・中学校を臨時休業することとしているものです。その後、県の発表により、教職員や児童・生徒など、学校関係者に感染者や濃厚接触者がいないことが明らかになり、学校の安全が確認された場合は学校を再開します。

感染の第2波が訪れ、感染者が発生した場合も同様です。

学校保健安全法第19条の規定による出席停止については、文部科学省や愛媛県教育委員会からの通知により、発熱等風邪の症状により児童・生徒が自宅休養した場合や、新型コロナウイルス感染症に対する不安が強く、登校することが困難である児童・生徒等についても、欠席扱いではなく、出席停止としています。このことについては、4月に町や学校のホームページ、文書などで保護者にお知らせをいたしました。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 町内一斉の臨時休業というところ、詳細が分からない、拡大が懸念されるということで町内一斉だということはよく分かりました。

その点なんですけれども、そういった学校関係者であるかどうか、そういったことが判明した場合には、その後対応するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） そのとおりです。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

その際には、また判断をしていただいて、一斉をそのまま続けるのか、例えば校區別にするとか、そういったところも含めて考えていただきたいのと。

私の方、出席停止の件ですけれども、またこの通告書をつくった後に、教育委員会のお知らせから、出席停止に関しても、例えば6月9日ですか、松前町のお知らせで、発熱等の風邪の症状やコロナ不安により登校できない場合は、欠席ではなく、出席停止となりますというようなお知らせが出ておりました。また、インフルエンザということでありましたら、本人が発症するので保護者も分かりやすいんですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症ではいろんなケースが考えられますので、またこういうケースが考えられるという場合がありますら発信していただいたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、オンライン授業について3点質問させていただきます。

オンライン授業は、継続的な学びの確保に有効なツールとして期待されております。実際にオンライン授業を実施していた学校もありましたが、公立学校では、オンライン授業導入の前提となる教室の完全無線化も小・中学校の7割は未整備で、休校した公立学校でのオンライン授業実施率は、教育長さんの話にもありましたが、5%とごくわずかしか実施できていない状況です。

文部科学省では、補助金を出して今年度中に小・中学生1人1台の端末の整備や全公立校に通信環境の確保を目指しております。しかし、タブレット端末の整備に関しては、補助金だけで整備できるのならよいのですが、町の一般財政からも支出しなければならないということでは、今年度中の整備は難しいのではないかと思います。

また、通信環境の確保に関して、松前町の場合、各教室からのオンライン授業は情報通信ネットワーク環境施設整備工事完了後になると思います。

このように、松前町でオンライン授業を実施することが難しい現状ではありますが、このときにいろいろ整備しておくことが大切だと考えます。このような現状を踏まえて、オンライン授業に関する質問をさせていただきます。

1つ目です。

オンライン授業を実施するためには、家庭においても環境が整っていなければなりません。そこで、各家庭に平日に児童・生徒が使用できるパソコンやタブレットがあるか、通信環境が整っているかなどのアンケートを実施してはどうでしょうかと質問を予定していたのですが、実際にアンケートを実施されていたようです。

ただ、その結果から、各校がオンライン授業を実施する場合、タブレットの不足数、モバイルルーター、これは簡単な設定をするだけで家でも外でも持ち運んで自由にインターネットができる通信端末のことですが、こういったモバイルルーターのレンタル数が把握できるわけですから、まずその必要数分だけ整備するようにすればどうでしょうか。

2つ目です。

教育委員会だけでなく、各校のICTに精通している教職員でオンライン授業検討会を設置するのはどうでしょうか。その会で、学年に合ったオンライン授業の在り方や、どのようにオンライン授業を実施するのか、どのようなアプリを使用するか、アプリを使用しなくても可能か、オンライン授業開始までのマニュアル作成、一方向型授業——動画配信型の授業のことです——の実施、ウェブカメラやヘッドセット等の必要なものなどを検討するのはどうでしょうか。

ちなみに、ウェブカメラというのは、カメラですが、板書などを映すときにはこれがあった方がいいと思います。また、ヘッドセットというのは、ヘッドホンとマイクが一つになっているもので、口やマイクの距離が一定になりますので、マイクで拾う音量が安定しているというものです。

また、現状で一方向型授業、これが実施できるかどうかは、ICTに精通している教職員なら判断できると思います。

このように、オンライン授業導入に向けいろいろ検討し、必要なものは購入するよう進めていくのはどうでしょうか。

3つ目です。

オンライン授業実施に向け、検討会で取り組んでいることなどを保護者に発信してはどうでしょうか。検討委員会である程度の方向性が出たタイミングでよいと思いますが、アンケート結果から、家庭の通信環境を教育委員会としてどのように整備するか、オンライン授業をどのようにするかなどを発信していただけたらと思います。

また、学校の通信環境の現状なども同時に発信してはどうでしょうか。保護者は学習の遅れを心配しており、臨時休業のときなど、オンライン授業を実施してほしいという要望もあるようです。そこで、町や教育委員会、学校の取組を発信していただけると、保護者も現状や町や教育委員会、学校の努力も理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） オンライン授業についてお答えします。

児童・生徒の家庭のパソコンやインターネットなどのICT環境については、5月下旬にアンケート調査を実施しました。その結果については、藤岡議員への答弁で申し上げたとおりです。

オンライン授業については、全ての家庭でのICT環境が整わなければ実施できません。家庭でのICT環境の整備については、通信方法や費用負担の問題など解決すべき問題があり、今後、検討を図っていきます。

学校においても、ICT環境の整備、授業の内容や手法の検討、教職員の専門的な研修など、様々な課題の解決や準備のための時間が必要です。現在は、学校がようやく再開したばかりで、児童・生徒や教職員が今まで経験したことのない状況に置かれています。今後一、二か月は、子どもたちが心身ともに健康で安定した学校生活を送ることや、学習の遅れを取り戻すことが最優先と考えています。そのため、教職員がオンライン授業の準備のために活動することは無理と考えており、校長会でも同様の意見でした。

今後、教職員がオンライン授業について検討できる状況になったときには、検討会などを設置することも必要と考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） オンライン授業の件ですけれども、私も調べれば調べるほど現状ではなかなか難しい、それから教育長さんが先ほどおっしゃられましたとおり、再開されて、子どもたちも先生方も大変な状況であるということは十分承知しております。

そこで、1つだけ再質問させていただきます。

6月5日付けのガイドラインには、家庭の端末等を活用することはあくまでも緊急的な対応であり、各設置者において、一刻も早く児童・生徒のICT環境を整えることが必要である。このため、各設置者においては、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算における端末や通信機器整備支援も活用し、直ちに調達行為に入るとともに、納期を分割することなどにより、特に早急に整備が必要な分は優先的に整えるなどの対応を行う。これにより、遅くとも令和2年8月までには、少なくとも小学校第6学年、中学校第3学年等の最終学年の児童・生徒や経済的理由等でICT環境を整備できない家庭に対して、ICT環境が整備されることを目指すとありました。

要は、今回は緊急時なので、学校や家庭にある機器や環境を最大限活用してください、しかし補正予算を活用して一刻も早くICT環境を整えてください。特に、経済的理由等でICT環境を整備できない家庭に対しては、タブレットやモバイルルーターを貸し出してほしいと私は理解しました。これは可能でしょうか。私は全て今年度中に整備するの

は不可能だと思いますが、不可能なら、先ほどのアンケート結果から不足している、それを整備するという事は可能でしょうか、お聞きします。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） お答えいたします。

タブレット端末、それからICT環境の整備につきましては、一番最初に議員からも御指摘いただいたとおり、補助金をいただきましても、町に対して相当の負担を伴うものとなります。ですので、今後は、町の財政状況を考慮しながら、タブレット端末等の整備を行っていく予定であります。ですので、8月までに対応することは現実的に難しいと思います。仮に財源の確保ができた場合でも、製品の仕様や使用数量などの調査、それから購入等の手続などを考えますと、8月中に対応するのは難しいというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりました。

最後に、私の意見を述べさせていただいて、終わりにしたいと思います。

保護者は学習の遅れを心配しており、臨時休業時などオンライン授業を実施してほしいという要望が上がっている、こういうことはよく分かります。

ただ、いろいろ環境が整っていないとできないのが現実です。できる環境であっても、すぐに実施することは困難です。実施するには、ふだんの授業よりも準備することが多く、ましてや初めてのことなので、先生方の苦労は大変なものだと思います。

現在、先生方はマスクやフェースシールドをつけての授業、感染予防等、平常時よりも子どもたちの健康面に気を配り、肉体的、精神的にもきつい中で、児童・生徒の教育に当たっていることと思います。今年度の夏季休業は実質3週間ほどになりますが、先生方はできるだけ体を休めていただき、ある程度落ちついてから、検討委員会を立ち上げ、準備していただけたらと思います。

オンライン授業実施は、第2波が来たときには間に合わないかもしれません。しかし、こういった臨時休業等に限らず、例えばいろいろな事情で学校に行きにくい児童・生徒や病気等での長期欠席者に対して、オンライン授業をすることも有効ではないでしょうか、もちろん学校が提案し、保護者や児童・生徒が希望したらの話にはなりますけれども。

子どもの学びは、知識の習得だけでなく、みんなと一緒に話し合ったり、教え合ったりすることが大切です。オンライン授業を日常的に実施するのではなく、今回のような非常事態のときや個別の問題に対して継続的な学びの確保として必要になってきます。そのためにも、整備しておくことは重要だと考えます。

非常事態のためでしょうか、文部科学省から次々と通知が出され、その通知内容を理解し、その都度対応を考えていかなければならない教育委員会は大変御苦勞されていること

と思います。そのようなときをお願いするのは心苦しいですが、教育委員会の方々には、オンライン授業導入の準備をしていただくとともに、是非財政面からの支援もしていただき、少しでも早くオンライン授業が実施できる状況になるように要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

13時30分まで昼食とします。

午後0時5分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が、議長の許可を得て、一般質問いたします。

岡本町長は、昨年11月に、安心・安全、住みよいまちづくり、環境問題にも取り組むなどを公約に掲げ、無投票で2期目を当選されました。安心・安全住みよいまちづくり、環境問題にも取り組むなどの公約は何のために掲げているのですか。町民をだますためだけの選挙言葉、ある企業には多額の投資はするが、私の存在する新立、本村地区などの頼み事はこの数年間ほとんど実施されてないと区長さんからも聞いています。取り上げてくれない、町民の皆さん、こんな行政でいいのでしょうか。これから私が調べたこと、聞いたことを質問します。

第1、エミフルMASAKI横のオーバブリッジについて質問します。

所有者はという題でいきます。

まず、エミフルMASAKI横につくられたオーバブリッジについてお聞きします。

国道の上につくった町道、町民のためにつくったと思いますか。町民の税金ですよ。本当に町民が必要な道ですか。企業のための道としか誰が考えても思えない、これが行政のすることです。この道は、町道が企業のためにつくった道、私たち町民の税金を使って好き勝手に使っている、こんなことでいいのでしょうか。

私が聞いた話では、松前町がこの道にかかった工事費全額を企業から寄附という形でお金をいただいと聞いております。本当ですか。このお金はどこに。だから、町道でありながら企業の言いなりで、オーバブリッジからおりてきた道の真ん中にポールとか置物を置いて、右折禁止とか、交通の邪魔をしております。これが町道、おかしな話。町民の皆様、よく考えてください、これが行政と企業のすること。私たちが町道に物を置いたらどうなりますか、すぐ警察に通報するでしょう。

オーバブリッジは町道ですか、企業の道ですか。

オーバブリッジの工事費の寄附の処理はどうしましたか。多額の寄附なら、テレビや新聞に載せてもいいのでは、なぜ秘密にするのか。

エミフルMASAKI内交差点で右折禁止はなぜするのか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 国道56号をまたぐオーバブリッジについてお答えします。

国道56号をまたぐオーバブリッジは、商業施設の開発による交通量の増大に対応するため町が建設したものであり、町道西185号線です。

オーバブリッジの建設工事費は、町と株式会社フジが取り交わした道路整備及び費用負担等に関する契約書に基づき、その全額を株式会社フジから寄附金として受け入れています。

町道西185号線には、駐車場に入る買い物客が本線の通行を阻害しないようにするため、株式会社フジが町から道路工事施工承認を得て、ショッピングセンター前駐車場への入り口専用車線を設置しています。株式会社フジは、防犯上の理由から、ショッピングセンターの営業時間外は駐車場内通路を閉鎖していることから、町は株式会社フジに依頼して、駐車場内通路を閉鎖している間、町道内の入り口専用車線への進入を禁止することで、交差点内の交通の交錯をなくし、より安全かつ円滑な通行を確保しているものです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） これは町道として認可したんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町道として、議会の承認を得て、認定をしております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町道なら歩道が要るんじゃないんですか。これは車だけしか通る道じゃないでしょうか、これ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） たしか片方に歩道があったと記憶しておりますが。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それと、寄附とさっき言われましたが、寄附の行き先は、どうしてこの多額の寄附やのに、新聞とか、町の広報なんかには載せてないんですか。要するに、県なんかで寄附もろたら、100万円の寄附でもテレビで報道をしたりなんやしてしよるが、松前町は秘密ですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 先ほども御答弁させていただいたんですが、道路整備及

び費用負担等に関する契約書に基づき、寄附金ということで株式会社フジから松前町の方へ入金していただいて、寄附ということで財政上は処理しております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは株式会社フジと町が協定して町道をつくったということは今言よるんですが、それは町民の皆様になんか説明したんですか、おかしな問題やないんですか。その金額を言わんということはどうしてですか。何ぼ寄附もろたんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 通告書にはないんですけど、約2億6,000万円です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それはどこに行ったんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 株式会社フジから寄附金として松前町の歳入の方に繰入れております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） どこ行った。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 松前町の会計に納入されて処理しております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 何年の話か分からんけど、その会計に行った金額、公表してください。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 当時、それについては会計処理も行ってありますし、歳入歳出決算の報告も行って処理されていると思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 公表しておかしな問題じゃないでしょ、公表してください、寄附やったら。

○議長（加藤博徳） 今尋ねられておるのは、寄附したお金がどこへいったかというお尋ねじゃないかと思うんですが。

（2番西村元一議員「そうです」の声あり）

それを今、横山まちづくり課長は財政の方へ入ったと、こういう答弁なんです。

（2番西村元一議員「ほやけん、財政に入ったんやったら、その当時のあれを公表できるでしょということ」の声あり）

その財政に入ったという書類を見せえと、こういうことですか。

(2番西村元一議員「そうです」の声あり)

それだったら、後で書類がありますので、御確認をいただいたらと思うんですが、よろしいですか。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) よろしくお願ひします。

2番目、エミフルMASAKI内の借地利用について質問します。

私有地を借用か。

昨年完成しましたエミフルMASAKI内にあるラウンドアバウト、東行き道路と南行き町道は、ほとんどの土地は土地借用代金を企業が地主に払い、借りている用地と思います。

そこで、松前町の税金を使ってまで借用私有地の中に町道としてつくる道ですか。誰が考えてもおかしな道としか思えない。企業の必要な道路なら企業がつくるのが当たり前のことと思うが、このような借りている土地まで町道とするのか、意味が分からない、説明を。行政と企業が考えた計画としか思えない。町民の税金をこの道路につぎ込んでいる、町民にとって何の役にも立たない道です。町民の皆様、どう思いますか。こんなことではないのでしょうか。

1、エミフルMASAKIのラウンドアバウトから東道路と南へ行く道路は、エミフルMASAKIが地主から借りた土地と思うが、なぜ町道なのか。

2、町民にとって必要な道路か、企業内道路なのに町道なのか、説明を。

○議長(加藤博徳) 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長(横山眞史) エミフルMASAKI周辺の町道についてお答えします。

ラウンドアバウトのある東西の道路は、エミフルMASAKIが開業する前の昭和59年に路線認定した町道西143号線であり、ラウンドアバウトから南向きの道路は、松前公園へのアクセスのため、エミフルMASAKIが開業する前の平成9年に路線認定した町道西167号線です。これらの町道は、エミフルMASAKI開業時に増大する交通量に対応するため道路を拡幅しました。これらの町道の拡幅部分については、株式会社フジが賃借している土地で、町と株式会社フジとの間で土地転貸借契約を締結し、道路として使用する権原を取得しています。

また、町道西143号線は、エミフルMASAKIの西側に居住されている方の生活道路として、町道西167号線は、松前公園や役場へのアクセス道路としてそれぞれ利用されており、エミフルMASAKIの有無に関係なく必要な道路です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） エミフルMASAKIに幾ら土地代金を払うとんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町の方は土地代は、そういうものは払っておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） あの土地、道路に今しとる土地、今もちょっと説明があったけど、地主からエミフルMASAKIが借りとる土地がほぼなんですよ、違いますか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町道につきましては、エミフルMASAKIができる前、拡幅する前の道路、もともと町道4メートルぐらいがございましたが、今現在、2車線と歩道がついている道路なんですけど、その拡幅した部分については株式会社フジが土地所有者からお借りしまして、それをまた松前町の方がお借りして、町道として利用させていただいています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 一切買ってないということやね、あれは全部町道として認めてええんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町道として供用開始しているところでございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それなら、今思い通りからつくっとる道、あれも町道と思うんですが、あれには電気工事が入るとんですよ。何でこの今の町道には街灯一本ないんですか、おかしいでしょうが。

○議長（加藤博徳） ちょっと話がそれとりますが、町道の問題と街灯の問題とは切り離して御質問いただいたらと思うんですが、まちづくり課長が答弁困りますんで。

今の町道の問題に絞っていただけますか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町道として街灯は要らんですか。

○議長（加藤博徳） ちょっとまた質問がずれとる、街灯に対してだけの質問をほんなら。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 街灯につきましては、必要なところに大字の区長さんから申し出というか、町の方に、まちづくり課に申請をいただいて、必要な箇所についてはつけている状態でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほんなら、町道として必要とするんで、街灯をお願いします。

先ほどの質問に戻るんですが、これ要するに国道からおりとる道の中にポールとか置物置いとる、あれは撤去してほしいんですが、何であんなもんを置くんですか、町道として。

○議長（加藤博徳） それは、今言われたのは、1の③の項目を言われとるんでしょうか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 道の中にポールとか置物置いとるやつのことを回答してもらってなかったんで。

○議長（加藤博徳） さっきそのポールについては回答をされたと思うんですが。

（2番西村元一議員「それをしてない」の声あり）

ショッピングセンターからのもので、もう一遍課長、言えますか。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） オーバーブリッジから西向きの道路をおりたところなんですが、ラバーポールを設置してます。これにつきましては、直進する車とショッピングセンターの駐車場への入り口の車がおりますので、そこを区別するためにラバーポールを設置して、円滑な通行を促すためにやっている施設なので、必要な施設と考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） エミフルMASAKIが時間が来て閉まったら、あそこに入れんように線張っとんですよ、ポール置いとんですよ。要するに、町道は通るんですよ、皆が、ほやのに邪魔なんですよ、のけてください。のけんのですか、どんなんですか。エミフルMASAKIが時間が来たら、あっこはもう右も左も入れんようになってんですよ。ほやのに、あっこにポールを置かれてしたら交通の不便なんですよ、のけてください。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） エミフルMASAKIのショッピングセンターが開いている時間、店があいている時間については、右折する車がおりますので、右折ができるような状態になっております。その時間外については、駐車場入り口を閉めておりますので、手前で右折車線の方に入らないような措置をしております。

それとあと、町道ですので、真っすぐ西に向いて行く方、通過交通の方もいらっしゃいますので、そういう形でラバーポールを設置して、安全な通行ができるような形でしておりますので、今のところ、撤去する考えはありません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） もしそれ通りよって交通したらどんななる、事故でもしたら。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、仮定の話は答えようがないと思うんで、控えていただいたらと思うんですが。

（2番西村元一議員「はい、分かりました」の声あり）

恐れ入ります。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 3番目に移ります。

活性化について質問します。

旧松前地区商店街への取り組みは、上記のようなことばかりに税金を使い、私たち旧松前地区商店街は疲弊の一途をたどっています。以前から、何ひとつとしてまともな取り組み、実施政策が感じ取れません。余りにも地域差別で、無視しているとしか思えません。今後の対策、取り組みをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） それでは、旧松前地区商店街への取り組みについてお答えいたします。

旧松前地区商店街は、経営者の高齢化や後継者不足の進行、あわせて道路交通体系やライフスタイルの変化等により、買い物客の人通りはほとんどなく、閉店や空き店舗が大半を占めており、商店街として機能していない状態です。

また、店舗立地の利便性や商品の品ぞろえ等を求める消費者の購買行動やニーズの多様性を踏まえると、商業機能や集客力の低下している旧松前地区商店街を活性化することは非常に困難で、現実的に不可能であると考えています。

そこで、町としては、今後、町の更なる発展に向けて、新市街地形成地区に位置づけている役場や松前公園、大型商業施設周辺に都市基盤整備と合わせて商業施設の機能が充実できるよう、大型商業施設の集客力を利用して新たな商店街をつくる道を探っていくことが必要であると考えています。

このほか、町の玄関口となる松前駅周辺は、駅前広場など交通結節点としての駅前周辺の都市基盤整備など、にぎわいの創出を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは何年後ぐらいにやるんですか、30年後ですか、50年後ですか。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 具体的な実施時期についてはまだ決まっておりませんが、今

後、都市基盤整備等とあわせて、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 一年でも早くやってください。

4、地区の環境整備について質問します。

中でも、漁協に隣接している伊藤忠店舗敷地前の遊水池について、ヘドロと悪臭がたまり、夏場になると蚊や小バエが飛び交い、近隣の民家に入り非常に困っている。ヘドロのおいも臭くて、数年前から撤去を申し込んでいるが、まだ動かない。旧松前地区は、町全体の人口割に対しても影響度は大きいと思います。旧松前地区に対しては知らんぷり、伊藤忠店舗敷地前の道路も、元の三好組までの道路補修もでこぼこで、自転車通行も大変危険で、雨の日は水たまりができ、車やダンプの通行や水しぶきが飛び、大変危険です。区長より要望を言ってきたが、ただ行政は聞くだけで動かない。動きたいが、上にふたをされたら動くことができない、これが現実です。今後の方針は。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 環境整備についてお答えします。

江川遊水池は、ヘドロの堆積により悪臭が発生していることから、管理者である愛媛県に対して、ヘドロの除去を行うとともに遊水池の環境整備について昨年知事要望したところ、令和2年度に実施予定との回答がありました。

次に、道路補修についてお答えします。

本町では、現在約183キロメートルの道路を管理していますが、経年劣化による道路舗装の損傷が進行していることから、修繕が必要な箇所は年々増加する傾向となっています。このことから、修繕の緊急性、必要性、地元の合意形成、効果などについて評価を行い、計画的な修繕の実施に努めています。

なお、御質問の路線については、平成29年に舗装点検を実施し、その点検結果に基づき、舗装修繕の優先度を評価したところ、緊急性は低いと判定されました。

しかし、一部区間では、路面のひび割れや水たまりが見られることから、部分的に補修したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今言われたように舗装がどうのこうのと言われて、この間予算組みされた企業団地の道路、私見に後で行きました、視察は行けななただけど。伊藤忠店舗敷地前の道路よりかまだきれいかったです。それがどうしてあっちが汚いんで、工事が

入るんですか、説明してください。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 先ほども言いましたとおり、平成29年に舗装点検を実施して、その中の評価の優先度の結果から西15号線については低かったということで、今回は舗装補修の5か年計画の中には入れてないということです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、悪い道から直すのが普通でしょというんですよ。何でええ道から莫大な6,000万円も7,000万円かけて直さないかんのかということ。悪い道から直してくださいや。

○議長（加藤博徳） 今言われているのは、あれでしょ、西村元一議員が客観的に見てこちらの方がきれいのに直しとるというお話でしょ。

（2番西村元一議員「そうです」の声あり）

そしたら、平成29年度に出されたデータを後で見せていただいたらどうでしょうか。

（2番西村元一議員「はい、分かりました」の声あり）

それでよろしいですか。

それで、課長、よろしいですか。

（2番西村元一議員「悪い方からやってください、予算組みを変えてください」の声あり）

だから、そのデータを見ていただいて、説明を課長、していただけますか。それでよろしいですか。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 後日説明させていただいたらと思います。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 悪い方から直してくださいということです。ええですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 今回につきましては、平成29年度の結果に基づきまして予算を計上させていただいておりますので、予算については予算委員会の方で御審議願いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

次に行きます。

松前港の廃船処理について質問します。

今までの行政なら、漁業組合から出した要望はほとんど聞いてくれていましたが、行政に対して一般質問したのが悪いのか分からないが、質問されるようなことをしなければ、誰も好きこのんで質問することはないでしょう。余りにもワンマン過ぎる、これが今の行政です。漁業組合から漁師の人が新型コロナウイルスの影響で売上げが減少し、生活が圧迫される、今後の見通しすら立たず、不安な状況となっていると聞きます。

そのような中で、港内にある所有者不明の廃船とか、定期的に処理していく必要があります。港内の安全確保の面からも必ず必要です。環境問題もあり、昔は行政から半分以上の補助金が出ていました。これは前の予算で見てもろたら分かります。

今回も産業の方が漁師のためを思い予算組みをしてくださいましたが、自分たちの船は自分たちでしてくれと、上が漁師のことなど何もしない、上から見放されました。これが町の上に立つ人がすることでしょうか。怖いです。本当に怖いです。旧松前がどのようになっても知らん顔です。町民の皆様、今の行政がすること、企業のことばかりに目を向け、旧松前地区や漁師などのことを知らん顔している。私たち漁師も税金を払っている、取るだけとって、松前町のためになるような税金を使うのが望ましいのに、漁師のために税金を使わないなら、旧松前地区や漁師から税金を取るな。その分企業から税金を取って、企業のために尽くしてください。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

なお、今の西村元一議員の発言の中に不適切な言葉がありましたので、後で相談して、訂正をさせていただきます。

理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） それでは、松前港の廃船処理についてお答えいたします。

昨年9月定例会でも答弁いたしましたとおり、本来沈廃船の処理は、基本的に所有者が行うべきものと考えております。町としては、放置されている沈廃船の解消に向け、港湾管理者である愛媛県と協力し、所有者の方に沈廃船を処理するよう働きかけを行ってまいります。

また、沈廃船処理費用の補助については、所有者の方に働きかけを進めていく中で、所有者において処理することが明らかに困難であるとともに、その沈廃船を放置することで港湾施設管理上の安全性や環境の保持に影響があるなど、沈廃船の撤去が公益上必要であると認められた場合に補助すべきものであり、慎重に検討していかなければならないと考えております。

なお、所有者不明の沈廃船につきましては、港湾管理者である愛媛県に対し、港湾施設を良好な状態に維持するよう、引き続き沈廃船の撤去を求めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 要するに、自分たちの船は自分たちでせえということですか。もう県や何やと言うところで、今の行政が判押さん限りは補助金は出んということですよ。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 今答弁申し上げましたとおり、まずは所有者の方に廃船の処理について働きかけを進めさせていただきたいと思っております。

その所有者の方において処理することが明らかに困難であるとともに、その沈廃船を放置することで港湾施設管理上の安全性であったり、環境の保持が損なわれるよというふうなことがありましたら、その沈廃船の撤去が公益上必要であると考えますので、そうした場合、松前漁協が早急な対策が必要と考えて、沈廃船処理事業を実施するのであれば、その事業費に対して補助することについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。よろしくお願いします。

次に移ります。

学校の生徒個人用パソコンについて質問します。

学校のパソコン導入も、国は1人1台を目指しているにもかかわらず、松前町は現在、1クラス分だけしか実施できません。何が教育の松前町かな。言うだけで何もしない、だまし続けている、町民をばかにしている。一日でも早く実施するために、いつまでに、どのように取り組むのか、今後の対策と方針は、お願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） それでは、生徒用パソコンについてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、各小・中学校では、パソコン教室に1クラス分のパソコンとタブレット端末を整備しています。生徒用パソコンの整備については、国が子ども1人当たり1台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想により、国家的事業として推進しています。

教育委員会としては、ICT環境の整備計画に基づき、町の財政状況を考慮しながら、可能な限り早期にタブレット端末の整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 一日も早くそれを願うとりますんで、よろしくお願いします。

次に移ります。

避難道路について質問します。

今つくっている思い通りからエミフルMASAKIまでの道は、名目は避難道路だが、企業のための道路ですね。町民の皆様、よく考えてください。津波はどこから来ますか。行政も津波は海からと言っている、ならば海の方から避難道路をつくるのが本当ではないでしょうか。企業のためばかりに力を入れる、町民の税金を使って、旧松前、子どもたちのためにも何もしない、こんな行政でいいのでしょうか。今後の旧国道から西の地区及び旧松前市街地の災害対策避難道路の政策の具体的な計画は今後あるのでしょうか、ないのでしょうか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 避難道路についてお答えします。

昨年9月の定例会でお答えしたとおり、町道西古泉筒井線は、市街地の渋滞緩和と今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大災害に備え、町道筒井徳丸線から指定避難所である松前公園までの避難路及び緊急輸送路として整備を進めています。

御質問のあった旧市街地のうち、新立、本村地区については、木造住宅が密集しており、地区内の道路は幅員4メートル未満が大半で、緊急車両の通行困難、火災時における延焼の危険など、防災面、住環境面において問題を抱えています。このことから、将来的に土地区画整理事業の導入を目指していますので、その中で避難道路の整備を検討していきたいと考えています。

また、新立、本村地区以外の密集市街地においても、災害時の避難経路に問題を抱えていることから、道路整備の必要性は十分感じているところです。

ただし、密集市街地で道路整備を行うには、多くの住宅の立ち退きが必要となり事業費が莫大になること、住民の皆さんの御理解と御協力が不可欠なことから、実現には至っておりません。

今後は、都市計画マスタープランの見直しにあわせ、新立、本村地区以外の密集市街地の道路計画について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 検討するんはありがたいんですが、何十年後になるんですかいね。早い時期にそういう検討、この前の私の一般質問で町長さんは20年かかる言ったね、松山のあれが20年ぐらいの計画でやったというて、計画は今後というんは何年後ですか、大体のめどを言うてくれんなら、町民の皆様も不安がるんじゃないんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） なかなか数字であらわすのは難しいんですが、今年4月から、まちづくり課の中に都市計画室をつくりまして、土地利用とか、都市計画に関する専門の部署を設けていただきましたので、そこで十分検討させていただいて、議員がおっしゃるように早い時期に実現できるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それはええことです。早目をお願いします。

次に行きます。

松前中学校建設入札中止について質問します。

昨年末実施される予定だった松前中学校の入札中止は、誰かが予定価格を町長に直接電話で問い合わせがあり、その金額が入札予定額と同じだから、町長自ら中止したと町長から説明がありました。記者会見もやりました。このため、建設完了が遅れ、入学式、卒業式もできなくなりました。にもかかわらず、この金額を漏らした人の名前を言わない、学生たちより、町民より大事な人らしい、これが松前町のトップです。町民の皆様、よく考えてください。

予定価格の漏えいの原因と今後の対策は。

記者会見で条例制定すると言われていたが、いつできるのか、この問題もあやふやにしている。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） 松前中学校入札中止の件についてお答えいたします。

令和2年3月の第1回定例会において、西村議員に答弁いたしましたとおり、公正な入札が損なわれるおそれがあると判断し、予定していた入札を中止した後、町では役場内の関係する担当者、設計に携わった業者や入札に参加予定の業者と面談し、聞き取り調査を行いました。漏えいがあったかどうかは究明できませんでした。予定価格の漏えい防止対策については、今年度から副町長または総務部長が予定価格書を作成する際に、設計金額を一定の範囲内で調整した額を予定価格に定め、そのまま封入することとしており、副町長または総務部長しか予定価格を知り得ない仕組みとなっております。

また、前議会においても答弁いたしましたとおり、基本的には職員の法令遵守や倫理の保持が必要であるため、新たに松前町職員倫理条例を今議会に提案しております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 私が聞いておるのは今後の問題じゃないんですよ。今後の問題も聞いとるけど、これ何でとめたか、漏えいでしょ。その前に、〇〇さんとか、名前言うたらいかんけど、前に警察問題になっとる人がおるんですよ。それは刑事事件になりました。今回の完全な漏えいを何でこれ名前も公表できんのですかということ聞きよんですよ。おかしいでしょ。町民をばかにしとんじゃないんですか。これは町のトップですよ、漏えいというか中止したんは、おかしいんじゃないんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議員誤解されているようなんですけども、私が入札を中止したのは、漏えいしているおそれがあると、それによって公正な入札が阻害されるということ判断したからでありまして、漏えいした者を私が承知しているわけでもありませんし、漏えいがあったかどうか分かりません。

ただし、前にも申し上げましたように、予定価格とぴったりの金額が予定価格だと言っている人がいるという事実が分かりましたので、漏えいされているのかもしれない。それであれば、適正な入札が確保できないということで中止したのでありまして、漏えいした人間を知っているわけでもありませんし、先ほど財政課技監から答弁しましたように、役場で調査をいたしましたけど、漏えいの事実はつかむことができなかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、町長さんにじかに電話がかかってきたとも説明を聞きました。私らこんなこと言うたら悪いけど、町長さんの携帯の電話知らんですよ、ごくわずかの人間なんですよ。その人間から電話があつて、金額が同じやった、中止しました、何の疑いがあるんですか。何の疑いもないんやったら、その人の名前出したらええでしょうが、おかしなこと言わんとってくださいや。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 御質問の趣旨がよく分からないんですけども、私が電話を受けたのは、こういう額が予定価格であるという話が町内で飛び交っていると、その価格を聞いたら、それがぴったりであったということでもあります。それだけのことであります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 漏えい問題も何もないんで、金額が同じようなことを町長さんに電話した人を公表したらええでしょ、名前を、何で言われたいんですか。何かおかしいことがあるんですか。何もないんやったら公表して、この人です、この人からお話を聞いてくださいで済む問題やないんですかということですよ。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員に申し上げます。

通告書とはずれとるようなんで、もとへ戻していただいたらと思います。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ずれるような答弁するけんおかしなるんでしょうが、はっきり言うたらええでしょうが、誰それから電話がかかりましたということ、何でそれを言えんのですかということですよ。何の疑いがあるんですか。疑いないもんやったら、名前を公表してもおかしいことないでしょうが。疑いがあるけん公表せんのでしょ。

○議長（加藤博徳） その通告書がないので、お控えいただいたらと思うんですが。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いやいや、ほやけんね、今も言うたように、漏えい問題とか何も無いんやったら、この人から電話があつて、ただ金額が同じやったから、私が中止しましたという言うたら済む問題でしよ。何回も言わさんといってくださいや、同じことではしよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） その事実とその人が誰だったかということは全く関係のない話でありますので、私は申し上げる必要がないと思っているので、申し上げておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、金額を聞いたんでしよ、同額の金額を、その人の名前をただ言うだけが何があるんですか、言えんのですか。おかしな答弁やないんですかと言うんですよ。現実に中止したんは町長なんですよ。同額やったんでしよ。調べた結果、漏えいではないというんが分かったんでしよ、今説明したんは。ほんでも、漏えいやと思うてとめたんでしよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 漏えいじゃないと分かったとは申し上げておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほいたら、漏えいやったんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 漏えいやったかどうかは究明できなかつたと申し上げました。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 究明できるかできんか、同額やったらもう漏えい問題を究明できん、その人をほたらここへ証人として呼んでくださいや、聞きますけん、私が。

（「おさめてください、切りがありません」の声あり）

○議長（加藤博徳） 通告書になかつたようなので、その問題については次に御検討ください。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 次に書きますので、それで終わります。

次行きます、もう時間もないもので。

J R北伊予駅自由通路について質問します。

所有者と費用は。

J R北伊予駅にできた自由通路、今の利用者は、私は5月1日に、2時間ぐらいやけど、行って調査しました。利用者なしでした、エレベーターの。駅に来た人に尋ねたら、踏切より西に行く用事がないから、一度も乗ったことがないとの返事でした、これは婦人2人に聞きました。その間に、宇和島行きの電車が来て、2人の乗客が真ん中のホームにおり、中階段を上がり、東階段でおりて、出口まで来ました。お尋ねしました。

1、この自由通路の東西にある階段は町道ですか。

2、この中のホームにおりている階段は松前町のものか、J R四国のものか、町道か。

3、工事費は税金から出ているので、町民の皆さんよく考えてください、こんなわけの分からない工事費に町の税金を使っている、これが今の行政です。この自由通路にかかった総費用は幾らですか。国費、県費、松前町の負担額、J R四国の負担額は幾らか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） J R北伊予駅自由通路についてお答えします。

J R北伊予駅自由通路は、町道東176号線として北伊予駅前広場から線路西側の町道東100号線まで整備したものであり、階段、通路、エレベーター全て町道です。

ただし、2番線ホームへの階段はJ R四国の所有物であり、町道ではありません。これは、自由通路の整備に伴い、J R四国の所有物であった乗換跨線橋の撤去が必要となったことから、代替施設を補償したものです。

J R北伊予駅自由通路の総事業費は4億5,026万5,000円であり、国補助金2億2,329万3,000円、県補助金1億384万9,000円、町負担額1億2,312万3,000円で、J R四国の負担はありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） J R四国に負担額がないということは、どうしてないのか。2番ホームにおりとする階段、あれは町道と言いましたが、何でJ R四国の持ち物のホームにおりる階段が町道なんですか、意味が分からんのやけど。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） J R四国の負担金がない部分なんですけど、J R四国は、町が必要とした自由通路の整備に協力したものであり、費用の負担は求められないという

ことでJR四国の負担はございません。

それと、ホーム階段の件なんですけど、これにつきましては、旧跨線橋を撤去しないと自由通路が架設できないため、撤去をいたしました。道路をつくるために撤去した旧跨線橋はJR四国としては必要な施設であり、当然移設費用を金銭補償する必要がありましたが、適当な移設場所もなく、代替施設を現物補償した方が合理的かつ安価であったため、ホームへの階段を町の費用で設置したものです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 協力したけん、そういう階段とかなんとかというんはお金出さんでええいうてJR四国に松前町が言うたんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 自由通路を建設するに当たって、JR四国と協議をいたして、町の方の負担ですということなので協議結果がまとまり、こういう形で工事をやっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） さきに言ったように、5月1日に2時間ほどやけど、行って調査したんですよ。エレベーターの利用者がおらんのですよ。東の人は、西にそういう何の施設もないんですよ、踏切から西に、要するにスーパーがない、買い物するところがないんですよ、東の人は、何のために東から西にエレベーターが要るんですか。それによって、西の人はエレベーター使う人がおりました、1人だけ、それは5月1日じゃない最初に行った日なんですよ。その人に聞いたら、買い物に行くんは下通った方が私らは便利なけん、農協行くのに便利なけんと言われました。ということは、JR四国の電車に乗るためにエレベーターがあるようなもんなんですよ。それが何の町道が必要なんですか。さっちにあっこにつけんでも、ほかのどこにつけられたんやないんですかということなんですよ、道路やったら。おかしいんじゃないかなということ。

そこに持ってきて、東側にあるエレベーターの位置、あれは町の土地の上にありますか、JR四国のものですか、どっちですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 東側の土地についてはJR四国の敷地でありますので、JR四国の方から無償でお借りしております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） エレベーターつけたり、階段つけてくれたけん、無償でせなんだらJR四国もいかんのやないんですか、工事費一銭も出さんののに、おかしいことでは

うが。今現在でも、調査しに行こうと思うたら行きますよ。何人エレベーターに乗りよりますか、調べておりますか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 6月4日の夕方ちょっと調べました。14の方が通過交通としてありました。そのうち、自転車5台通過しております。あと、駅の利用者の方も利用しております。

それと、6月5日、朝なんですけど、通過交通7人、それとあと鉄道利用者の方が利用しとるような状況でございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この前の委員会では、1日に100人ぐらいのどうのこうのいうて聞いたんですが、それはうそですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） JR北伊予駅の乗降者の利用人数なんですけど、JR四国では1日500人ということで聞いております。これはあくまでも夕方と朝の利用調べですので、1日を調べたわけではありませんので、人数的には500人には達してないと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは電車に乗る人の数が500人でしょ。自由通路を通る人のことを聞きよんですよ、誰が電車に乗る人の人数を言えいうたん。おかしい、質問に応じてないよ。エレベーターというか、自由通路を通過する人を聞きよんであって、電車に乗る人は関係ないでしょうが。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 自由通路とエレベーターにつきましては、電車に乗る方も利用されると考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 電車に乗るための自由通路でしょ、今言うように。だから、松前町がJR四国のために、電車に乗る人のために自由通路をつくったんでは。それが正解でしょうが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） もう随分これは議会でも議論したことなんですけれども、特別委員会も設置されて議論された後、私が町長になって、私が実施をするということで、議会でも御説明をし、議論をしていただいた件ではありますけれども、この北伊予駅自由通路につきましては、この駅で、JR四国の線路でもって分断されている東西両地域を、この分

断を解消して、地域の行き来が活発化し、地域が活性化することを狙ったの事業として設置したものでありまして、たまたま車両基地、あるいは貨物基地ができることによって、その周辺環境整備のための補助率のいい補助金があるということで、この時期に整備をしないと、そのほかの時期で自前の一般会計を使っての事業であるということとはなかなかしにくいであろうと、ですから有利な時期にこの東西分断の解消をするための事業としてやるべきじゃないかということで、議会でも発言を申し上げて、実施をしたものでありまして、お話しのようにJR四国のためにやったものではありません。今後、この自由通路を活用して、地域の東西の方が行き来をし、地域が活性化することを願っているものであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 活性化、活性化言うけど、今現在、それやったらもっと活性化の方に先に力を入れてから、道路をつくるのが普通やないんですか。西側の方にはもう小学校があるだけで、民家が詰まってしもて、大型スーパーも何にもする土地はありませんよ、私見に行きましたが。何のためにあっこ、自由通路というか、通路だけならええけど、エレベーターつきなんですよ、工事費に何億円というてかけて。それでも、西側に大型スーパーでもできるとかなんとかという予定があって、道路が必要などというんならこのエミフルMASAKIみたいに国道の上でも道路つくるようにせないかんかも分かんけど、先に道路をつくるというのはおかしい問題やないかなと思うんですよ。

○議長（加藤博徳） 通告書にありませんでした。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そういうことなんで、もう税金の無駄遣いはやめてください。次に行きます。

自由通路前にあった旧跨線橋について質問します。

1、旧跨線橋解体時の架空線の移設の費用額と、国費、県費、松前町の負担額、JR四国の負担額は幾らか。

2、JR四国の持ち物で固定資産でもあった旧跨線橋の解体撤去工事のお金も松前町の税金を使って解体工事をしたと聞かすが、本当ですか。総額、国費、県費、松前町の負担額、JR四国の負担額は幾らか。この旧跨線橋を解体して、何の役に立つ、誰のために解体工事をするのか。町民の皆様どう思いますか、これが今の行政ですよ。皆様の税金を好き勝手に使っている。この旧跨線橋の解体工事で固定資産処理はどうしましたか。誰が喜んでいるのか分かりますか。

旧跨線橋の撤去後の鉄くずは誰が、どのように、幾らで処分したのか。その金額は誰のものか。

J R 四国の持ち物を税金で解体して町民が喜んでいると思うか。

J R 四国から何の見返りがあったのか。

以上、説明をお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 旧跨線橋の撤去費用についてお答えします。

旧跨線橋の撤去に伴う架空線の移設費の総額は552万2,000円であり、国補助金303万6,000円、県補助金124万2,000円、町負担額124万4,000円で、J R 四国の負担はありません。

旧跨線橋の撤去費の総額は1,323万3,000円であり、国補助金727万8,000円、県補助金297万7,000円、町負担額297万8,000円で、J R 四国の負担はありません。

旧跨線橋の撤去に伴い発生する鉄くずについては、有価物となることから、スクラップ代金約30万円をあらかじめ工事費から控除しています。

地元の住民からは、北伊予駅自由通路の完成により、高齢者や障がいのある方及び自転車を利用される方にとっても、東西2か所にエレベーターを設置していることから、線路をまたいで東西の行き来が非常に便利になったとの声をいただいています。また、通学路として活用することで、子どもたちが安全に通学できるほか、東西の人の流れが生まれ、北伊予駅周辺のにぎわいが創出され、地域全体の活性化につながるものと期待しているところです。

なお、この事業でJ R 四国に見返りは求めていません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 私が問うた説明に全然なっていないんですが。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、どの部分でしょうか。

○2番（西村元一議員） 全部です。この解体工事は、金額をちょっと言うたけど、鉄くずとかそういう固定資産、要するにこの工事自体をどうして松前町が受けないかんのかということが大体の質問内容なんですよ。これJ R 四国の固定資産でしょ、旧跨線橋いうたら。今の松前町の新立、本村に空き家があります。松前町は崩しました、土地は松前町がもらいます。そういうようなもんなら分かりますよ。J R 四国の旧跨線橋、固定資産をこうしてJ R 四国の土地をもらおうたんですか、何の見返りがあるんですか、これ。壊してあげて、J R 四国に喜ばれるだけ、協力してくれたけん、それだけですか。

○議長（加藤博徳） 質問をもう一遍確認いたしますが、①はよろしいんでしょうか。

（2番西村元一議員「はい、①は今質問した」の声あり）

答えいただきましたよね。

②どこが負担したんかもよろしいわけですね。

(2番西村元一議員「でしょうね」の声あり)

③撤去した、誰がどのようにしたかというのも答弁いただきましたよね。

④番、今西村議員の御質問は。

(2番西村元一議員「③④やね」の声あり)

③④で今答弁いただきましたが、その部分での補足の。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) ③④の答弁が私の質問に対して返答が違うんで、問い合わせます。JR四国の持ち物の解体で、鉄くずがどこへ、誰のものになったかということなんですよ。

○議長(加藤博徳) 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長(横山眞史) 先ほども申し上げたんですが、鉄くずということで有価物となりますので、スクラップ代金約30万円を工事費の中から差し引いて工事費を算出しております。ですから、売れるものは売ったということで理解していただいたらと思います。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 10万円とか50万円、これは解体工事した人から聞いた話なんですが、これはうちの鉄くずだから、JR四国が取って帰ったんですよ。そういう話を聞いたんで、これ質問に上げとんですが。JR四国から30万円言うたんですか、あれだけの鉄くずが。説明。

○議長(加藤博徳) 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長(横山眞史) 工事費の方はJR四国に委託しておりますので、約30万円という金額についてはJR四国の方から聞いた金額でございます。

以上です。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) いや、JR四国から30万円というて、それはこっちに返上してくれたんですか。

○議長(加藤博徳) 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長(横山眞史) 工事費の中で、30万円が引かれた金額というふうに御理解していただいたらと思います。30万円鉄くずで売れるもんですから、工事費の中でマイナスをとるとということで御理解していただいたらと思います。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) それを松前町は信用しとんですか。あれだけの鉄くずというたら何百万円ですよ、何ぼ古いうても。おかしいでしょ、それ。その検証した後の帳面

とかあれを見せてくださいや、今度は、また後でええけん。

○議長（加藤博徳） 11問目に移りますか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 11問、松前港に流入する汚水について質問します。

松前港に流入する汚水の大部分が義農遊水池と江川ポンプ貯水池から流れ込んでいます。港内では、昔は巻き貝やアサリ、ウナギの稚魚もとれていましたが、現在では全くとれないどころか、港湾に流れ込んでいる水は昔に比べて汚くなっています。合併処理浄化槽や公共下水道の普及の中で、なぜこんなことになっているのでしょうか。松前港湾内に流入する汚水データについて、データがあるか。漁師は大変迷惑している。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、汚水流入についてお答えいたします。

松前港湾内に流入する汚水は、主に家庭からの生活排水です。生活排水については、家庭では水質を測定していないので、水質データはありません。

本町では、公共用水域の水質汚濁を改善するため、早船川のカキ殻接触浄化施設設置、EM菌を利用する水質浄化事業、及び地域のサロンや児童・生徒を対象とした環境学習会を開催するなど、生活排水対策を実施してきましたが、内港では閉鎖的水域で水の循環が悪いことから、改善に至っていないのが実情です。

事業場から松前町の公共用水域への排水基準は、水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例により基準値が定められています。その主なものは、水素イオン濃度の値は5.8から8.6、生物化学的酸素要求量の値は1リットル当たり160ミリグラム以下、化学的酸素要求量の値は1リットル当たり160ミリグラム以下、浮遊物質量の値は1リットル当たり200ミリグラム以下です。このほかにも40の排出基準の項目があります。

なお、生活排水については、排出基準は定められていません。

水質浄化の取組については、今後とも公共下水道への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置を一層促進していきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それで、今言うたデータなんですが、松前港とか、そういう港湾にも調査してくれよりますか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 環境基準としまして、毎年調査をしております、大体8月号の広報で結果について御案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 幾らあるんですか。基準値を満たしとんですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 内港の海水の調査ですけど、生活環境を保全する上で維持することが望ましい目標となる環境基準を比較しました、過去10年間で20回調査を行ったんですが、水素イオン濃度の値は6回低い数値となっております、化学的酸素要求量の値は20回中12回基準の値を超える結果となっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 超える結果とはどういうことですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 水質的には汚濁傾向、悪い状態ということです。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） だから、港湾とかそういう水産業の方にももっと予算を組んで、力を入れてくれるのが普通やないのかなと思うんですが、農業ざりの方に力を入れると、この前の本会議でも言うたけど、違いますか。何のための農水産業に力を入れるという公約を掲げとんですかいね。もっと漁師の方、水産業の方にも力を入れてください。

○議長（加藤博徳） 今のは答弁はよろしいですか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 水が悪いて今言われたんだから、もうちょっと力を入れてくれないかんでしょということなんです。どうして回答せんのですか。

○議長（加藤博徳） それはどうするんでしょうかという質問でしょうか。

（2番西村元一議員「そうですよ」の声あり）

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 先ほども答弁をさせていただきましたが、水質の浄化の取組については、今後とも公共下水道への接続の促進や合併処理浄化槽の設置を一層促進していく次第です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今さら公共下水道をどうのこうのやないでしょうが、海をきれいせないかんでしょうが、港湾を。そういう対策を練ってくれないかんでしょ。今現在もう港湾が汚いんでしょ。ということは、きれいしてくれる対策を練ってくれないかんでしょ。何ぼ予算がかかってもしょうないでしょうが、汚いするんは町民です、私らかも分か

らん。ほぼ町民ですよ。何のために水利組合がお金取って家建てるんですか、ほいたら、それも一緒でしょ。川に家から出る汚い水を認可しとんですか、町は。あれ何のためのお金取るのかな、質問はちょっと外れたけど。環境の問題でええんじゃないかな。

○議長（加藤博徳） 具体的な取組はどうなんでしょうかという御質問じゃないんでしょうか。

○2番（西村元一議員） それはそうです。今後、そういう漁師の方にも、水産業にも力を入れてくれないかんでしょということ聞きよんです。入れるんですか、入れんですか。また、質問したけん、断るんですか。

○議長（加藤博徳） 具体的な今西村元一議員の御質問は、公共下水道に流すんじゃなくて、それ以外にも具体的な取り組みは考えとるんですかという御質問のように聞こえるんですが、通告書にもそのように書いとると思うんですが。

（2番西村元一議員「答弁がないんで」の声あり）

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 私が先ほど言いました数値につきましては、望ましい目標値でありまして、その目標値に対しまして、すみません、また同じ回答になりますが、公共下水道への接続、及び合併処理浄化槽の設置を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今汚なった港湾はどうするんですかというんですよ、きれいする対策はないんですかということ聞きよんですが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 海をきれいにするには、汚水のもとになる汚濁物質を減少するしかないんです。今汚れているやつは、新しい汚濁物質が流れ込まなければ自然に浄化されていきます、自然の力で。ですから、新しい汚濁物質を流さないようにするのが一番海をきれいにする効果がある。そのために、公共下水道への接続であったり、流すのをきれいにする合併処理浄化槽の設置であったり、こういうことを進めていくことが一番海をきれいにする早道なんです。御理解ください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、早う合併処理浄化槽つくらないかんのやないんですか。新立の方は全然ないんやけど、町外れですか。

○議長（加藤博徳） 先ほども言いましたけど、そういう具体的な取組の計画がありますかということの御質問だったと思うんですが。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 計画につきましては、第5次松前町総合計画の施策の方でその

ように記載をしておりますので、その目標に向かって推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） いま一度、西村元一議員、その計画を確認していただいて、次にまた。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、調査したんが、それいつ言うたん、夏言うたん、何年前の夏。調査のデータが悪いというんが分かったんがいつですかと言うんですよ。その悪くなった時点からそういうことをするんが普通やないのかなと言うんですよ。今になって質問したけんいうて、今後するというのはおかしいでしょということですよ。ほうやないですか。調査したときに悪いんやったら、その時点からこういう計画で公共下水道の工事もせないかん、水をきれいに流さないかんというんをしていかないかんでしょうが。何で質問にあったときから、あったときから、こうやって町は回答するんですか、おかしいでしょ。もっとみんなの力になるような行政になってほしいね。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） もう最後になりますが、この一般質問の私らの通告書は2週間前に出すんですが、こういう回答が来んもんやけん、ここでの再質問みたいんが遅れるんですよ、頭の中がこんがらがるんで。やっぱり二、三日前に出してくれたら、一般質問の答弁に対して再質問というんができよいで、それで時間の短縮にもなると思うんですが、もうそれだけひとつお願いしたいんですが。二、三日前に回答表を出してくれんかなということ。ほやないと、再質問を考える余地がここではないんですよ、時間の都合もあったりするんで。これはみんなの議員もほうやと思うんですが。再質問するに当たって、こういう回答が来たらこういう再質問をしたいという要望があると思うんですが、そこだけひとつお願いします。

○議長（加藤博徳） 御要望につきましては、理事者と協議させていただきます。

（2番西村元一議員「以上で終わります。ありがとうございますございました。よろしくをお願いします」の声あり）

以上で西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後2時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 西 村 元 一

松前町議会議員 渡 部 恵 美

6月22日（第3号）

令和2年松前町議会第2回定例会会議録

令和2年6月22日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	13番 三好勝利
14番 伊賀上明治		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
教育委員会 事務局長	仲島昌二
町民課長	重松修平
産業課長	平村展章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.3

	令和2年6月22日(月)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第39号 松前町職員倫理条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第3	議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第41号 松前町手数料条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第43号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第61号 財産の譲与について		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第62号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第63号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議案第64号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第12	議案第65号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第13	再議の件(議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命について)		

上程	説明	質議	討論	採決
日程第14	事件撤回の件（議案第45号 松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について及び議案第46号 松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について）			

上程	説明	質議	討論	採決
日程第15	議案第67号	松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について		

上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第16	議案第68号	松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について		

上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
	閉 議			
	町長挨拶			
	閉 会			

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、以上2名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第39号 松前町職員倫理条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第39号松前町職員倫理条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、職員の法令遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講じ、町民の信頼を確保するため新たに制定するものです。

審査の過程において、第8条第1項に、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとしとあるが、透明性の確保とは具体的にどのような形かとの質疑があり、条例では透明性の確保に留意するという規定をしている。それを受け、公共工事等発注担当者の訓令、守るべきルールを今作成している。その中で透明性の確保を担保として、例えばきちんと公表する、覆い隠さないオープンな方法を規定することにしての答弁がありました。

次に、具体的な項目を現在作成中とのことだが、作成後に改めて議会に説明、報告があるのかとの質疑に対し、現在、財政課が作成しているが、条例ではないため、委員会で審議していただく場がないことから、でき上がった際には説明する場を設け、提示したいとの答弁がありました。

次に、第3条の倫理原則、第4条の禁止行為、第6条の利害関係者以外の者等との間における禁止行為、これを守れていれば倫理条例の性質上、第8条は不要だと考える。入札などの規則、ルールをつくれればいいだけで、それを同時に出示していただきたい。条例はこ

うで、その中でも工事発注者に関してはこのような規定をつくりましたと、同時に出さなければ審議はできないと思うとの質疑があり、町としては条例という大きな幹をつくり、それに基づく細かなルールを枝葉として作成していきたいと考えていた。特にこの条例は内容が訓示を目的としたものであり、包括的な広い範囲を対象とし、運用については倫理原則に基づいてやっていこうと考えている。あえて第8条を入れたのは、我々の置かれた立場をもう一度考え、特に公共工事発注担当者の責務については、条例にひもづけて表に出し、位置づける必要があると考え、規定したものであるとの答弁がありました。

次に、条例という幹はできた。付帯する枝葉をこれからつくるということだが、それはいつ頃できるのかとの質疑があり、工事発注担当者の規程については、遅くとも7月中には仕上げたいと考えているとの答弁がありました。

また、職員教育について、研修を定期的にしたから終わりではなく、アンケートや所感を提出してもらいたい。研修を受けるだけでなく、プラスアルファで指導していくようにしてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 私は議案第39号松前町職員倫理条例に反対いたします。反対の立場から討論させていただきます。

反対の理由は、今回出された条例の内容に不備がある、そしてこの採決に至るまでの過程に問題があるということです。ただ、倫理条例制定そのものには反対ではなく、あくまでも今回、議案として出された条例には賛成できないということです。

まず、条例の内容の不備に関して2つあります。

1つ目は、コンプライアンス審査会の任務に不備があるということです。3月27日、議員全員協議会でこの条例の骨子説明がありました。ここでは、コンプライアンス審査会を設置し、その任務として条例遵守のために必要な意見を述べる。法律、条例違反等の調査、審査を行い、結果を報告する。入札関連情報の漏えいのおそれが認められる場合の意見聴取などとありました。しかし、実際にこの条例案が出たときには、法律、条例違反等の調査、審査を行い、結果を報告する。入札関連情報の漏えいのおそれが認められる場合

の意見聴取、この2つは条文にはありませんでした。松前町職員懲戒取扱規則第2条、報告には「所属長は、所属の職員に、町長が別に定める懲戒処分基準等に該当する非違行為があったと認めるときは、当該事案について調査し、別に定める報告書等により町長に報告しなければならない。」とあります。コンプライアンス審査会の任務に、調査、審査、意見聴取等が概要にはあったが、条文として入れなかったのは、この2条があるからでしょうか。倫理条例にコンプライアンス審査会の任務として入れると、この規則を改正しなければならなくなり、それが困難だからでしょうか。理由ははっきり分かりません。明確な説明もありませんでした。私は、職員に非違行為があった場合や利害関係者から不当な要求があった場合には、第三者であるこのコンプライアンス審査会が調査、審査、意見聴取等をするべきだと考えます。コンプライアンス審査会の任務を条文に入れ、松前町職員懲戒取扱規則を改正すれば済むことです。

2つ目は、不当要求行為への組織的対応がないということです。今回この条例を制定しようとする背景を考えるならば、この内容はなくてはならないと考えます。不当要求行為への組織的対応の流れを簡単に言うと、不当要求行為があれば、それを上司に報告する。上司はコンプライアンス審査会に報告書を提出する。コンプライアンス審査会は、その報告書の内容を審査し、不当要求行為と判断すれば、必要な調査を行う。調査並びに審査の結果、再度不当要求行為かどうかを審査する。その審査結果を町長に報告する。不当要求行為であった場合は、町長はその行為を行った者に対し警告する等、必要な措置を講じるということです。

このように不当な要求を受けた、たとえそれが不当要求行為でなかったとしても、職員一人で悩むことなく、上司に報告し、組織的に解決していこうという対応は極めて重要であります。しかし、それが条文にないという、私は驚きよりも悲しくなりました。この職場には、職員に何かあっても守ろうとしないのかと。この倫理条例は、職員が守るべき条例であるとともに、職員を守るべき条例でなくてはならないと私は強く訴えます。

次に、この採決に至るまでの過程に問題があるということです。

6月4日の議員全員協議会の提案案件説明で、この倫理条例に関して職員からいろいろな意見が出されました。そこで、議長から、たくさんの意見が出ているが、この6月でやらなければならないのか、いろいろ検討して6月議会以降、臨時議会か9月議会で再度議案として上げてよいのではという趣旨の提案がありました。しかし、それらの意見を取り上げて検討し、16日の総務産業建設常任委員会で審議するとの申し出があり、16日にすることになりました。が、職員の意見を取り入れていたのは、任命権者の責務だけでした。この会では、幾ら意見を言っても、細かい部分はルール等で明記するなど、議員が納得できるような明確な答弁はほとんどありませんでした。私たちが作成したものはベストであるがのごとく、議員の意見にはほとんど耳をかさない状態でした。議員はいろいろ意

見を言うが、ここは耐えよう、時間がないからとにかくこれをお願いしておけば、最後にはこの内容でも可決されるのだからと思っているのでしょうか。そんなことは絶対ない。それは言い過ぎだよと思われるかもしれません。

しかし、そう思われても仕方ない答弁が先日ありました。19日、予算決算常任委員会で、総合計画の件だが、4次では議員からの指摘で修正したところもあったと思うが、5次ではなぜできてなかったのかという質問に対し、ほぼでき上がっていたので、修正等はできなかったという答弁。ほぼでき上がっていたので、修正等はできなかった、私は目が点になりました。その答弁を言いかえると、ほぼベストな仕上がりであるから修正はできない、意見を言われてももうどうにもならないので、早く可決してほしい、そう思われても仕方ないですね。この答弁が行政側の姿勢である可決が当然を前提として審議するをあらわしているのではないのでしょうか。

これでは議会軽視以外の何物でもありません。議員の皆さん、これでいいのですか。本当にいいのですか。私はこのようなやり方は絶対に許しませんし、このような経緯で決定されるということでは、町民の皆さんも納得できないでしょう。法改正に伴う条例改正なら余り問題ないと思うのですが、新たな条例ともなると、もっと慎重な審議が必要ではないのでしょうか。

今回の本会議で可決したいと考えるならば、議員からの意見を真剣に聞いていただきたい。その場で修正できないことは重々承知しております。だから、出された意見を持ち帰ってもう一度検討するので、臨時常任委員会を開いてくれないかとするのが一般的ではないかと思えます。そして、臨時常任委員会の場で修正できなかったものがあれば、その理由や根拠、これをはっきりと述べるのが筋ではないのでしょうか。また、時間がないからと急ぎたいならば、議員との審議を早い時期からすればいいわけで、時間がないというのはただの言いわけにしか思えません。見通しが甘いと言われても仕方ないと思えますが、どうでしょう。それよりも、可決が当然を前提とした審議という気持ちが職員にあるからではないのでしょうか。何事も見通しを持って、慎重に議論をしていくべきだと考えます。

私は常に批判的な立場に立っているわけではありません。よいことはよいと異議なしで賛成してきております。しかし、私がおかしいと思ったことに対しては、その理由、根拠、時には対案を持って意見しているだけです。議会の持つ2つの使命、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を、議会の一員としてその職責を果たそうとしているだけです。

以上の理由と私の信念から今回の倫理条例に反対します。議員の意見を参考に内容等を再検討し、臨時議会か9月議会で再度提案されることを強く望みます。

最後に、行政も議会も意識改革を行い、これからは何事も上辺だけの議論ではなく、もっと深く議論して、よりよいものをつくっていかうではありませんか。この反対討論がそ

のきっかけになることを願って、私の反対討論を終わります。

(町長岡本 靖「議長、発言を許していただきたい。議長、発言を」の声あり)

○議長(加藤博徳) ちょっとお待ちください。

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論を終わります。

町長の申し出がありますが、討論の場でありますので、町長、お控えいただいたらと思うんですが。

(町長岡本 靖「よろしいですか」の声あり)

ちょっと暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開いたします。

今、町長から発言の申し出がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしということでありますので、町長の発言を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長にお許しをいただきましてありがとうございます。皆さん御賛同いただきましてありがとうございます。

今日、今曽我部議員から大変我々に対する厳しい、かつまた有意義な御提案、御意見をいただいたところでありますので、我々といたしましても今の御意見を参考にして今後の行政運営に当たっていきたいと思っておりますが、しかし1点だけお話をさせていただいたらと思います。

こうした第5次の総合計画のお話でしたが、こうした総合計画をつくる際は、かなりの日数、時間をかけて原案をつくり、その上で議会に提案をするわけであります。相当膨大なものがあります。そのために何をやっているかという、パブリックコメントという制度を用いて、事前に皆様方に今の案をお知らせをして、その内容に対して意見を求めて、その結果を踏まえた上で、議会に最終案として提案をさせていただく、そういう手続をとっております。町民の皆様方、つまり議員の皆様方も含めて意見をいただく機会は設けた上での案であるということを御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長(加藤博徳) 町長の発言を終わります。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論を終わります。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議ありますので、議案第39号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤博徳) ありがとうございました。起立多数です。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告  
(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第3、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第41号 松前町手数料条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第41号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る6月9日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、通知カードが廃止された場合、個人番号を確認する手段はあるのかとの質疑があり、通知カードは住所氏名等が変更なければ、今後もマイナンバーを証する書類として使用可能である。また、変更があった方については、マイナンバー入りの住民票または住民票記載事項証明書を取得していただくことでマイナンバーを確認することが可能である。なお、マイナンバーカードがあればそれで確認することができるため、広報等で周知していきたいとの答弁がありました。

また、通知カードの廃止はなぜ決まったのかとの質疑があり、通知カードの転居等における記載事項の変更手続が住民及び職員の負担となっていたこと、また社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードからマイナンバーカードへの移行を早期に促すためであるとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードのセキュリティ対策や利便性についての考えと、今後どのように普及啓発していくのかとの質疑があり、マイナンバーカードには高度なセキュリティ機能が備わっている上、法令に定められた規定に基づき厳格に管理されているため、セキュリティ対策は万全と考えている。また、オンライン申請が可能であり、コンビニ交付サービスも利用できるため、密になることなく、混雑する時間帯を避けて利用できるなど、新しい申請様式に沿ったものになっており、とても利便性の高いサービスと言える。普及

啓発については、今後検証していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、通知カードが廃止された後、マイナンバー入りの住民票を取得する場合、代理人でも取得することが可能かとの質疑があり、住民票が同一世帯であれば、代理人でもマイナンバー入りの住民票を取得することが可能である。ただし、世帯または住所が別である代理人が申請する場合は委任状が必要で、マイナンバー入りの住民票は本人の住所地へ郵送することとしているとの答弁がありました。

委員からは、マイナンバーカードを普及させたいのであれば、町民の皆さんに、マイナンバーカードを持つことによってどういう利点があるのか、また持つことの注意点やデメリットを分かりやすく解説したものを広報等で周知してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第42号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月9日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、居宅訪問型保育というのはベビーシッターのようなイメージでよいかとの質疑があり、保護者の自宅において1対1で行う保育であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第43号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第43号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月9日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格に中核市の長が行う研修を修了したことを加えるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、中核市は愛媛県内ではどの市が対象かとの質疑があり、松山市が中核市であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第44号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月9日の本会議において、文教厚生常任

委員会に付託されました議案第44号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、介護保険の被保険者は何人いるのか、軽減対象者をどのくらい見込んでいるのかとの質疑があり、4月末現在の被保険者数は9,431名であり、軽減対象者はその3分の1を見込んでいるとの答弁がありました。

また、町の負担額はどのくらいかとの質疑があり、924万2,000円であるとの答弁がありました。

また、基準額の見直しがあるが、掛け率は変わるのかとの質疑があり、低所得者に対する率は当面このままでいくとの答弁がありました。

さらに、軽減の率はどのように決まるのかとの質疑があり、国の基準によって決まる、ただし第2段階については、町独自に国の基準に比べ0.1手厚くしているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第61号 財産の譲与について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第61号財産の譲与についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月9日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、松前町が所有している中川原公民館の土地を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、中川原に譲与することになった経緯に関する質疑に対し、認可地縁団体の中川原から、認可地縁団体に土地等を所有し運営管理したいとの要望があったとの答弁がありました。

また、認可地縁団体とはどういう団体でいつできたのかとの質疑があり、松前町大字中川原区が平成6年2月2日認可、松前町川口組が平成7年12月4日認可、松前町大字徳丸区が平成10年5月15日認可、大字神崎自治会が平成30年3月1日認可、松前町内にこの4つがある。認可地縁団体とは、地域において公共的な共同活動をする団体で法人格を持ち、土地、家屋を所有することができる団体であるとの答弁がありました。

また、認可地縁団体は法律によるものかとの質疑があり、地方自治法第260条の2で定められているとの答弁がありました。

また、どうして中川原が松前町名義にしていたのか、歴史的な経緯に関する質疑に対し、昔は地域が集会所等を持ってないため松前町名義にしていた。認可地縁団体にならないと土地、家屋が持てないが、今では認可地縁団体になったことから、地域の名義にして管理運営をしていけるためであるとの答弁がありました。

また、中川原地域が町に寄附採納しているため、もとに戻すということではないのかとの質疑があり、地域から寄附の場合は議決は要らない。今回、中川原の土地は町に買収されているため、議決した後、譲与が必要であるとの答弁がありました。

また、認可地縁団体が財産を持てるのであれば、処分や管理も地域になるのかとの質疑があり、処分はないと思うが、管理運営等は認可地縁団体で行う。修繕等があれば、コミュニティ施設整備事業の補助も活用できるとの答弁がありました。

また、固定資産は非課税ということだが、登記費用はどうなるのかとの質疑があり、登録免許税に関しては地域負担となり、26万円相当になるとの答弁がありました。

また、費用負担してまで認可地縁団体に財産を持つメリットは何かとの質疑があり、地域で土地を広げたいとき等は手続が早くできる。町の所有であれば、町で土地や家屋を持ったり広げたりするとなると、予算措置や協議にかなりの時間が費やされる。コミュニティ施設整備の補助に関しては、今までどおり松前町が行う。地域で財産を自由にできるこ

と、またスピーディーな手続ができることがメリットであるとの答弁がありました。

また、他の地縁団体でも同じような動きはあるのかとの質疑があり、神崎コミュニティ広場の2筆も認可地縁団体に譲与するようになっている。南黒田においても、認可地縁団体設立に向け、今月役員会があると聞いている。今年中に認可し、集会所建設を予定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 6 2 号 令和 2 年度松前町一般会計補正予算（第 2 号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 1 0 議案第 6 3 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 1 1 議案第 6 4 号 令和 2 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 1 2 議案第 6 5 号 令和 2 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第 9、議案第 62 号令和 2 年度松前町一般会計補正予算第 2 号、日程第 10、議案第 63 号令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、日程第

11、議案第64号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第12、議案第65号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

**○予算決算常任委員長（影岡俊範議員）** 去る6月9日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第62号から議案第65号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第62号令和2年度松前町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億9,272万2,000円を追加し、総額を145億7,102万3,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、今回の補正予算に災害やコロナ対応の避難所開設における対策費は計上していないが、どのタイミングで計上するのかとの質疑があり、庁舎管理用と重複する安価な物品については現行予算で対応している。国の2次補正で防災対策費用も対象となるが、内容が詳しく示されていない。様々な経費が対象となっており、金額、内容等を確認し、9月補正でまとまった金額のものは購入したいと考えているとの答弁がありました。

次に、これから梅雨時期でいつ災害が起こるか分からない、避難所も扇風機や換気扇が必要となり、ある程度予測できるものは迅速に対応すべきだと思うが、そのあたりのスピード感はどうかとの質疑があり、扇風機等は選挙事務で使用するものがストックとしてある。新たに購入するのではなく、経費をかけず、既存のものを最大限に利用することで、スピーディーに対応しようと考えている。

委員からは、緊急に必要なとなった場合、予備費、専決処分で迅速に対応をしていただきたいとの意見がありました。

次に、財政調整基金の取り崩し額4億6,600万円の内容について質疑があり、当初予算で3億5,000万円、専決処分を行ったコロナ対策で1億1,600万円、合わせて4億6,600万円である。専決予算の編成を行ったときに地方創生臨時交付金の額等が分からない状態であったため、コロナ対策の財源として1億1,600万円を充てるようにした。後日、松前町に1億円弱の交付金の配分が決まったため、基金から交付金に振り替える予定にしており、1億円程度取崩額は減る見込みである。3億5千万円の内訳は、当初予算を組むに当たり、財源不足分に関して財政調整基金で年度間の財源の調整を行っている。今後3月までに執行残や入札減少金、歳入のぶれにより年度末には取崩額が減る可能性もある。逆に、足りなくなり取崩す可能性もあるとの答弁でありました。

次に、産業建設部所管については、本町は森林がない、山がないのに賦課される森林環境税の目的は何なのか、有効に使われているのかとの質疑があり、森林環境税は、温室効果ガスの削減や災害防止を図るために、森林整備等に必要な財源を安定的に確保すること

を税の主旨としている。それに伴い国民一人一人が山のない町でも等しく負担し、森林を支える仕組みをつくる趣旨となっている。森林環境譲与税は、昨年度から制度導入され、基金に積立られている。今年度、子育て・健康課の赤ちゃん木育初め事業で、赤ちゃん訪問時に誕生祝い品として県産材を使用した木のおもちゃなどをプレゼントしており、森林環境譲与税を有効活用しているとの答弁がありました。

次に、市町振興協会のイベント助成金の振り分けについて質疑があり、当初予算では、このイベント助成金373万円を、まさき町夏祭りの特定財源として計上していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により夏祭りを中止したため、このイベント助成金を、たわわ祭の特定財源として活用することができるか市町振興協会に確認をしたところ、活用できることが分かったため、たわわ祭の特定財源として390万円を計上したものであるとの答弁がありました。

次に、中間管理機構の事業をやめた理由は何かとの質疑があり、使用貸借契約の対象の農地を売買することになり、解約に至った。貸し手と中間管理機構、中間管理機構と借り手が契約という三者契約であり、三者とも合意に基づく解約であるとの答弁がありました。

期間満了前の解約の場合、償還金の減額や町の補助はないのかとの質疑に対して、使用貸借契約に当たり、10年間は所有権移転等を行わない、また契約を解約した場合は協力金を全額返還することを誓約しており、協力金全額の償還となった。町の補助等はないとの答弁がありました。

次に、松前港祭り中止による代替え検討はしたのかとの質疑があり、松前港祭りは、松前漁協青年部の主催となっている。あらかじめ漁協青年部と協議をして早期に中止を決定した。今年度中の振りかえイベントはないと聞いている。来年度実施する際には引き続き支援したいと考えているとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう費の国の補助率について質疑があり、舗装長寿命化修繕は50%、一般道路等整備及び橋梁長寿命化修繕は55%であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、コミュニティ対策について、コミュニティ施設整備事業費補助金とコミュニティ助成（宝くじ普及）事業補助金の申請件数は何件かとの質疑があり、コミュニティ施設整備事業費補助金は緊急であったため徳丸地区のみ、コミュニティ助成（宝くじ普及）事業補助金は5地区の応募があり、恵久美、西高柳の2地区が採択されたとの答弁でありました。

当初予算でも徳丸地区に補助金があったのではないかと質疑があり、当初予算では広場の車どめを上げていた。今回は内壁のシロアリに対する修繕で、事業内容が違ふとの答弁がありました。

次に、恵久美地区の音響設備に対する補助金170万円の内容について質疑があり、移動



用アンプ1台、スピーカーセット4台、スピーカーを入れるケース4台、スピーカースタンドセット2台、各種マイクなど屋内外で使用できる音響設備をフルセットそろえることで、この予算になっているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、給食センター感染症対策事業の学校給食納入業者支援助成金について、納入業者数と助成の対象について質疑があり、納入業者は個人業者も含めて34社で、町内外を問わず、対象期間中に納入業者として契約した業者は対象となるとの答弁がありました。

次に、助成の対象となる損失の基準はどうなっているのかとの質疑があり、対象となる経費は業者に発注したが、その発注を取り消したため、業者が廃棄した額や発注取消し分を転売した場合に、本来受け取るはずであった金額との差額を損失として助成するとの答弁がありました。

助成金300万円の予算計上額について質疑があり、業者により発注数が異なるので様々な金額となる。予算計上した金額はあくまでも概算で、一月当たり食材納入に係る契約金額が約1,100万円であり、何社かに聞いたところ、損失はそれほど高額ではなかったため、10%程度損失と見込み、月100万円を計上した、3か月で300万円との答弁でありました。

また、業者を守る観点から、もっと手厚いサポートが必要ではないか、業者は納得しているのかとの質疑があり、この補助制度は発注取消しにより納入業者に損失が出た部分を補助するものであり、国の補助の考え方が廃棄分と損失差額分という考え方であるため、それに応じた形としている。業者の話では特に切迫した状況ではなかったため、納得してもらえると思うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第63号松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費とオンライン資格確認対応に係る国保標準システムのバージョンアップ作業等の委託料を増額するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第64号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の減額と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に係る保険料還付金を増額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

で、御報告いたします。

次に、議案第65号松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の保険事業勘定の保険課所管分は、人事異動に伴う人件費の歳出及び歳入の減額と、第1号被保険者保険料の低所得者に対する軽減強化により歳入を補正するものです。

福祉課所管分の介護サービス事業勘定の歳出は、人事異動に伴う人件費の増額で、歳入は介護予防支援サービス計画費収入の増額によるものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

以上で議案第62号から議案第65号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第62号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第63号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第64号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第65号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 再議の件(議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命について)

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第13、再議の件(議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命

について)を議題とします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、渡部恵美議員の退場を求めます。

〔3番 渡部恵美議員 退場〕

○議長(加藤博徳) 町長から議案第49号の議決について、法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。再議に付した理由について説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第49号松前町農業委員会の委員の任命についてに係る再議の件につきまして、理由を申し上げます。

本定例会の6月9日の会議におきまして、議案第49号の審議の際、地方自治法第117条の規定により、議事に参与することができない者を排斥せずに議決が行われました。このため違法な議決と認められることから、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付すものです。

議案の内容につきましては、6月9日の松前町議会定例会におきまして御説明申し上げたとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 今の案件について、再議についての質問を行います。

町長にお伺いしますが、書類上では議会の不備というような文章が載っておりますが、この不備があった原因はどちらにあるのか、議会にあるのか、提案者にあるのか、そこらをはっきりさせていただきたい。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) いわゆる参与することができない者を除斥をしなければならないという運営に関しましては、これは議会の問題でありますので、議会の問題というふうに申し上げたわけではありますが、議案を提出する際に、執行部側といたしましても、この方が議員の親族に当たるというサジェスションをするのがよかったのかもしれませんが、そこが多分欠けておったところは、我々としても若干残念であったと思っておるところですので、どちらがどうこうということであるならば、双方ともが注意が不足したということではないかと思えます。

以上でございます。

○議長(加藤博徳) ほかに質疑はございませんか。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 質問内容は、議長、事務局長にちょっと。議会の仕組みとして、退席されたときはドアを閉めることになっておる思うんですけど、その了承も何もなくて、今回コロナであけましようということになつとんやけど、そういうふうなルールが多分あると思うんですけど、それとりあえず前提を先に言うてもらうて、今回はこういうふうなことをします言うてもらわんと、何か全然ルール無視で何でもありみたいなんで行きよんで、そこらはどうなつとんか。僕の認識が違うかも分かりませんよ。でも、退席したときは必ず鍵を締めて施錠もするということになつとんですけど。ちょっと僕は認識が違うかも分かりません、ちょっと議長サイドにお聞きしたいんで、質問させてもらいました。

○議長（加藤博徳） 村井議員の方から除斥があつた場合のドアを閉めるべきではないかという提案をいただきました。ありがとうございました。

当初はそのように思っておって、当初にそれを断るべきであつたかと思いますが、昨今の状況、会議室のドアはあけておくというふうなことを設定しておりましたので、配慮が欠けておりました。以降、気をつけたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしでありますので、採決を行います。

議案第49号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。議案第49号は原案どおり可決されました。

渡部恵美議員の除斥は解かれました。渡部議員の着席を求めます。

〔3番 渡部恵美議員 入場〕

○議長（加藤博徳） ちょっと暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

~~~~~

日程第14 事件撤回の件（議案第45号 松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について及び議案第46号 松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について）（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、事件撤回の件を議題とします。

お手元に配付いたしました事件撤回請求書のとおり、議案第45号松前町総合福祉センタ

一省エネ改修工事請負契約の締結について及び議案第46号松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結についての2件について、事件の撤回を請求されております。

撤回理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 去る6月9日、本定例会におきまして議決をいただきました議案第45号松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結及び議案第46号松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結につきまして、提案いたしました議案の内容に誤りがありましたので、松前町議会会議規則第20条第2項の規定により、撤回の請求をするものです。

誤りの内容につきましては、議案第45号及び議案第46号のいずれも同じであります。これらの省エネ改修工事につきましては、いずれも補助金の交付決定を受けてからでないと工事に着手してはならないこととされているものでありまして、補助金の交付元であります環境イノベーション情報機構から、補助金の交付決定は6月初旬になる見込みであると聞いておりましたため、議会開会日までには交付決定がされるであろうと予測し、議案書におきましては着工日を議決のあった日としていたところではありますが、議決の日になっても交付決定がなされなかったことから、結果として議案書の記載が誤りとなったものです。補助金の交付決定が予定どおりに行われぬ見通しとなった時点でしかるべき措置をとらなければならなかったところ、それを失念した結果、このような事態となりました。誠に申しわけなく、おわびを申し上げます。関係者一同起立。申しわけありませんでした。

今後、こうしたことが二度と起こらないよう、緊張感を持って職務に当たりたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今の町長の説明で、ちょっと確認したいんですが、6月9日現在では、その交付決定がされていないということなんですけど、今これを出してきたということは、今はもう決定されているという認識でよろしいですか。まだされていないですか、されとんですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 現在、まだ交付決定の通知は届いておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 現在、交付決定がされてないので、もうちょっと待たないと着手ができないわけですが、仮契約書におきましては、議会の議決があり、交付決定があった後、その仮契約を本契約に移行するという意思表示をした日から着工すると、こういう形の仮契約書になっておりますので、契約上の問題はありません。ただ議会の議決は先に交付決定が受けられるであろうという前提で議会の議決があった日にしてしまったものであります。

したがって、今後は議会の議決をいただきましたら、交付決定を待って、交付決定があった後、業者に対して本決定に移行するという通知をして、工事に着工したいと、こういうふうに考えております。

（11番村井慶太郎議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号の2件の事件撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、事件撤回の件を許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第15 議案第67号 松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第67号松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第67号について提案理由を申し上げます。

今ほど撤回の許可の議決をいただきました議案第45号にかわる松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に改めて説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、議案第67号松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約の締結について御説明いたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。

工事名は、松前町総合福祉センター省エネ改修工事請負契約です。契約方法は、随意契約、公募型プロポーザル方式です。省エネ改修を行う施設は、松前町総合福祉センターです。期限の着手日は、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の交付決定を受け、松前町議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して本契約とする旨の意思表示をした日です。完了日は、令和3年1月15日としております。契約金額は、1億1,575万3,000円です。契約の相手方は、愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗です。現在仮契約を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第68号 松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第68号松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。



岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第68号について提案理由を申し上げます。

今ほどの撤回の許可の議決をいただきました議案第46号にかわる松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に改めて説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、議案第68号松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約の締結について補足して御説明いたします。

追加議案書の3ページを御覧ください。

工事名は、松前総合文化センター省エネ改修工事請負契約です。契約方法は、随意契約、公募型プロポーザル方式です。省エネ改修を行う施設は、松前総合文化センターです。期限の着手日は、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の交付決定を受け、松前町議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して本契約とする旨の意思表示をした日です。完了日は、令和3年1月15日としております。契約金額は、5,449万4,000円です。契約の相手方は、愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗です。現在仮契約を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が松前町議会委員会条例に規定する所管の事項のために閉会中に調査研究を実施することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和2年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分に配慮してまいります。

さて、今議会に提案しておりました省エネ改修工事請負契約の締結に係る議案の内容に誤りがあり、議員の皆様にお迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、改めまして深くおわびを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、愛媛県においては、5月28日以降、新たな陽性確認がなく、先日19日に感染警戒期から感染縮小期に移行し、県をまたぐ移動の自粛などが緩和されました。しかしながら、東京都では、先週14日に47人、15日に48人と、新型コロナウイルスの新規感染者が確認され、緊急事態宣言解除後では2日連続で最多を更新するなど、感染拡大の第2波が懸念されています。

愛媛県でも感染縮小期に移行したとはいえ、少しの油断が感染拡大の引き金となるおそれがあります。町民の皆様におかれましては、県が呼び掛けている、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、習慣化しよう3密回避、この3つの感染回避行動を引き続きふだんの生活の中で意識していただきますようお願いいたします。

また、雨の多い時期を迎え、大雨による災害が発生したときのために、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定にスピード感を持って取り組みたい

と考えています。

最後に、これから暑さも日増しに厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 町長の挨拶を終わります。

これにて、令和2年松前町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後0時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 影 岡 俊 範

